

## 第7回 協働のまちづくり推進特別委員会

令和4年10月26日(水)  
10時00分～ 時 分  
全 員 協 議 会 室

【委員】 西田委員長、上野副委員長  
村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、芦谷委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】 邊地域政策部長、岸本政策企画課長、末岡地域活動支援課長  
永田まちづくり社会教育課長

【事務局】 河上局長、松井書記

---

【議 題】

1 執行部報告事項

(1) 協働のまちづくり推進計画の評価・検証について 【地域活動支援課】

(2) まちづくりセンターの評価・検証について 【まちづくり社会教育課】

(3) その他

2 行政視察について（議員間で協議）

3 その他

## 協働のまちづくり推進計画の評価・検証について

資料1

### 1 計画の趣旨

本計画は、浜田市協働のまちづくり推進条例の基本理念の実現を目指し、実践するため、「協働」に関する基本的な考えや市が行う必要な取組を示すものです。

### 2 市民意識調査の実施

市民、各種団体の協働に対する認識やまちづくり活動、社会貢献活動の取組状況等を調査し、市民等への協働の広がりや活動実績の把握・検証を行います。(令和5(2023)年度、令和7(2025)年度実施予定)

### 3 計画の期間及び進捗状況の評価・検証等のスケジュール

本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間とし、毎年度、評価検証を行います。

なお、令和4(2022)年度においては令和3(2021)年度の実績から現状値を調査し、令和5(2023)年度から前年度の評価検証を行います。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計 画 期 間				
現状値調査	評価・検証	評価・検証	評価・検証	総合評価・検証
職員意識調査	職員意識調査	職員意識調査	職員意識調査	職員意識調査
	市民意識調査		市民意識調査	

### 4 取組指標等の設定

基本方針に掲げる各取組に「取組指標」及び「目標値」を設定し、毎年度の計画の進捗を的確に把握します。(項目数 全51項目)

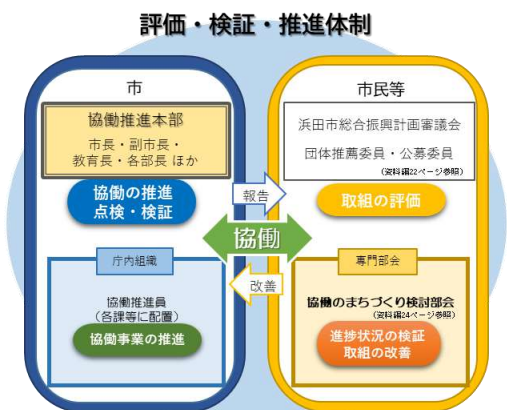
① 毎年度評価：28項目	③ 評価対象外：18項目
② 令和5(2023)年度分から評価：3項目	④ 実施年度分のみ評価：2項目

### 5 評価検証体制

「協働推進本部」において、進捗状況を確認するとともに自己点検及び検証を行います。

また、学識経験者、関係団体代表者及び公募市民で構成する「総合振興計画審議会」及びその専門部会である「協働のまちづくり検討部会」に進捗状況を報告し、意見や評価等を得ながら協働推進員と連携して取組を進めます。

併せて、議会及び協働のまちづくり推進特別委員会にも報告し、意見交換を行うことにより、一層の推進を図ります。



〔協働推進体制のイメージ図〕

## 浜田市協働推進本部設置要綱

## (設置)

第 1 条 市民と行政の協働のまちづくり（以下「協働」という。）について庁内組織の横断的連携を図ることにより、協働に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、協働推進本部（以下「本部」という。）を置く。

## (構成)

第 2 条 本部は、市長、副市長、教育長、部長（部長に相当する職位の者を含む。）及び支所長並びに市長が指名する職員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。

## (会議)

第 3 条 本部の会議は、市長が招集し、かつ、主宰する。

- 2 市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。
- 3 市長が必要と認めるときは、関係する課長（課長に相当する職位の者を含む。）を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 4 本部の会議は、必要に応じて開催する。

## (審議事項)

第 4 条 本部の会議に付議すべき事項（以下「審議事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協働の推進及び意識の高揚に関すること。
- (2) 協働に係る関係部署間の連携及び総合調整に関すること。
- (3) 協働に関する取組の検証及び見直しに関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協働の推進に必要な事項に関すること。

## (協働推進員)

第 5 条 本部長は、庁内の連絡調整及び協働に関する市職員の意識向上並びに各種施策の協働の具体的な取組を推進するため、協働推進員を各課等につき 1 人置く。

- 2 協働推進員は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 協働に関する研修会等への参加並びに所属課等における情報の周知及び啓発に関すること。
  - (2) 所属課等における協働に関する取組の推進に関すること。
  - (3) その他協働の推進に必要な取組に関すること。

## (庶務)

第 6 条 本部の庶務は、地域政策部地域活動支援課において処理する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

基本方針Ⅰ：協働の意識づくりと主体的なまちづくりの推進

1 理念の共有

①条例及び推進計画の周知等

条例及び本計画について、分かりやすいパンフレットなどを作成し、職員及び市民等に学習会等による周知及び説明を行うとともに、市民等が開催する研修会等を支援します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
協働のまちづくりに関する学習会等の開催		開催回数	6回	目標値	7回	8回	9回	10回	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	政策企画課・地域活動支援課・各支所防災自治課			評価					

【令和3(2021)年度取組事例】

民生児童委員協議会総会、まちづくり推進委員会総会、島根県市町村職員年金者連盟総会 など

②出前講座等の開催

市民等が出前講座等を開催する場合は、市から講師を派遣し、条例や協働のまちづくり等、市の施策や制度等について分かりやすく説明します。併せて、市民等に対し、出前講座等の開催の働きかけを行います。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
出前講座の実施		開催回数	356回	目標値	360回	370回	380回	390回	
				実績値	0	0	0	0	
				目標達成率					
担当課	全課			評価					

【令和3(2021)年度取組事例】

防災、救急・救命、ごみの分別・リサイクル、健康づくり、介護予防、地域計画、すこやか員研修会、保健医療福祉合同研修会、森林教室、浜田市観光ボランティアの会研修会 など

2 人材の育成支援

①人材育成研修会の開催

地域で既に役員等として活動する人へのスキルアップを目的とした研修会を開催します。地域活動や市民活動等の成功事例や他地域の現状を学ぶことにより、活動内容の充実や新たな事業の展開につながる取組を進めます。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
人材育成(スキルアップ)研修の開催		開催回数	24回	目標値	25回	26回	27回	28回	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	全課			評価					

【令和3(2021)年度取組事例】

食生活改善推進協議会各支部研修会、すこやか員研修会、食生活改善推進員養成講座、子育て支援員研修(講師派遣)、生涯学習のまち・地域づくり研修会 など

## ②まちづくり市民集会の開催

多くの市民が協働への理解と関心を深めるとともに、積極的に地域活動や市民活動等に参加しようとする意識の醸成が図れるよう、協働やまちづくりに関する市民集会等を開催します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
協働のまちづくりフォーラムの開催 ②[令和5(2023)年度から評価]		参加者数	-	目標値					
				実績値					
				目標達成率					
				評価					
担当課	地域活動支援課								

### 【参考】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3(2021)年度はオンデマンド配信としたため、令和4(2022)年度実績値を基準に評価・検証を行う。

## 3 情報発信、共有の推進

### ①情報発信機能及び体制の強化

広報はまだ(市広報紙)のみならず、市ホームページ、メディア、まちづくりセンター内の掲示板など、様々な媒体や機会を活用してまちづくりに関する情報を幅広く提供し、市民等への周知を図ります。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
各課における事業及び施策の情報発信 (広報はまだ、市ホームページ、SNS、メディア(CATVなど)、公共施設内の掲示板等)		情報 発信数	4,558件	目標値	4,600件	4,700件	4,800件	4,900件	
				実績値					
				目標達成率					
				評価					
担当課	全課								

### 【令和3(2021)年度取組事例】

出前講座(広報はまだ、市ホームページ、石見ケーブルビジョン)、防災情報(防災メール、SNS等)、各種会議結果、まちづくりセンターだより(市ホームページ)、各種事業案内(ポスター掲示、チラシ配布)、情報発信コーナー(庁舎内展示・掲示) など

### ②協働事例集の作成・周知

市民等と市が協働で実施した事業を取りまとめ、「協働事例集」を作成し、様々な媒体や機会を活用して市民等への周知を図ります。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
協働事例集の作成		掲載 事業数	11事業	目標値	12事業	14事業	16事業	18事業	
				実績値					
				目標達成率					
				評価					
担当課	全課								

### 【令和3(2021)年度取組事例】

「課題解決特別事業実践集」「全国未成線サミット報告書」 など

#### 4 若い世代が参加しやすい機会づくり

##### ①まちづくりセンターを拠点とした協働事業

まちづくりセンターを中心に学校と連携したふるさと教育を行い、地域、学校、家庭が一体となって子どもの育ちを支える機運を醸成するとともに、親世代と地域が関わることによる新たな人材の育成を図ります。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
学校と連携したふるさと教育、親世代と地域が関わった事業の実施 ②[令和5(2023)年度から評価]	参加者数	-	目標値					
			実績値					
			目標達成率					
			評価					
担当課	学校教育課(まちづくり社会教育課)							

##### 【参考】

センター事業の参加者数について、令和3(2021)年度以前は統一した計測方法でなかったため、令和4(2022)年度から統一した計測方法により実績値を求め、これを基準に評価・検証を行う。  
 [令和3(2021)年度実施事業](全26センターで計画・推進)  
 自分たちの住んでいる周辺地域(山・海・産業)の特色を知ろう!、金城地域3センター連携共育推進事業、ふるさと学習地域協働活動事業、ふれあい地域交流会、三隅っ子共育 など

##### ②社会教育等の手法を活かした人材育成

地域の「ひと・もの・こと」を活用した活動を通じて、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、次代を担う子どもの育成を図ります。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
地域資源「ひと・もの・こと」を活用した事業の実施 ②[令和5(2023)年度から評価]	参加者数	-	目標値					
			実績値					
			目標達成率					
			評価					
担当課	学校教育課(まちづくり社会教育課)							

##### 【参考】

センター事業の参加者数について、令和3(2021)年度以前は統一した計測方法でなかったため、令和4(2022)年度から統一した計測方法により実績値を求め、これを基準に評価・検証を行う。  
 [令和3(2021)年度実施事業](全26センターで計画・推進)  
 お仕事体験「ハマダニア」、地域の防災力を高め 命を守ろう!!、今市の魅力再発見～イマフル～、放課後子ども教室(マジスクール)、地域の子どもが地域を知る・学ぶ事業「キラキラ☆白砂の海」 など

#### 5 職員の意識向上

##### ①職員研修の実施

職員が協働の意味を正しく理解し、実践できるよう職員研修を定期的の実施します。  
 また、職員も地域の一人として地域活動に積極的に参加するよう意識の醸成を図ります。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
協働に係る職員研修の実施	開催回数 (受講者数)	2回 (延べ 692人)	目標値	2回	2回	2回	2回	
			実績値					
			目標達成率					
			評価					
担当課	地域活動支援課							

##### 【令和3(2021)年度取組事例】

「浜田市協働のまちづくり推進条例」「まちづくりセンター」に関する職員研修、「新規採用職員」研修

②職員意識調査の実施

職員の協働に対する理解度や地域活動や市民活動等への参加状況について、定期的に意識調査を実施します。その結果を踏まえて、在職中や退職後の地域活動や市民活動等への積極的な参加を促します。

具体的な取組		指 標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
職員意識調査(毎年度実施)	協働の 認知度	91.0%	目標値	100%	100%	100%	100%		
			実績値						
			目標達成率						
			評 価						
	条例の 認知度	87.2%	目標値	100%	100%	100%	100%		
			実績値						
			目標達成率						
			評 価						
担当課	地域活動支援課								

【実施日(策定時)】

令和3(2021)年10月18日～10月27日[1回目]、令和3(2021)年12月17日～12月28日[2回目]



## 基本方針Ⅱ：活動基盤の整備

### 1 活動体制の整備

#### ①まちづくり活動団体への財政的支援

市民等が主体的に行う様々な地域活動や市民活動等の継続及び拡充に向けた補助金制度を周知し、活用を支援します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動に対する補助</li> <li>地域活動に対する補助</li> </ul>		補助件数 (交付決定)	278件	目標値	280件	290件	300件	310件	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	全課			評価					

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

市民協働活性化支援事業、地域づくり振興事業、地域子育て支援活動事業、まちなか賑わい創出イベント事業 など

#### ②市民相談窓口の充実

地域活動や市民活動に関する相談窓口を充実させるとともに、各団体の運営に関するマニュアル等を作成し、運営を支援します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
地域活動団体、市民活動団体からの相談対応 ③[評価対象外]		相談件数	24件	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
担当課	全課			評価	-	-	-	-	

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

相談：町内会運営、あいのりタクシー、浜田駅パーク&ライド、市営バス待合所、コロナ禍の町内会活動 など

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
地域活動団体及び市民活動団体の運営に関するマニュアルの作成(更新) ③[評価対象外]		マニュアル 作成 (更新)数	4冊	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
担当課	地域活動支援課・各支所防災自治課			評価	-	-	-	-	

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

運営マニュアル：まちづくり総合交付金の手引、新型コロナウイルス感染症に関する町内会等活動ガイドブック など

③自治会活動保険の整備

市民が安心して地域活動に取り組めるよう、地区まちづくり推進委員会や町内会等が主催する活動に対する保険に市が加入し、活発な活動となるよう支援します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
自治会活動保険への加入 ③[評価対象外]		契約実績	実施	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
評価	-			-	-	-			
担当課	地域活動支援課								

【契約内容】

普通傷害保険(住民の傷害事故を補償)、傷害見舞費用保険(傷害事故に対する見舞金)

④国、県、民間等の補助金制度の情報提供

国、県、民間などの機関が実施する補助金制度の情報を収集し、まちづくり活動団体に情報提供を行うことで、地域活動や市民活動等の資金確保を支援します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
国、県、民間などの機関が実施する補助金制度の情報提供 ③[評価対象外]		情報発信 (案内)数	22件	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
評価	-			-	-	-			
担当課	全課								

【令和3(2021)年度取組事例】

農林業補助事業、豊かな森づくり推進事業、TSKグループ伝統芸能助成事業、戦争体験を語り継ぐ次世代継承事業 など

⑤高等教育機関との連携の拡大

協働事業に関する情報や支援制度を高等教育機関に提供し、学生が地域活動や市民活動等に参加しやすい環境を整備します。

具体的な取組		指 標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
「大学等高等教育機関と連携したまちづくり推進事業に対する補助 ★総合振興計画		補助件数 (交付決定)	1件	目標値	1件	5件	9件	13件	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	地域活動支援課		評 価						

【令和3(2021)年度取組事例】  
補助事業: 更生保護3団体合同研修会  
〈新型コロナウイルス感染症の影響〉高等教育機関では活動を自粛したため、取組がコロナ以前と比較して減少した。

具体的な取組		指 標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
高等教育機関の学生と地域活動団体又は市民活動団体との連携支援		参加者数	493人	目標値	500人	550人	600人	650人	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	全 課		評 価						

【令和3(2021)年度取組事例】  
参加事業: かなぎシェアハウス学習支援事業 など  
〈新型コロナウイルス感染症の影響〉高等教育機関では活動を自粛したため、取組がコロナ以前と比較して減少した。

⑥共同研究の実施及び成果の活用

市の課題や政策について島根県立大学と共同研究を実施し、その成果の活用に向けた取組を進めます。

具体的な取組		指 標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
共同研究の実施 ★総合振興計画		共同 研究数	6事業	目標値	6事業	6事業	6事業	6事業	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	地域活動支援課		評 価						

【令和3(2021)年度取組事例】  
石見神楽ライブ配信の試行を通じた課題の検討、「1日バス乗車券」を用いた島根県浜田市の公共交通活性化について など

## 2 活動拠点の整備

### ①集会所施設、関連設備等整備事業(地域づくり振興事業)の活用

自治集会所等の新築、改修又は修繕などで必要となる費用の一部を補助する制度を継続して実施するとともに、制度の周知を図ります。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
集会所施設、関連設備等の整備に対する補助(地域づくり振興事業) ③[評価対象外]		補助件数 (交付決定)	50件	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
担当課	地域活動支援課		評価	-	-	-	-		

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

屋根改修、エアコン取付、トイレ洋式化、LED照明取替 など

### ②まちづくりセンターの新規整備

石見地区において、地域活動や市民活動等のまちづくり活動の拠点施設として、石見まちづくりセンター(仮称)長沢サブセンターの整備を図ります。(令和5(2023)年度着工・完成予定)

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
石見まちづくりセンター(仮称)長沢サブセンターの整備(令和5(2023)年度着工・完成予定) ③[評価対象外]		整備実績	協議 検討	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
担当課	まちづくり社会教育課		評価	-	-	-	-		

### ③まちづくりセンター活動の環境整備

まちづくりセンターの施設改修、設備・備品の更新又は修繕を計画的に実施します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
まちづくりセンターの施設改修 ③[評価対象外]		施設改修 (修繕) 件数	9件	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
担当課	まちづくり社会教育課		評価	-	-	-	-		

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

施設改修:照明LED化更新工事 など

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
まちづくりセンターの設備・備品の更新又は修繕 ③[評価対象外]		備品更新 (修繕) 件数	64件	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
担当課	まちづくり社会教育課		評価	-	-	-	-		

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

備品更新・修繕:事務端末更新、入口建具修繕 など

### 3 情報共有機会の創出

#### ①協働事業やまちづくり活動情報の発信

市内で行われる協働事業やまちづくり活動団体の情報を収集し、市ホームページ等で広く市民に発信します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
・協働事業の情報発信(掲載) ・まちづくり活動団体の活動情報等の発信(広報はまだ、市ホームページ等への掲載)		情報発信(掲載)数	69件	目標値	80件	90件	100件	110件	
				実績値					
				目標達成率					
				評価					
担当課	全課								

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

[広報はまだ]コミュニティ助成事業、各種団体主催行事 など [ホームページ]市民協働活性化支援事業、各種団体主催行事 など [パンフレット等配架]各種団体主催行事 など

#### ②まちづくり活動団体間の連携の推進

まちづくり活動団体間でそれぞれが持つノウハウを活かしつつ、活動の継続や拡充に向けて連携できる環境を整備します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
市民活動ネットワーク会議の開催		開催回数	8回	目標値	8回	9回	10回	11回	
				実績値					
				目標達成率					
				評価					
担当課	全課								

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

まちづくり連絡会、食育推進ネットワーク会議、今福線を活かす連絡協議会総会、知音都市交流実務広報担当者会議 など

## 基本方針Ⅲ：地域自治の強化

### 1 組織力の強化及び地区まちづくり推進委員会の組織化支援

#### ①地区まちづくり推進委員会の組織化支援

まちづくりセンター及びまちづくりコーディネーターと連携し、地区まちづくり推進委員会の設立に向けその取組を支援します。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
地区まちづくり推進委員会の設立支援 ★総合振興計画	組織率	80.5%	目標値	82.0%	85.0%	88.0%	90.0%	
			実績値					
			目標達成率					
			評価					
担当課	地域活動支援課							

【令和3(2021)年度設立団体】  
2団体：片庭連合会、周布地区まちづくり委員会

#### ②町内会等の加入促進

役員の担い手や活動への参加者や協力者を増やし、活動の活性化につなげるため、町内会等と連携して町内会等の加入の強化を図ります。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
町内会等への加入促進 ★総合振興計画	加入率	-	目標値	79.0%	81.0%	83.0%	85.0%	
			実績値					
			目標達成率					
			評価					
担当課	地域活動支援課							

【参考】  
令和2(2020)年度概数：75.0%[総合振興計画後期基本計画掲載値]

#### ③各種手引の充実と周知

日々の活動や組織運営に必要な情報を集約し、各種手引の内容を充実するとともに、活用に向けて周知します。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
町内会等の各種手引の作成(更新) ③[評価対象外]	作成数	3冊	目標値	-	-	-	-	-
			実績値					
			目標達成率	-	-	-	-	
			評価	-	-	-	-	
担当課	地域活動支援課							

【令和3(2021)年度取組事例】  
まちづくり総合交付金の手引(更新)、新型コロナウイルス感染症に関する町内会等活動ガイドブック(作成)、地区まちづくり計画の作り方(計画策定マニュアル)(更新)

## 2 活動資金の確保、充実の支援

### ①活動資金の確保、検証

地域課題の解決や活性化のため、主体的に取り組む地区まちづくり推進委員会等の活動資金の確保を支援するとともに、まちづくり総合交付金制度の検証を行います。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
地区まちづくり推進委員会等に対する補助 ③[評価対象外]		補助件数 (交付決定)	131件	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
担当課	全課			評価	-	-	-	-	

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

補助事業:まちづくり総合交付金事業、あいのりタクシー等運行支援事業、中山間地域等直接支払制度 など

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
まちづくり総合交付金課題解決特別事業の採択事業数		事業数	5事業	目標値	6事業	8事業	10事業	12事業	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	地域活動支援課			評価					

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

課題解決特別事業:幻の広浜鉄道「今福線」ガイドの会育成事業(佐野・宇津井地区まちづくり推進委員会)、屋外用販売テント(移動式店舗)整備事業・(今福地区まちづくり委員会) など  
 <新型コロナウイルス感染症の影響> 地区まちづくり推進委員会等では活動を自粛したため、取組がコロナ以前と比較して減少した。

### ②国、県、民間等の補助金制度の情報提供

国、県、民間などの機関が実施する補助金制度の情報を収集し、地区まちづくり推進委員会等に情報提供を行い、活動資金確保を支援を行います。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
国、県、民間などの機関が実施する補助金制度の情報提供 ③[評価対象外]		情報発信 (案内)数	20件	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
担当課	全課			評価	-	-	-	-	

#### 【令和3(2021)年度取組事例】

コミュニティ助成事業(防災、一般)、しまね文化ファンド、地域で取り組む生涯スポーツ事業 など

### 3 まちづくりセンター機能の充実・強化及びまちづくりコーディネーターによる支援

#### ①地域課題の把握とまちづくりコーディネーターによる支援

まちづくりセンターが中心となり、市民等と地域課題の把握及び共有を図ります。  
また、課題解決のための市民等が主体的に取り組む活動について、まちづくりセンターとまちづくりコーディネーターが中心となり、市の各部署と連携を図りながら支援を行います。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
地区概要書の作成 ③[評価対象外]		作成 地区数	26地区	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
担当課	地域活動支援課・まちづくり社会教育課			評価	-	-	-	-	

【令和3(2021)年度取組事例】  
作成地区: 全26センター

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
まちづくりコーディネーターによる支援		支援 地区数	23地区	目標値	23地区	24地区	25地区	26地区	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	地域活動支援課・まちづくり社会教育課			評価					

【令和3(2021)年度取組事例】  
支援地区: 浜田地域(4地区) 浜田地区(朝日町、錦町、栄町、港町、高田町、清水町、原井町、笠柄町)、石見地区(生湯町、黒川町)、長浜地区、周布地区、金城地域(全6地区)、旭地域(全5地区)、弥栄地域(全2地区)、三隅地域(全6地区)



②まちづくりセンター職員研修の実施

まちづくりセンター職員がまちづくり活動団体等からの相談に円滑かつ有効に対応し、まちづくり活動に必要な支援を行えるよう、各センター職員向けの研修を行うとともに、計画的な社会教育士の取得を進め、職員のスキルアップを図ります。  
また、センター間の情報交換会を実施し、相談・連携機能の強化を図ります。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
研修会の実施		開催回数	7回	目標値	12回	12回	12回	12回	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	まちづくり社会教育課			評価					

【令和3(2021)年度取組事例】

研修会:[浜田市主催]新任センター職員研修、ファシリテート力アップ講座 など [他団体と共催]人口推計研修、社会教育研修、コーディネーター研修、しまねの社会教育基礎講座 など

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
社会教育士の称号取得 ★総合振興計画		取得者数	12人	目標値	6人	6人	6人	7人	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	まちづくり社会教育課			評価					

【令和3(2021)年度取組事例】

社会教育士(称号)取得者(各1人):[浜田地域]浜田、石見、長浜、大麻 [金城地域]今福、波佐 [旭地域]今市 [弥栄地域]安城 [三隅地域]三保、白砂、三隅、黒沢

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
センター連絡会、センター長会、主事会の開催		開催回数	55回	目標値	55回	60回	60回	60回	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	まちづくり社会教育課			評価					

③まちづくりコーディネーター研修の実施

まちづくり活動団体への支援に必要な知識等の習得のため、まちづくりコーディネーターに対して研修会を実施します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
研修会の開催		開催回数	6回	目標値	6回	6回	6回	6回	
				実績値					
				目標達成率					
担当課	まちづくり社会教育課			評価					

【令和3(2021)年度取組事例】

まちづくりコーディネーター研修会、ファシリテート力アップ講座、浜田市のまちづくりについて、人口推計研修、社会教育研修 など

## 基本方針Ⅳ：協働の仕組みづくり

### 1 協働推進体制の整備

#### ①協働推進員の配置

各課等に協働を推進するため職員(協働推進員)を配置するとともに、協働推進員を対象とした研修会等を実施します。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
研修会の開催	開催回数	-	目標値	2回	2回	2回	2回	
			実績値					
			目標達成率					
			評価					
担当課	地域活動支援課							

#### ②評価・検証体制の整備(総合振興計画審議会、協働のまちづくり検討部会、協働推進本部)

学識経験者、関係団体代表者及び公募市民で構成する「浜田市総合振興計画審議会」及び「協働のまちづくり検討部会」に進捗状況を報告し、評価やより良い施策とするための意見を受け、改善を行います。  
また、市の組織である「協働推進本部」において進捗状況を確認し、自己点検・検証を行います。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
各会議における進捗状況の報告及び自己点検、検証 ③[評価対象外]	改善 (指摘) 件数	-	目標値	-	-	-	-	-
			実績値					
			目標達成率	-	-	-	-	
			評価	-	-	-	-	
担当課	地域活動支援課							

### 2 市民参画機会の確保

#### ①地域協議会との連携

地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として設置した地域協議会と連携し、市の重要施策や一体的なまちづくりについて協議します。また、地域協議会から出された意見については尊重し、市の行う施策等への反映に努めます。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
地域協議会の開催	開催回数	24回	目標値	25回	26回	27回	28回	
			実績値					
			目標達成率					
			評価					
担当課	地域活動支援課・各支所防災自治課							

#### 【令和3(2021)年度開催状況】

浜田地域:3回、金城地域:6回、旭地域:5回、弥栄地域:4回、三隅地域6回

②パブリックコメントの実施

市の基本的な施策等を決定する過程において、広く市民に意見等を求めるためパブリックコメントを実施します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
パブリックコメントの実施 ③[評価対象外]		実施数	10件	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
				評価	-	-	-	-	
担当課	全課								

【令和3(2021)年度取組事例】

浜田市行財政改革大綱、第2次浜田市総合振興計画後期基本計画、浜田市協働のまちづくり推進計画 など

③市民意識調査の実施

本計画の更新に合わせて、市民、各種団体の協働に対する認識、まちづくり活動や社会貢献活動の現状・課題等を把握し、協働のまちづくりを推進するための施策や計画に反映するため、市民意識調査を実施します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
市民意識調査の実施 (令和5(2023)年度、令和7(2025)年度実施予定)		協働の 認知度	58.9%	目標値	-	70.0%	-	75.0%	
				実績値	-		-		
				目標達成率	-		-		
				評価	-		-		
④[実施年度分のみ評価]		条例の 認知度	41.9%	目標値	-	70.0%	-	75.0%	
				実績値	-		-		
				目標達成率	-		-		
				評価	-		-		
担当課	地域活動支援課								

【令和3(2021)年度実施内容】

実施期間: 令和3(2021)年10月

対象:[市民アンケート]満15歳以上の市民1,500人(住民基本台帳から年代別に無作為抽出) [団体アンケート]地区まちづくり推進委員会(36団体)、町内会・自治会(88団体)、NPO法人(26法人)、事業者代表(4団体)、高等教育機関(5校)

④説明会・ワークショップの開催

市民に対し、市の施策や計画などの概要について直接説明し、質疑応答や意見交換を行います。また、ワークショップ等の手法も活用し、より多くの市民等の意見が反映できるよう努めます。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
市の施策や計画に関する説明会(意見 交換会等)の実施		開催回数	113回	目標値	115回	120回	125回	130回	
				実績値					
				目標達成率					
				評価					
担当課	全課								

【令和3(2021)年度取組事例】

浜田市総合防災訓練説明会、元気な浜田づくり市民委員会、まちづくり総合交付金事務説明会、あいのりタクシー事業説明会、ふるさと寄附説明会、マイタイムライン作成ワークショップ など

⑤意見・要望の把握

市が行う事業や施策に対する市民等からの意見・要望・提言等については、その内容を検討し、より多くの市民等の意見が当該事業や施策に反映できるよう努めます。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
市民等からの意見、要望、提言等		市長 直行便	115件	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
				評価	-	-	-	-	
		指標	2021年度	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
担当課 上段:市長公室 下段:全課		陳情 要望	168件	目標値	-	-	-	-	-
				実績値					
				目標達成率	-	-	-	-	
				評価	-	-	-	-	

【意見・要望等内容(令和3(2021)年度)】

市長直行便:新型コロナウイルス関連の対応 など

陳情、要望:回覧板情報の提供方法の検討を求める陳情、道路改良に係る要望、図書館職員の配置に関する要望 など

3 地域資源や課題の共有

①円卓会議の促進

地域の特性や課題に応じた取組を進めるため、まちづくり活動団体が話し合いの場を設けることを促すとともに、職員も積極的に参加し、地域内における資源や課題を共有します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
地域の話し合いの場への参加		参加回数	147回	目標値	145回	150回	155回	160回	
				実績値					
				目標達成率					
				評価					
担当課	全課								

【令和3(2021)年度取組事例】

地区まちづくり推進委員会設立準備会、浜田商工会議所例会、石州半紙技術者会・和紙協働組合等定例会、今福線を活かす連絡協議会、浜田市\*松阪市友好の会 など

②まちづくり活動団体間の連絡会議開催支援

情報共有や学び合いの場を設け、連携・協働することにより住民主体のまちづくりが推進されるようにまちづくり活動団体間の連絡会議の開催を支援します。

具体的な取組		指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
地区まちづくり推進委員会連絡会議の開催		開催回数	16回	目標値	16回	16回	16回	16回	
				実績値					
				目標達成率					
				評価					
担当課	地域活動支援課・各支所防災自治課								

【令和3(2021)年度開催状況】

浜田地域:1回、金城地域:3回、旭地域:3回、弥栄地域:7回、三隅地域:2回

③事業者との連携

事業者の特性や専門性を活かし、公民連携による市民サービスの向上や地域課題の解決に向けた取組を進めます。また、事業者が取り組む公益的活動をまちづくり活動団体に情報提供することにより、事業者とまちづくり活動団体との協働の機会創出や連携強化に努めます。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
事業者の特性や専門性を活かした公民連携による市民サービスの向上	指定管理 施設数	65施設	目標値	-	-	-	-	-
			実績値					
			目標達成率	-	-	-	-	
			評価	-	-	-	-	
③[評価対象外]	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
			目標値	-	-	-	-	-
			実績値					
			目標達成率	-	-	-	-	
評価	-	-	-	-				
担当課	全課							

【令和3(2021)年度取組事例】

指定管理業務: 総合福祉センター、火葬場、旭温泉あさひ荘、世界子ども美術館創作活動館 など  
 委託業務: 元気な浜田づくり市民委員会開催業務、音楽を核とした定住促進事業、生活路線バス管理運行事業、配食サービス事業、浜田スクールバス運行管理業務 など

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
事業者が取り組む公益的活動の情報発信及びまちづくり活動団体への情報提供	情報 提供数	0件	目標値	2件	3件	4件	5件	
			実績値					
			目標達成率					
			評価					
担当課	全課							

# 令和 4(2022)年度の取組に対する評価 ※イメージ

**評価時期** 令和 5 年度（令和 4 年度の実績調査後）

**自己評価基準** 各目標値に対する達成率

「A」 100%以上      「B」 75%以上      「C」 50%以上  
 「D」 25%以上      「E」 25%未満

## ①毎年度評価(28 項目) 記載例

- (1) 令和 3(2021)年度の実績に基づき、令和 4(2022)年度に各年度の目標値を設定
- (2) 令和 5(2023)年度から目標達成率に応じて、前年度の実績を毎年度評価

①条例及び推進計画の周知等

条例及び本計画について、分かりやすいパンフレットなどを作成し、職員及び市民等が開催する研修会等を支援します。

**令和 4(2022)年度に目標値を設定**

具体的な取組		定時 状況値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
協働のまちづくりに関する学習会等の開催	開催回数	6回	目標値	7回	8回	9回	10回	
			実績値	6回				
			目標達成率	85.7%				
			評価	B				
担当課	政策企画課・地域活動支援課・各支所防災自治課							

**令和 5(2023)年に実績値を調査**

**令和 4(2022)年度の目標達成率が 75%以上 ~100%未満のため、B 評価**

【取組事例】  
 民生児童委員協議会総会、まちづくり推進委員会総会、島根県

## ②令和 5(2023)年度分から評価(3 項目) 記載例

※ 令和 3(2021)年度現状値(実績値)が定められない取組が該当

- (1) 令和 4(2022)年度の実績に基づき、令和 5(2023)年度に同年度以降の各年度の目標値を設定
- (2) 令和 6(2024)年度から目標達成率に応じて、前年度の実績を毎年度評価

②まちづくり市民集会の開催

多くの市民が協働への理解と関心を深めるとともに、積極的に地域活動や市民活動の達成が図れるよう、協働やまちづくりに関する市民集会等を開催します。

**令和 5(2023)年度に目標値を設定**

具体的な取組		定時 状況値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
協働のまちづくりフォーラムの開催 [令和5(2023)年度から評価]	参加者数	-	目標値		95人	110人	130人	
			実績値	85人				
			目標達成率					
			評価					
担当課	地域活動支援課							

**令和 5(2023)年に実績値を調査**

**令和 4(2022)年度は目標値を設定していないため、評価は行わない**  
 ※令和 6(2024)年度から令和 5(2023)年度以降の取組を評価

【参考】  
 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3(2021)年度はオンライン配信のため、令和4(2022)年度実績値を基準に評価・検証を行う。

# 令和 4(2022)年度の取組に対する評価 ※イメージ

## ③評価対象外(18項目) 記載例

※ 必要に応じて実施する取組が該当

取組内容の性質上、目標値を非設定

目標値は設定せず、実績値(取組状況)のみ把握・検証

### ①集会所施設、関連設備等整備事業(地域づくり振興事業)の活用

自治集会所等の新築、改修又は修繕などで必要となる費用の一部を補助する制度を継続して実施するとともに、制度の周知を図ります。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
集会所施設、関連設備等の整備に対する 補助(地域づくり振興事業) <small>[評価対象外]</small>	補助件数 (交付決定)	50件	目標値	-	-	-	-	-
			実績値	65件				
			目標達成率	-	-	-	-	
			評価	-	-	-	-	
担当課	地域活動支援課							

#### 【取組事例】

屋根改修、エアコン取付、トイレ洋式化、LED照明取替 など

目標値を設定しないため、  
評価は行わない

## ④実施年度分のみ評価(2項目) 記載例

※計画に基づき実施年度が定められている取組が該当

(1) 令和 3(2022)年度の実績に基づき、令和 4(2022)年度に取組の実施年度の目標値を設定

(2) 実施年度の翌年度に目標達成率に応じて、実施年度の実績を評価

### ③市民意識調査の実施

令和 4(2022)年度に実施年度の  
目標値を設定

本計画の更新に合わせて、市民、各種団体の協働に対する認識、まわりを推進するための施策や計画に反映するため、市民意識調査を実施します。

具体的な取組	指標	策定時 現状値	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
市民意識調査の実施 (令和5(2023)年度、令和7(2025)年度実施予定)	認知度		目標値	-	70.0%	-	75.0%	
			実績値	-				
			目標達成率	-				
			評価	-				
担当課	地域活動支援課							

指標	2021年度	進捗管理	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間の評価
目標値				70.0%		75.0%	
実績値							
目標達成率							
評価							

実施年度(令和 5(2023)年、令和 7(2025)年度)  
の翌年度に実績値を調査

令和 4(2022)年度は目標値を設定していないため、評価は行わない  
※実施年度(令和 5(2023)年、令和 7(2025)年度)の翌年度に評価

#### 【実施内容】

実施期間: 令和3(2021)年10月

対象:[市民アンケート]満15歳以上の市民1,500人(住民基本台帳から年代別は無作為抽出) [団体アンケート]地区まちづくり推進委員会(36団体)、町内会・自治会(88団体)、NPO法人(26法人)、事業者代表(4団体)、高等教育機関(5校)



基本方針 I：協働の意識づくりと主体的なまちづくりの推進

1 理念の共有

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
① 条例及び推進計画の周知等	開催回数	6回	7回			
協働のまちづくりに関する学習会等の開催						
② 出前講座等の開催	開催回数	356回	360回			
出前講座の実施						

2 人材の育成支援

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
① 人材育成研修会の開催	開催回数	24回	25回			
人材育成(スキルアップ)研修の開催						
② まちづくり市民集会の開催	参加者数	-	-		-	-
協働のまちづくりフォーラムの開催 ②[令和5(2023)年度から評価]						

3 情報発信、共有の推進

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
① 情報発信機能及び体制の強化	情報 発信数	4,558件	4,600件			
各課における事業及び施策の情報発信(広報はまた、市ホームページ、SNS、メディア(CATVなど)、公共施設内の掲示板等)						
② 協働事例集の作成・周知	掲載 事業数	11事業	12事業			
協働事例集の作成						

4 若い世代が参加しやすい機会づくり

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
① まちづくりセンターを拠点とした協働事業	参加者数	-	-		-	-
学校と連携したふるさと教育、親世代と地域関わった事業の実施 ②[令和5(2023)年度から評価]						
② 社会教育等の手法を活かした人材育成	参加者数	-	-		-	-
地域資源「ひと・もの・こと」を活用した事業の実施 ②[令和5(2023)年度から評価]						

5 職員の意識向上

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
① 職員研修の実施	開催回数 (受講者数)	2回 (延べ692 人)	2回			
協働に係る職員研修の実施						
② 職員意識調査の実施	協働の 認知度	91.0%	100%			
職員意識調査(毎年度実施)	条例の 認知度	87.2%	100%			



## 基本方針Ⅱ：活動基盤の整備

### 1 活動体制の整備

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①まちづくり活動団体への財政的支援	補助件数 (交付決定)	278件	280件			
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動に対する補助</li> <li>地域活動に対する補助</li> </ul>						
②市民相談窓口の充実	相談件数	24件	-		-	-
地域活動団体、市民活動団体からの相談対応 ③[評価対象外]						
地域活動団体及び市民活動団体の運営に関するマニュアルの作成(更新) ③[評価対象外]	マニュアル 作成(更新)数	4冊	-		-	-
③自治会活動保険の整備	契約実績	実施	-		-	-
自治会活動保険への加入 ③[評価対象外]						
④国、県、民間等の補助金制度の情報提供	情報発信 (案内)数	22件	-		-	-
国、県、民間などの機関が実施する補助金制度の情報提供 ③[評価対象外]						
⑤高等教育機関との連携の拡大	補助件数 (交付決定)	1件	1件			
「大学等高等教育機関と連携したまちづくり推進事業」に対する補助 ★総合振興計画						
高等教育機関の学生と地域活動団体又は市民活動団体との連携支援	参加者数	493人	500人			
⑥共同研究の実施及び成果の活用	共同 研究数	6事業	6事業			
共同研究の実施 ★総合振興計画						

### 2 活動拠点の整備

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①集会所施設、関連設備等整備事業(地域づくり振興事業)の活用	補助件数 (交付決定)	50件	-		-	-
集会所施設、関連設備等の整備に対する補助(地域づくり振興事業) ③[評価対象外]						
②まちづくりセンターの新規整備	整備実績	協議 検討	-		-	-
石見まちづくりセンター(仮称)長沢サブセンターの整備(令和5(2023)年度着工・完成予定) ③[評価対象外]						
③まちづくりセンター活動の環境整備	施設改修 (修繕) 件数	9件	-		-	-
まちづくりセンターの施設改修 ③[評価対象外]						
まちづくりセンターの設備・備品の更新又は修繕 ③[評価対象外]	備品更新 (修繕) 件数	64件	-		-	-

### 3 情報共有機会の創出

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①協働事業やまちづくり活動情報の発信	情報発信 (掲載)数	69件	80件			
<ul style="list-style-type: none"> <li>協働事業の情報発信(掲載)</li> <li>まちづくり活動団体の活動情報等の発信(広報はまだ、市ホームページ等への掲載)</li> </ul>						
②まちづくり活動団体間の連携の推進	開催回数	8回	8回			
市民活動ネットワーク会議の開催						

## 基本方針Ⅲ：地域自治の強化

### 1 組織力の強化及び地区まちづくり推進委員会の組織化支援

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①地区まちづくり推進委員会の組織化支援	組織率	80.5%	82.0%			
地区まちづくり推進委員会の設立支援 ★総合振興計画						
②町内会等の加入促進	加入率	-	79.0%			
町内会等への加入促進 ★総合振興計画						
③各種手引の充実と周知	作成数	3冊	-		-	-
町内会等の各種手引の作成(更新) ③[評価対象外]						

### 2 活動資金の確保、充実の支援

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①活動資金の確保、検証	補助件数 (交付決定)	131件	-		-	-
地区まちづくり推進委員会等に対する補助 ③[評価対象外]						
まちづくり総合交付金課題解決特別事業の採択事業数	事業数	5事業	6事業			
②国、県、民間等の補助金制度の情報提供	情報発信 (案内)数	20件	-		-	-
国、県、民間などの機関が実施する補助金制度の情報提供 ③[評価対象外]						

### 3 まちづくりセンター機能の充実・強化及びまちづくりコーディネーターによる支援

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①地域課題の把握とまちづくりコーディネーターによる支援	作成 地区数	26件	-	-	-	-
地区概要書の作成 ③[評価対象外]						
まちづくりコーディネーターによる支援	支援 地区数	23地区	23地区			
②まちづくりセンター職員研修の実施	開催回数	7回	12回			
研修会の実施						
社会教育士の称号取得 ★総合振興計画	取得者数	12人	6人			
センター連絡会、センター長会、主事会の開催	開催回数	55回	55回			
③まちづくりコーディネーター研修の実施	開催回数	6回	6回			
研修会の開催						

## 基本方針Ⅳ：協働の仕組みづくり

### 1 協働推進体制の整備

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①協働推進員の配置	開催回数	-	2回			
研修会の開催						
②評価・検証体制の整備 (総合振興計画審議会、協働のまちづくり検討部会、協働推進本部)	改善 (指摘) 件数	-	-	-	-	-
各会議における進捗状況の報告及び自己点検、検証 ③[評価対象外]						

### 2 市民参画機会の確保

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①地域協議会との連携	開催回数	24回	25回			
地域協議会の開催						
②パブリックコメントの実施	実施数	10件	-		-	-
パブリックコメントの実施 ③[評価対象外]						
③市民意識調査の実施	協働の 認知度	58.9%	-	-	-	-
市民意識調査の実施 (令和5(2023)年度、令和7(2025)年度実施予定) ④[実施年度分のみ評価]	条例の 認知度	41.9%	-	-	-	-
④説明会・ワークショップの開催	開催回数	113回	115回			
市の施策や計画に関する説明会(意見交換会等)の実施						
⑤意見・要望の把握	市長 直行便	115件	-		-	-
市民等からの意見、要望、提言等 ③[評価対象外]	陳情 要望	168件	-		-	-

### 3 地域資源や課題の共有

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年 度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①円卓会議の促進	参加回数	147回	145回			
地域の話し合いの場への参加						
②まちづくり活動団体間の連絡会議開催支援	開催回数	16回	16回			
地区まちづくり推進委員会連絡会議の開催						
③事業者との連携	指定管理 施設数	65施設	-		-	-
事業者の特性や専門性を活かした公民連携による市民サービスの向上 ③[評価対象外]	委託件数	1,117件	-		-	-
事業者が取り組む公益的活動の情報発信及びまちづくり活動団体への情報提供	情報 提供数	0件	2回			

# 令和 4(2022)年度の取組に対する評価 ※イメージ（単年度実績）

## ①毎年度評価(28 項目) 記載例

1 理念の共有

令和 5(2023)年度から目標達成率に応じて、前年度の実績を毎年度評価

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①条例及び推進計画の周知等	開催回数	6回	7回	6回	85.7%	B
協働のまちづくりに関する学習会等の開催						

## ②令和 5(2023)年度分から評価(3 項目) 記載例

2 人材の育成支援

令和 5(2023)年度は令和(202)年度の現状値のみ掲載  
令和 6(2024)年度から目標達成率に応じて、前年度の実績を毎年度評価

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
②まちづくり市民集会の開催	参加者数	-	-	108人	-	-
協働のまちづくりフォーラムの開催 [令和5(2023)年度から評価]						

## ③評価対象外(18 項目) 記載例

2 活動拠点の整備

実績値(取組状況)のみ把握・検証

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
①集会所施設、関連設備等整備事業(地域づくり振興事業)の活用	補助件数 (交付決定)	50件	-	45件	-	-
集会所施設、関連設備等の整備に対する補助(地域づくり振興事業) [評価対象外]						

## ④実施年度分のみ評価(2 項目) 記載例

2 市民参画機会の確保

令和 4(2022)年度は実施しないため評価なし

推進内容	指標	策定時 現状値	目標値	2022年度 現状値	目標 達成率	進捗 評価
具体的な取組						
③市民意識調査の実施	協働の 認知度	58.9%	-	-	-	-
市民意識調査の実施(令和5(2023)年度、令和7(2025)年度実施予定) [実施年度分のみ評価]	条例の 認知度	41.9%	-	-	-	-

## 協働のまちづくり検討部会について

### 1 位置付け

浜田市総合振興計画審議会の専門部会

### 2 設置目的

- (1) 浜田市協働のまちづくり推進計画の策定及びその進捗状況の検証
- (2) まちづくりセンターの検証

### 3 構成（13名）

※ 浜田市協働のまちづくりに関する条例検討委員会、公民館のコミュニティセンター化検討部会の構成団体

### 4 計画の期間

令和4年度から令和7年度まで（4年間）※まちづくりセンターの検証は3年間

### 5 事務局

地域政策部 地域活動支援課

#### <構成団体一覧>

No.	区分	推薦団体等・職名	役職	氏名
1	識見者	浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会	会長	長畑 実
2	関係行政機関の 委員及び職員	浜田市社会教育委員の会	副会長	富金原 完
3		浜田市まちづくりセンター合同連絡会	委員	原田 和義
4		浜田地域協議会	委員	村井栄美子
5	地域協議会の代 表	金城地域協議会	委員	宮本美保子
6		旭地域協議会	委員	岡山 令子
7		弥栄地域協議会	委員	徳田マスエ
8		三隅地域協議会	委員	岡田 綾子
9		後野町まちづくり推進委員会	委員	虫谷 昭則
10	地区まちづくり 推進委員会の代 表	今福地区まちづくり委員会	委員	岩崎 敏
11		ふる里市木	委員	徳川 博
12		弥栄のみらい創造会議	委員	石橋 正夫
13		三隅地域まちづくり会議	委員	齋藤 正美

## まちづくりセンターの評価・検証について

### 1 これまでの経緯

合併以降続けてきた自治区制度の精神や良いところを引き継ぎつつ、新たなまちづくりを進めるため、「浜田市協働のまちづくり推進条例」を施行し、令和 3 年度に公民館からまちづくりセンターへ移行しました。

その移行にあたっては、浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会及び公民館のコミュニティセンター化検討部会がまとめた「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」（以下、「報告書」という。）を基本とし、浜田市まちづくりセンターの制度を構築しました。

### 2 評価・検証の基本的な方針

浜田市総合振興計画審議会及び協働のまちづくり検討部会において、まちづくりセンターの評価・検証を行います。

報告書の検討まとめ項目(15 項目)ごとに、まちづくりセンター職員や市民等へのアンケート調査及びヒアリング等を行い、その結果を基に、3 年間の評価及び今後のまちづくりセンターの方針や在り方を検証します。

### 3 令和 3 年度のまちづくりセンターの実績、評価・検証の内容及び方法について

資料 2 のとおり

### 4 令和 4 年度の評価・検証のスケジュール

協働のまちづくり検討部会においては、以下のスケジュールで行います。

**第 1 回目** 開催日：9 月 12 日(月)

- ・まちづくりセンターの令和 3 年度の実績等をまとめたものを報告。
- ・検証項目及び、検証方法の素案を示し、意見をもらう。

**第 2 回目** 開催予定：10～11 月頃

- ・意見をもとに、具体的な検証方法を示します。

～検証開始(アンケート調査及びヒアリング等)～

**第 3 回目** 開催予定：3 月頃

- ・令和 4 年度の検証状況について、中間報告を実施。

### 5 令和 5 年度以降のスケジュール

資料 3 のとおり

### 6 他の会議等との連携

浜田市議会(協働のまちづくり推進特別委員会)、社会教育委員の会、地域協議会等においても意見を聴き、その意見も参考にしながら検証作業を進めていきます。



## まちづくりセンターの評価・検証項目一覧

検証項目	「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」検討のまとめ内容	令和3年度の実績	評価・検証すべき内容及び方法
①設置の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターは、自治区制度に代わる「（仮称）浜田市協働のまちづくり推進に関する条例」に基づく地域拠点施設とする。</li> <li>●センターは、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進等するとともに、地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習を推進し、もって地域課題の解決等を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与する施設とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜田市まちづくりセンター条例を制定し、浜田市協働のまちづくり推進条例第3条に規定する基本理念に基づく協働のまちづくり並びに人材を育成する社会教育及び生涯学習を推進する施設と位置付けた。（浜田市協働のまちづくり推進条例第22条、浜田市まちづくりセンター条例第1条）</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりセンターが、設置目的である「地域拠点施設」として機能しているか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民へのアンケート調査【R5予定】</li> <li>●センター利用者へのアンケート調査【R5予定】</li> </ul>
②名称等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館が新たな地域拠点として変わることや新しいまちづくりの仕組みが始まることを広く周知するためにも、施設の名前は変更することが望ましい。</li> <li>●「コミュニティセンター」という名称は馴染みがなく分かりにくいことから、施設の正式名称としては、「まちづくりセンター」が適当と考える。ただし、「公民館」という名称が定着している実態等も踏まえ、各センターにおいて地域独自の通称や呼称を用いることも認めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●名称を「まちづくりセンター」とし、全35施設(分館含む)へ看板を設置した。</li> <li>●公民館という愛称は引き続き使用できることとし、地域の希望に応じて、公民館名称を記載した樹脂製の看板を設置した。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「まちづくりセンター」という名称が、地域になじんでいるか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民へのアンケート調査【R5予定】</li> <li>●センター利用者へのアンケート調査【R5予定】</li> </ul>
③所管	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターの所管については、市長部局への移管が適当と考えるが、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが求められる。</li> <li>●所管が市長部局と教育委員会にまたがる場合には、事務手続き等においてセンター職員の負担が増えないよう配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習課生涯学習係を市長部局に移し、「まちづくり社会教育課」を新設した。また、職員は教育委員会の学校教育課地域学校連携係との併任とし、派遣社会教育主事を配置し、社会教育を推進する体制を整えた。</li> <li>●まちづくりセンターの事務手続きについては、まちづくり社会教育課が基本的に行う事により、センター化によってセンター職員へ負担が増えないように配慮した。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市長部局担当課は「まちづくり社会教育課」であり、その職員が「教育委員会学校教育課」の併任辞令を受け、社会教育の担当も担っているが、その体制が十分であるか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> </ul>
④業務（事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」、「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」、「貸館業務」、「行政窓口業務」とする。</li> <li>●「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地区まちづくり推進委員会の活動状況や設立状況に応じ、当該団体の事務局を担うなどして、まちづくり活動の推進や促進、支援等に取り組むものとする。</li> <li>●「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、現在の社会教育事業（共育・ふるさと郷育など）や生涯学習事業を引き続き実施し、社会教育を基盤とした人づくりに取り組むものとする。</li> <li>●各センターの事業については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜田市まちづくりセンター条例第4条において、センターが行う事業は「協働のまちづくりを推進する事業」、「社会教育及び生涯学習を推進する事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業に関するものを含む。）」、「その他まちづくりセンターの設置の目的を達成するために必要な事業」とした。</li> <li>●まちづくりセンター化によって、地区まちづくり推進委員会の事務局機能を担うセンター数が増加した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区まちづくり推進委員会の事務局機能を担う施設数 令和2年度：13館 令和3年度：18センター</li> </ul> </li> <li>●ふるさと郷育推進事業及びはまだっ子共育推進事業については、まちづくりセンターを中心に引き続き実施し、社会教育を基盤とした人づくりの取組を行った。</li> <li>●まちづくりセンターの活動費を増額し、地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を実施できる環境を整えた。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」の進捗について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区まちづくり推進委員会の事務局を担い、地区まちづくり計画の策定等に取り組んでいる地域では、これまでと同様にまちづくりセンターが核となってまちづくり活動を「推進」する役割ができてきているか。</li> <li>・全域で地区まちづくり推進委員会が設立されていない地域やその活動の充実が必要な地域では、設立に向けた意識醸成やまちづくり活動を「促進」する役割ができてきているか。</li> <li>・地域によっては、事務的なサポートや情報収集発信などの「支援」を行う方が地域住民の主体性を活かすことができる場合もあるが、そうした地域のセンターはその役割ができてきているか。</li> </ul> </li> <li>●「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」の進捗について <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館が担ってきた人づくりの機能を継承し、共育やふるさと郷育などを通して地域で活躍する人材を育成する役割ができてきているか。</li> </ul> </li> <li>●貸館業務及び行政窓口業務について <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸館業務 センター化によって、貸館の頻度や内容の変化が生じたか。</li> <li>・地域行政窓口業務 現行のセンターでの行政窓口実施体制が適正か。また、行政窓口の業務内容は地域の現状に合っているか。</li> </ul> </li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●地区まちづくり推進委員会へのアンケート調査【R4予定】</li> </ul>

検証項目	「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」検討のまとめ内容	令和3年度の実績	評価・検証すべき内容及び方法
⑤職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターの職員は、センター長1名、センター職員2名を基本とし、地域の実情に応じて加減する。なお、人員増となるセンターにおいて確実に人材を確保できるよう、基本的に公募方式とすることが望ましいが、地元精通者の優先採用には配慮が必要である。</li> <li>●センター長については、公民館の機能充実に伴い、勤務時間の拡充が必要と考える。ただし、勤務時間の拡充が人材確保の足かせになることが懸念されることから、センターによって柔軟な対応ができる仕組みを検討すること。</li> <li>●現在の館長や主事が有しているノウハウや地域のつながりは貴重な財産であることから、コミュニティセンター化しても継続任用されることが望ましい。</li> <li>●センター間の連携や調整を図る「連携主事」の配置よりも、各地域やセンターにおいて特色あるまちづくり活動や社会教育事業が行われるよう必要な助言等を行う「(仮称)まちづくりコーディネーター」の配置が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各センターの職員配置は、センター長1名及び主事2名体制を基本とし、地区人口が5,000人を超えるセンターは主事を1名加配した。また、各センターにおいて令和2年度の職員数を下回らないよう配慮した。</li> <li>●センター長については、主事と同様の月131時間45分勤務をベースとしつつ、地域の実情に応じて月80時間勤務又は月52時間勤務(公民館時と同様)の形態も可能とした。</li> <li>●人事ヒアリングや人事評価を行い、86%の職員を継続してまちづくりセンター職員として任用した。</li> <li>●各地域やセンターにおける特色のある活動に対して助言等ができるよう、専門分野をもったまちづくりコーディネーターを各地域に配置した。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館時代と比較した職員負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の職員体制によって、公民館時と比較し、職員の負担(主に地区まちづくり推進委員会の事務局をしているセンター)が軽減されたか。</li> </ul> </li> <li>●協働のまちづくりの推進が職務となったことによる変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員体制を充実したことにより、これまで公民館職員が便宜上行ってきたまちづくりの業務が円滑になったか。なっていないのであれば、その原因は何か。職員をさらに確保すれば解決するのか、それ以外に原因があるのか。</li> </ul> </li> <li>●まちづくりコーディネーターの体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりコーディネーターについて、設置したことによりまちづくり活動等への支援に一定の成果が見られたか。また、今後コーディネーターの配置をどうしていくのか。</li> </ul> </li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●地区まちづくり推進委員会へのアンケート調査【R4予定】</li> </ul>
⑥職務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センター長及びセンター職員の基本的な職務は、次のとおりとする。ただし、職員配置や地域の状況に応じて柔軟な対応が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター長は、センターの行う各種業務を所掌し、センター職員を指揮監督する。</li> <li>・センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。</li> </ul> </li> <li>●(仮称)まちづくりコーディネーターは、各地域において特色あるまちづくり活動等がより一層行われるよう適切な助言や支援を行う。</li> <li>●(仮称)まちづくりコーディネーターは、5名程度で支援チームを構成し、必要に応じて各地域への助言等を行う体制とすることが望ましい。</li> <li>●土日夜間等の業務の増加が想定されることから、センター職員等の勤務条件の見直しが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜田市まちづくりセンター条例第6条において、センター長の業務を「まちづくりセンターの行う各種事業を所掌し、所属職員を指揮監督すること」とし、主事の業務を「センター長の命を受けて担当業務に従事すること」とした。</li> <li>●まちづくりコーディネーターの職務については、以下の3つを基本とし、各々の専門分野を活かした助言等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区まちづくり推進委員会の活動の推進及び設立の促進に関する活動</li> <li>・まちづくりセンターの事業の推進に関する活動</li> <li>・地区まちづくり推進委員会及びまちづくりセンター相互の連携及び調整に関する活動</li> </ul> </li> <li>●まちづくりコーディネーターの勤務地は本庁及び各支所防災自治課とし、1か月に2回定例会議を行うことで連携の強化を図った。</li> <li>●土日祝日の事業や夜間の会議に対応するため、時間外手当予算を計上した。</li> </ul>	<p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●地区まちづくり推進委員会へのアンケート調査【R4予定】</li> </ul>
⑦開館時間及び休館日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開館時間については、現行の開館時間(9:00~21:00)を基本とする。</li> <li>●センターの使用ができない日(以下「休館日」という。)については、全センター統一化を図り、年末年始(12月29日~1月3日)のみとする。</li> <li>●各センターの使用状況やセンター職員の勤務条件を踏まえ、土日祝日や一部の平日については、職員不在日や管理人配置によって対応する。また、開館時間及び休館日は、必要に応じて変更できるものとする。</li> <li>●臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから住民周知を徹底すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開館時間については、公民館時と同様の9:00~21:00とした。</li> <li>●休館日については、全センター統一の年末年始(12月29日~1月3日)とした。</li> <li>●センター職員の勤務条件を踏まえ、公民館時と同様に、土日祝日や、平日の夜間については、職員不在の対応も可とした。開館時間及び休館日は、必要に応じて変更できることとした。(浜田市まちづくりセンター条例第7条)</li> <li>●臨時休館日や職員不在日について、事前に周知できるものについてはまちづくりセンターだより等で住民周知を行い、併せて窓口掲示等によって周知を行った。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開館時間は、現行で妥当か。</li> <li>●休館日は、現行で妥当か。職員不在日や臨時休館等の対応はどうか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●地域住民へのアンケート調査【R5予定】</li> <li>●センター利用者へのアンケート調査【R5予定】</li> </ul>
⑧使用料及び使用料の減	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用料については、全センター統一化を図って徴収する。</li> <li>●まちづくり活動や社会教育活動、生涯学習活動の目的で使用する場合に使用料を原則免除することが望ましい。</li> <li>●現在徴収している冷暖房費の実費については、使用料に含めて徴収する。(これにより、まちづくり活動等で使用する際に冷暖房費が免除され、負担軽減による活動の活性化が見込まれる。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用料については、全てのまちづくりセンター(他施設に間借りしているセンターを除く)で統一した。(浜田市まちづくりセンター条例第12条)</li> <li>●市民等が協働のまちづくり又は社会教育若しくは生涯学習の推進に資する使用をする場合は、使用料を免除とした。(浜田市まちづくりセンター条例施行規則第7条)</li> <li>●冷暖房費等の実費については、使用料の中に含めた。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり活動や社会教育の用に供する使用の場合、冷暖房設備等の実費も含め、使用料が免除となるが、これにより利用者の活動の活性化につながっているか。</li> <li>●現行の使用許可制度は一般的な公共施設と同程度の条件であるが、使用者の反応はどうか。</li> </ul>
⑨使用許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。</li> <li>●使用許可条件については、他の公共施設と同程度とし、まちづくり活動等に柔軟に活用できる施設とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用申請手続きは、公民館時と同様、「事前申請・事前許可」とした。</li> <li>●使用許可条件は、他の公共施設と同程度とした。(浜田市まちづくりセンター条例第8条)また、市民等がまちづくり活動を行う場合は、使用料を免除とし、柔軟に活用できる施設とした。</li> </ul>	<p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民へのアンケート調査【R5予定】</li> <li>●センター利用者へのアンケート調査【R5予定】</li> </ul>



検証項目	「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」検討のまとめ内容	令和3年度の実績	評価・検証すべき内容及び方法
⑩ 運営推進委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センター事業を円滑に推進していくために、現在の公民館と同様に「運営推進委員」を設置できることとする。</li> <li>●「運営推進委員」の定員については、上限を撤廃し、地域の実情に応じて設置できるようにすることが望ましい。</li> <li>●各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜田市まちづくりセンター運営推進委員会設置要綱を制定し、公民館時と同様に、各センターで適切な人材を運営推進委員として任命できるようにした。</li> <li>●公民館時の上限人数20人については撤廃し、地域の実情に応じて必要な人材を運営推進委員として任命できる環境を整えた。</li> <li>●各中学校区において、エリアコーディネーター協議会を設置し、学校とまちづくりセンターが協議・情報共有を行った。</li> <li>●また、地域によっては、まちづくりセンターの事業実施に関する会議や、連絡会について、社会福祉協議会等の関係団体を交えて行った。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センターの企画運営にあたり、運営推進委員のみでなく、地区まちづくり推進委員会や各種団体と情報を共有しながら取組を進める体制ができているか。</li> <li>●運営推進委員のあり方や選任方法は適切か。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●運営推進委員へのアンケート調査【R4予定】</li> <li>●地区まちづくり推進委員会へのアンケート調査【R4予定】</li> </ul>
⑪ 運営方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティセンター化した後の運営方式については、全市的な協議組織においてコミュニティセンター化の評価・検証に合わせて検討する必要がある。</li> <li>●委託について検討する場合には、委託へ移行する時期の妥当性等も含めて、十分な検討を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他項目の評価・検証の状況を踏まえ、時期の妥当性等も含めて今後検討を行う。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当面3年程度を直営で運営し、将来的に委託(指定管理?)としているが、メリット・デメリット等を総合的に判断し、検証する。</li> <li>●直営を「当面3年程度」としている期間が妥当かどうかを検証する。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当課にて調査及び検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体の状況を調査、整理【R4予定】</li> <li>・直営と指定管理のメリットとデメリットを整理【R4～R5予定】</li> <li>・指定管理を受けることのできる団体の有無について調査【R4～R5予定】</li> </ul> </li> </ul>
⑫ 社会教育の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会教育の所管や推進体制については、社会教育をより一層推進するという視点に立って整理すること。</li> <li>●島根県の派遣社会教育主事については、引き続き2名の配置を県へ要請するとともに、市長部局と教育委員会との兼務など、社会教育とまちづくりの推進につながる配置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会教育士の称号について、まちづくりセンター職員における称号取得者数の増加を浜田市総合振興計画の目標値として計上し、今後より一層社会教育を推進できる体制整備を目指すこととした。</li> <li>●派遣社会教育主事は引き続き2名体制を維持した。また、市長部局の併任辞令を発令し、教育委員会学校教育課へ1名、まちづくり社会教育課へ1名配置することで、社会教育を基盤としたまちづくりの推進につながる配置を行った。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館時と比較し、社会教育のより一層の推進が図れているか。また、より推進するためにはどのような仕組みが必要か。</li> <li>●派遣社会教育主事の現在の配置により、まちづくりセンター等へ適切な社会教育の助言等ができてきているか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●社会教育委員の会からの提案【R4～R5予定】</li> </ul>
⑬ 連絡調整体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営する。(再掲)</li> <li>●現自治区ごとに、現在の館長・主事会と同様の連絡会を設置し、現自治区単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。</li> <li>●市全体に、現在の公民館連絡協議会と同様の連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。</li> <li>●公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な組織(協議会など)を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各中学校区において、エリアコーディネーター協議会を設置し、学校とまちづくりセンターが協議・情報共有を行った。</li> <li>●また、地域によっては、まちづくりセンターの事業実施に関する会議や、連絡会について、社会福祉協議会等の関係団体を交えて行った。(再掲)</li> <li>●各地域ごとに「まちづくりセンター連絡会」を設置し、情報共有や連絡調整の体制整備に努めた。</li> <li>●「浜田市まちづくりセンター合同連絡会」を設置し、全体での情報共有の体制を整備した。</li> <li>●浜田市総合振興計画審議会及び協働のまちづくり検討部会において、まちづくりセンターの評価・検証を行うこととした。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各地域のまちづくりセンター連絡会や、全体の連絡会で連携や情報共有が十分に図れているか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> </ul>
⑭ 職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員のスキルアップや不安解消に向けて、計画的な研修の開催や研修参加機会の拡充に取り組むこと。</li> <li>●センター職員が、社会教育主事講習を含む各種研修を積極的に受講できるようにするため、職務の調整や予算の確保に努めること。また、社会教育主事等の有資格者に対する優遇措置を検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和3年度下半期より、浜田市が主催する研修のスケジュールをまちづくりセンター職員へ示し、月1回程度の開催を目標として、計画的な研修の実施に努めた。(令和3年度主催研修実施回数：6回)</li> <li>●社会教育主事講習の受講者については、過去最多の9名が受講し、8名が新たに社会教育士の称号を取得した。(まちづくりコーディネーターを除く)</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員が求める研修や、スキルアップにつながる研修ができてきているか。</li> <li>●社会教育主事講習を受講しやすい環境づくりができてきているか。</li> <li>●社会教育士の称号を取得した職員の業務について見直し、その業務内容に応じた報酬の金額変更等を検討する。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> </ul>
⑮ 保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館総合補償制度への継続加入は、最低限必要である。</li> <li>●まちづくり活動への積極的な参加を促すためにも、自治会活動保険を含め、保険内容の充実を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館総合補償制度へ継続加入した。</li> <li>●保険内容の充実については、今後検討を行う。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館総合保障制度は、補償の範囲が広いが補償内容が十分とは言えない部分もあるため、自治会活動保険との一本化や別の保険の切り替え等を検討し、充実を図る。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当課にて調査及び検討【R4～R5予定】</li> </ul>



## 浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書

令和2年6月

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会  
公民館のコミュニティセンター化検討部会

## 目次

1	はじめに	2
2	検討の経緯及び趣旨	3
3	公民館のコミュニティセンター化に関する浜田市の基本的な考え方	4
4	検討体制	5
5	検討経過	6
6	検討項目	7
7	検討のまとめ	8
①	設置の目的	8
②	名称等	9
③	所管	10
④	業務（事業）	11
⑤	職員	12
⑥	職務	13
⑦	開館時間及び休館日	14
⑧	使用料及び使用料の減免	15
⑨	使用許可	16
⑩	運営推進委員	17
⑪	運営方式	18
⑫	社会教育の推進体制	19
⑬	連絡調整体制	20
⑭	職員の育成	21
⑮	保険	22
8	アドバイザーからの助言	23
	・浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例	25

## 1 はじめに

地域を取り巻く社会経済環境が大きく変化するとともに、人口減少、超高齢化が急激に進行し、地域の担い手不足等による地域コミュニティの機能低下等が懸念されており、防災・防犯、福祉、環境などの分野をはじめとして、これまでのような行政を中心とした取組みだけでは解決できない課題が増えてきました。

浜田市では、第二次総合振興計画において、目指す将来像を「住みたい、住んでよかった、魅力いっぱい元気な浜田」とし、この将来像を実現するための7つの「まちづくりの大綱」に、「Ⅶ 協働による持続可能なまち」を掲げ、「市民や地域団体、企業、NPO、行政がパートナーとして手を取り合い、協働のまちづくりを推進する」としています。

こうした中、浜田市立公民館は、これまで社会教育・生涯学習の拠点として、人づくり・まちづくりを通じた地域の活性化、地域学校協働活動等の優れた取り組みを推進してきました。

このような浜田市立公民館の優れた社会教育・生涯学習の拠点機能を継承し、新たな協働のまちづくりに資する地域拠点機能を強化することで、誰もがいつでも学び、つながり、市民一人ひとりがまちづくりの主体として参画し、誰もが心豊かに幸福を実感できる持続可能な地域社会を実現することが求められているとの認識のもと、地区まちづくり推進委員会代表、公民館代表の皆さんとともに、公民館のコミュニティセンター化について9回の会議を開催してセンターの目的・役割、名称、業務内容、運営体制、社会教育の推進体制等について検討、協議を重ね、先進地視察を行ってきました。

これまでの検討結果を、浜田市における社会教育を基盤とした人づくり、協働のまちづくり推進の拠点としての役割を強化する公民館の新たな方向性を示す「浜田市立公民館のコミュニティセンター化検討結果報告書」としてとりまとめましたので報告いたします。

令和2年6月4日

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会  
公民館のコミュニティセンター化検討部会  
部会長 長 畑 実

## 2 検討の経緯及び趣旨

浜田市では、平成 17 年 10 月の市町村合併時に導入した「浜田那賀方式自治区制度」（以下「自治区制度」という。）のもと、「地域の個性を活かしたまちづくり」と「一体的なまちづくり」を進めてきました。

この自治区制度は、合併後 10 年間で当面の設置期間とし、その後 4 年間の延長を経て、令和 2 年 3 月に期限を迎える予定でしたが、令和元年 5 月に浜田市は、自治区制度の期限を 1 年延長し、令和 3 年 4 月から新たな住民主体のまちづくりを進める方針をまとめました。

新たな住民主体のまちづくり方針の概要は、次のとおりです。

- (1) これまでの自治区を基本としたまちづくりを一步進めて、自治区の枠を超えた一体的なまちづくりを目指す。
- (2) 地域の個性あるまちづくりについては、中山間地域の振興と市民により身近な公民館エリアでのまちづくり活動の支援に力を入れる。
- (3) このため、中山間地域の課題解決のための予算枠を創設するとともに、公民館のコミュニティセンター化を図り、まちづくり機能の充実に努める。
- (4) 本市の協働のまちづくりの理念や仕組みを明確にするため、現行の自治区設置条例に代わる、(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例を新たに制定する。
- (5) 自治区制度の見直しが地域の皆さんの不安とならないよう、現行の自治区設置条例の期限を 1 年に限り延長し、その間に新たなまちづくりへの移行を目指す。

この方針の中で、浜田市は、地域住民による主体的なまちづくり活動を支援する方策の一つとして、公民館機能を充実させ、まちづくり拠点としての機能強化に取り組む「公民館のコミュニティセンター化」を目指すことが示されました。(浜田市の基本的な考え方は 4 ページのとおり)

令和元年 11 月には、(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例の制定に向けた検討を行う「浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会」が設置され、当委員会内に「公民館のコミュニティセンター化」について専門的に検討する「公民館のコミュニティセンター化検討部会」が設置されました。

本部会では、これまでの自治区制度や 1 年延長に至った経緯、浜田市の基本的な考え方、地域の実態、公民館職員からの意見等、様々な議論を踏まえ、「公民館のコミュニティセンター化」に関する事項について検討を行いました。

### 3 公民館のコミュニティセンター化に関する浜田市の基本的な考え方

#### (1) 趣旨・目的

新たな住民主体による「協働のまちづくり」を推進するに当たり、地域課題の解決に向けた住民の主体的なまちづくり活動を支援する方策の一つとして、公民館機能の充実を図り、まちづくりの拠点としての機能を強化するもの。

#### (2) 公民館のコミュニティセンター化の考え方（令和元年11月）

公民館 【2020年度（令和2年度）まで】	区分	コミュニティセンター化 【2021年度（令和3年度）～】
設置		設置
◆公民館 26館 ◆同分館 9館	維持	◆現公民館を継承 26ヶ所 ◆同分館 9ヶ所
所管		所管
◆教育委員会	変更	◆市長部局
根拠		根拠
◆浜田市立公民館条例	変更	◆（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例 ◆施設設置条例 ※社会教育の拠点としての位置付けは残す
管理運営		管理運営
◆公民館 直営 ◆分館 ※自治会へ管理委託 有福分館のみパート雇用	変更	◆将来的に管理運営委託を目指すこととし、当面（3年程度）直営 ※分館はこれまでどおり自治会へ委託
機能・役割		機能・役割
◆社会教育の推進 ◆まちづくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点	追加	◆社会教育の推進 ◆まちづくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点・まちづくり拠点 ◆地域の实情に応じた活動の支援
職員体制（原則）		職員体制
◆公民館：館長（52時間）1名 ：主事（132時間）1～3名 ◆分館：館長（兼務）	変更	◆センター：センター長 1名 ※主事と同様の勤務時間（132時間）に拡充 ：職員 1～3名 ※各自治区単位に1名の連携主事を配置 ◆分館：センター長（兼務）
関連予算		関連予算
◆人件費、活動費、施設維持管理費	拡充	◆人件費：加配に合わせて増額 ◆活動費：支援拡充に向けた増額 ◆施設維持管理費：現行を基本に必要予算を確保

#### 4 検討体制

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会に「公民館のコミュニティセンター化検討部会」を設置し、次の構成員で検討を行いました。（検討の経過については6ページのとおり）

また、本部会のアドバイザーとして、東京大学大学院教育学研究科の牧野篤教授に就任いただきました。

(敬称略)

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	島根県立大学しまね地域研究センター	客員研究員	長 畑 実	部会長
2	浜田市社会教育委員の会	会 長	富金原 完	副部会長
3	美川地区まちづくりネットワーク	会 長	大 谷 弘 幸	
4	今福地区まちづくり推進委員会	委 員	岩 崎 敏	
5	都川地区まちづくり推進委員会	会 長	新 森 増 美	
6	安城地区まちづくり推進委員会	委 員	岡 本 薫	
7	三隅自治区まちづくり会議	会 長	齋 藤 正 美	
8	長浜公民館	館 長	瀧 口 嘉 輝	
9	波佐公民館	館 長	槇 田 浪 子	
10	市木公民館	館 長	尾 崎 光 政	
11	杵東公民館	館 長	日下田 周 之	
12	黒沢公民館	館 長	三 浦 博 美	

アドバイザー	東京大学大学院教育学研究科教授	牧 野 篤
--------	-----------------	-------



## 5 検討経過

令和元年11月から令和2年6月にかけて計9回の会議を開催して検討を行いました。

また、令和元年12月には、公民館のコミュニティセンター化の先進地である山口県周南市への視察を実施しました。

会議等	開催日	議題等
第1回	R1. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長及び副部会長の選出について</li> <li>・ 関係団体からの提言等及び公民館のコミュニティセンター化に関する基本的な考え方について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	R1. 11. 20	(第2回浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会と合同開催) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【勉強会】 市民参画と協働のまちづくりについて</li> <li>・ 条例案作成までの取組について</li> </ul>
第3回	R1. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館及び地区まちづくり推進委員会の現状について</li> <li>・ 検討事項について</li> </ul>
視察	R1. 12. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県周南市 (地域づくり推進課・生涯学習課)</li> </ul>
第4回	R1. 12. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討事項に関する意見について</li> <li>・ 検討事項について</li> </ul>
第5回	R2. 1. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の協議のまとめについて (検討項目：①設置目的～⑥職務)</li> <li>・ 検討事項に対する意見集約について (検討項目：⑦開館時間～⑫運営方式)</li> </ul>
第6回	R2. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討事項について (検討項目：⑦開館時間～⑫運営方式)</li> </ul>
第7回	R2. 3. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の振り返りについて</li> <li>・ 検討事項について (検討項目：2-①社会教育の推進体制～2-④保険加入、1-②名称)</li> </ul>
第8回	R2. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討結果報告書 (素案) について</li> </ul>
第9回	R2. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討結果報告書 (案) について</li> </ul>

## 6 検討項目

検討に当たっては、コミュニティセンター化した公民館（以下「センター」という。）を規定する条例や規則の柱立てを念頭に置きながら、主に次の項目について議論を行いました。

### 【検討項目】

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 設置の目的       | ⑨ 使用許可      |
| ② 名称等         | ⑩ 運営推進委員    |
| ③ 所管          | ⑪ 運営方式      |
| ④ 業務（事業）      | ⑫ 社会教育の推進体制 |
| ⑤ 職員          | ⑬ 連絡調整体制    |
| ⑥ 職務          | ⑭ 職員の育成     |
| ⑦ 開館時間及び休館日   | ⑮ 保険        |
| ⑧ 使用料及び使用料の減免 |             |

また、検討を進めるに当たり、関係団体等から提出された次の提言等を参考にしています。

団体名等	提言名等	提出年月
浜田市社会教育委員の会	浜田市の公民館のあり方、めざす姿について	H25. 11
	公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言	H31. 3
浜田市議会中山間地域振興特別委員会	中山間地域振興に関する提言	H31. 3
浜田市議会自治区制度等行財政改革推進特別委員会	「公民館のコミュニティセンター化」にかかる意見書	R1. 10
浜田市社会教育アドバイザー	島根一の社会教育・生涯学習振興・推進都市浜田市をめざして	H31. 3
浜田市公民館連絡協議会	公民館をコミュニティセンターに移行することに対する現場（各公民館）からの声をお届けします	R1. 6

## 7 検討のまとめ

先に示した検討項目ごとに、浜田市の基本的な考え方や関係団体等からの意見を踏まえて議論・検討を行い、その結果を次のとおり「まとめ」と「考え方」として整理しました。

なお、個々の議論の経緯や内容については、別途、浜田市ホームページで公表されている会議結果をもって報告に代えます。

### ① 設置の目的

#### 【まとめ】

- センターは、自治区制度に代わる「(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例」に基づく地域拠点施設とする。
- センターは、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進等するとともに、地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習を推進し、もって地域課題の解決等を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与する施設とする。

#### 【考え方】

現在の公民館は、社会教育の拠点として、地域住民の教養の向上や健康の増進等を図り、地域や学校、家庭、住民同士のつながりづくりに寄与しています。

また、社会教育の実践活動を通じて、まちづくりに資する人づくりの役割も果たすとともに、地域によっては公民館がまちづくりの中核を担っています。

今後、自治区制度に代わる新たな条例(共通の認識)のもとで、各地域の特性を生かし、地域の課題に対応したまちづくりを更に進めていくためには、地域で活躍する人材を育成し、まちづくりの実践活動につなげていくことが重要です。

そのため、センターは、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」と「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」によって地域課題の解決や地域の活性化を図り、安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与していく地域拠点施設とする必要があると考えます。

## ② 名称等

### 【まとめ】

- 公民館が新たな地域拠点として変わることや新しいまちづくりの仕組みが始まることを広く周知するためにも、施設の名称は変更することが望ましい。
- 「コミュニティセンター」という名称は馴染みがなく分かりにくいことから、施設の正式名称としては、「まちづくりセンター」が適切と考える。ただし、「公民館」という名称が定着している実態等も踏まえ、各センターにおいて地域独自の通称や呼称を用いることも認めるべき。

### 【考え方】

現在の「公民館」という施設名称については、気軽に行けるという印象を持つ人とそうでない人がいます。

施設名称が変わることで、住民が気軽に来ることのできる身近な地域拠点となり、より多くの住民が集う場となることが期待されます。

ただし、「コミュニティセンター」という名称は、高齢者等に馴染みがなく、どのような施設なのかが分かりにくいことから、まちづくりの拠点である「まちづくりセンター」という名称が適切と考えます。

一方で、これまで「公民館」という名称に慣れ親しんだ利用者にも引き続き利用してもらえるよう、「公民館」や地域独自の通称等も認めるべきと考えます。

なお、最終的な施設名称の決定方法として、公募という提案もありましたので、申し添えます。

### ③ 所管

#### 【まとめ】

- センターの所管については、市長部局への移管が適当と考えるが、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが求められる。
- 所管が市長部局と教育委員会にまたがる場合には、事務手続き等においてセンター職員の負担が増えないよう配慮すること。

#### 【考え方】

公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設であり、現在は教育委員会が所管しています。

コミュニティセンター化した場合には、まちづくりと社会教育の2つの拠点という位置付けになることから、まちづくり活動に柔軟に活用でき、且つ行政の各部署との円滑な連絡・調整を図ることができる施設となることが望ましいと考えます。

したがって、基本的に、センターの所管は市長部局へ移管するほうが適当と考えられます。

ただし、市長部局へ移管することによって、社会教育事業が後退することがないように、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが必要です。

そのため、社会教育は教育委員会がそのまま所管しながら市長部局と教育委員会の連携を強化（プロジェクトチーム化など）したり、市長部局に社会教育担当部署を設けたりするなどの具体的な仕組みづくりを市において十分に検討すべきです。

また、仮に所管が市長部局と教育委員会にまたがるような体制づくりを進める場合には、センター職員に混乱や負担が生じないように十分な配慮が必要です。

#### ④ 業務（事業）

##### 【まとめ】

- センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」、「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」、「貸館業務」、「行政窓口業務」とする。
- 「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地区まちづくり推進委員会の活動状況や設立状況に応じ、当該団体の事務局を担うなどして、まちづくり活動の推進や促進、支援等に取り組むものとする。
- 「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、現在の社会教育事業（共育・ふるさと郷育など）や生涯学習事業を引き続き実施し、社会教育を基盤とした人づくりに取り組むものとする。
- 各センターの事業については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施することが望ましい。

##### 【考え方】

センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」と「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」の2本柱です。

「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地域の状況に応じて、センターに求められる役割が異なるものと考えます。

例えば、現に公民館が地区まちづくり推進委員会の事務局を担い、地区まちづくり計画の策定等にも取り組んでいる地域では、これからもセンターが核となってまちづくり活動を「推進」する役割が期待されます。

一方で、地区まちづくり推進委員会が全域で設立されていない地域やその活動の充実が必要な地域では、設立に向けた意識醸成やまちづくり活動の「促進」の役割が重要となります。

また、地域によっては、事務的なサポートや情報の収集発信などの「支援」を行うほうが、地域住民の主体性を活かすことができる場合もあると考えます。

したがって、センターは、地域の状況を踏まえ、地区まちづくり推進委員会や地域団体と十分に協議を行い、地区まちづくり推進委員会の事務局を担う又は組織の一員として協力しあう関係を構築し、まちづくり活動の更なる推進等に取り組むべきと考えます。

「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、公民館が担ってきた人づくりの機能を継承し、共育やふるさと郷育などを通して地域で活躍する人材を育成する役割が期待されます。

なお、地域ごとに課題や公民館活動の経緯も異なることから、各センターにおける事業については、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を地域団体等と連携しながら企画し、実施することが望ましいと考えます。

## ⑤ 職員

### 【まとめ】

- センターの職員は、センター長 1 名、センター職員 2 名を基本とし、地域の実情に応じて加減する。なお、人員増となるセンターにおいて確実に人材を確保できるよう、基本的に公募方式とすることが望ましいが、地元精通者の優先採用には配慮が必要である。
- センター長については、公民館の機能充実に伴い、勤務時間の拡充が必要と考える。ただし、勤務時間の拡充が人材確保の足かせになることが懸念されることから、センターによって柔軟な対応ができる仕組みを検討すること。
- 現在の館長や主事が有しているノウハウや地域のつながりは貴重な財産であることから、コミュニティセンター化しても継続任用されることが望ましい。
- センター間の連携や調整を図る「連携主事」の配置よりも、各地域やセンターにおいて特色あるまちづくり活動や社会教育事業が行われるよう必要な助言等を行う「(仮称)まちづくりコーディネーター」の配置が必要である。

### 【考え方】

現状として、地域によっては、公民館がまちづくりの中核を担っており、館長や主事の負担が大きくなっているケースが生じています。

これらの公民館は、実質的にコミュニティセンター化している公民館の一例であり、少なくともこれらの公民館の負担軽減等に配慮した職員配置を考える必要があります。

一方で、センターの機能を十分に発揮するためには、人材の確保が必要ですが、地域内の人材がそもそも不足していることや、勤務時間の拡充等が人材確保の足かせになるなどの課題もあります。

必要な人材の確保と人員等の充実を同時に実現することは難しい課題ですが、センター機能の充実には不可欠な要素であり、現在の館長・主事の継続任用に加え、市職員退職者の任用なども視野に入れて、市には十分に準備・対応してもらいたいと思います。

また、浜田市の方針として示された「連携主事」については、現在配置済みの連携主事と混同することから「(仮称)まちづくりコーディネーター」とし、役割についても、センター間の連携・調整よりも、まちづくり活動等への支援や助言等のほうが必要と考えます。



## ⑥ 職務

### 【まとめ】

- センター長及びセンター職員の基本的な職務は、次のとおりとする。ただし、職員配置や地域の状況に応じて柔軟な対応が必要である。
  - ・センター長は、センターの行う各種業務を所掌し、センター職員を指揮監督する。
  - ・センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。
- (仮称) まちづくりコーディネーターは、各地域において特色あるまちづくり活動等がより一層行われるよう適切な助言や支援を行う。
- (仮称) まちづくりコーディネーターは、5名程度で支援チームを構成し、必要に応じて各地域への助言等を行う体制とすることが望ましい。
- 土日夜間等の業務の増加が想定されることから、センター職員等の勤務条件の見直しが必要である。

### 【考え方】

センター長及びセンター職員の職務は、現在の館長及び主事の職務を基本としながら、勤務時間や職員配置、センターごとの事業の仕組みなどを踏まえ、ある程度柔軟な対応を認めることが必要です。

(仮称) まちづくりコーディネーターについては、センターや地区まちづくり推進委員会の取組に対して、地域の自主性や主体性を尊重した適切な助言等を行う役割が期待されます。

そのため、まちづくりや社会教育に精通した経験者（大学等の研究者や社会教育主事の有資格者など）の人材確保に取り組む必要があります。

また、(仮称) まちづくりコーディネーターについては、各支所に1名ずつ配置するよりも、本庁舎にチームとして配置し、適宜必要な地域へ支援を行う体制のほうが、より柔軟で専門的な助言等ができるものと考えます。

なお、センターがまちづくり活動の拠点として機能するためには、土日祝日や夜間の行事や会議等に対応する必要があることから、時間外手当の導入などの検討が必要と考えます。

## ⑦ 開館時間及び休館日

### 【まとめ】

- 開館時間については、現行の開館時間（9：00～21：00）を基本とする。
- センターの使用ができない日（以下「休館日」という。）については、全センター統一化を図り、年末年始（12月29日～1月3日）のみとする。
- 各センターの使用状況やセンター職員の勤務条件を踏まえ、土日祝日や一部の平日については、職員不在日や管理人配置によって対応する。また、開館時間及び休館日は、必要に応じて変更できるものとする。
- 臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから住民周知を徹底すること。

### 【考え方】

まちづくり活動の拠点として、地域住民に広く使用してもらえる施設を目指す観点から、開館時間は現状を下回らない設定が必要と考えますが、開館時間の拡大を望む意見も確認できないことから現状維持が妥当と判断します。

休館日については、現在、公民館によって取り扱いが異なることから、基本的に統一する方向で考える必要があります。

また、現在の公民館の実態として、休館日であっても使用申請があれば許可していることから、使用機会拡充の観点からも正規の休館日の設定は必要最小限（年末年始のみ）にして問題ないものと考えます。

ただし、土日祝日を含めてセンター職員が全て出勤対応することは、人員配置や労働条件から現実的に困難であり、既に導入している職員不在日の設定や管理人配置、臨時の休館日の設定等による柔軟な対応が必要です。

なお、臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから、事前周知を徹底し、地域住民の混乱を招かないよう配慮に努めなければなりません。

## ⑧ 使用料及び使用料の減免

### 【まとめ】

- 使用料については、全センター統一化を図って徴収する。
- まちづくり活動や社会教育活動、生涯学習活動の目的で使用する場合に使用料を原則免除することが望ましい。
- 現在徴収している冷暖房費の実費については、使用料に含めて徴収する。  
(これにより、まちづくり活動等で使用する際に冷暖房費が免除され、負担軽減による活動の活性化が見込まれる。)

### 【考え方】

現在の公民館は、使用料の徴収の有無や料金設定が統一されていないことから、統一する方向で考える必要があります。

基本的に、収益を伴う活動を含む幅広い使用が可能な施設を目指す観点から、使用料を徴収するのが適当と考えますが、従来から公民館を使用している地区まちづくり推進委員会や各種サークル等がまちづくり活動や社会教育活動に使用する場合には使用料がかからないよう配慮すべきです。

また、使用料の免除や減額を行う場合には、手続きの負担があまり生じないような工夫が必要と考えます。

さらに、まちづくり活動等の活性化を図る観点から言えば、現在徴収している冷暖房費の実費についても免除とすることで、利用者の負担が軽減されて活動の活性化につながるものと考えます。

## ⑨ 使用許可

### 【まとめ】

- 使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。
- 使用許可条件については、他の公共施設と同程度とし、まちづくり活動等に柔軟に活用できる施設とする。

### 【考え方】

現在の公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設として、市の公民館設置条例において「社会教育法第23条に定められた行為又は集会」や「社会教育上不適当と認められる催し又は集会」には使用できないことが規定されています。

公民館のコミュニティセンター化では、地域住民により身近な地域拠点として広くまちづくり活動等に使用できる施設を目指すとの観点から、使用許可条件の緩和が必要です。

したがって、使用手続きを含め、一般的な公共施設と同程度の条件に設定することが適当と考えます。

## ⑩ 運営推進委員

### 【まとめ】

- センター事業を円滑に推進していくために、現在の公民館と同様に「運営推進委員」を設置できることとする。
- 「運営推進委員」の定員については、上限を撤廃し、地域の実情に応じて設置できるようにすることが望ましい。
- 各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営すること。

### 【考え方】

現在の公民館事業は、運営推進委員による運営やサポート等によって成り立っており、コミュニティセンター化した後は、今まで以上に運営推進委員の協力が不可欠と考えます。

そのため、現在定められている定員（20人）についても撤廃し、地域の実情やセンターの活動に応じてセンターの裁量で設置できる仕組みとすることが望ましいと考えます。

また、センターの企画運営に当たっては、運営推進委員のみならず、地区まちづくり推進委員会や各種団体等と十分に情報を共有しながら取り組みを進めることが求められます。

各センターにおいては、このような場を定期的に設けたり、協議体を形成したりするなどして、地域の状況に即した運営に努めることが必要です。

## ⑪ 運営方式

### 【まとめ】

- コミュニティセンター化した後の運営方式については、全市的な協議組織においてコミュニティセンター化の評価・検証に合わせて検討する必要がある。
- 委託について検討する場合には、委託へ移行する時期の妥当性等も含めて、十分な検討を行うこと。

### 【考え方】

浜田市の当初方針は、コミュニティセンター化と同時に管理運営委託へ移行するというものでしたが、公民館職員等からの意見を踏まえ、当面 3 年程度は直営で運営し、将来的に委託を目指す方針に転換されました。

ただ、運営方式の検討に当たっては、コミュニティセンター化した公民館の運営がどのようになるのかを評価・検証しながら、実態に即した検討を行う必要があります。

そのため、関係者や識見者で構成する全市的な評価・検証組織（協議機関）を設置し、十分に議論を行うべきと考えます。

また、直営とする「当面 3 年程度」の期間についても、目標設定の必要性は理解できるものの、その期間が適切かどうか、実現性を含めて妥当かどうか現時点では見通せない部分もあることから、当該組織において再度検討する必要があると考えます。

## ⑫ 社会教育の推進体制

### 【まとめ】

- 社会教育の所管や推進体制については、社会教育をより一層推進するという視点に立って整理すること。
- 島根県の派遣社会教育主事については、引き続き 2 名の配置を県へ要請するとともに、市長部局と教育委員会との兼務など、社会教育とまちづくりの推進につながる配置を検討する必要がある。

### 【考え方】

住民主体のまちづくりを進めていくためには、社会教育の更なる推進が必要不可欠です。

特に、共育やふるさと郷育のように次代の地域を担う人づくりにつながる社会教育の推進は、今後も大切にしていかなければなりません。

このような視点を踏まえ、社会教育については、当面、現状のとおり教育委員会が担うこととし、あわせて市長部局と教育委員会との連携を強化する仕組み（プロジェクトチーム化など）を構築することが望ましいと考えます。

また、島根県の派遣社会教育主事によるサポートは、センター等の活動や社会教育事業の維持・充実に大いに貢献しており、引き続きの配置が期待されます。



## ⑬ 連絡調整体制

### 【まとめ】

- 各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営する。（再掲）
- 現自治区ごとに、現在の館長・主事会と同様の連絡会を設置し、現自治区単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。
- 市全体に、現在の公民館連絡協議会と同様の連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。
- 公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な組織（協議会など）を設置する。

### 【考え方】

センター同士又はセンターと関係団体との連携や情報共有は、地域の状況に即した活動の展開や事業の充実を図るうえで欠かせない要素です。

現在の公民館では、館単位・自治区単位・市全体の各層において連絡調整体制を構築しており、コミュニティセンター化した後も、同様の体制を継続することが望ましいと考えます。

また、令和3年4月のコミュニティセンター化以降もよりよい施設を目指していくことが重要との観点から、センターが目的に沿った運営をしているか、期待される機能を発揮しているかなどを評価・検証し、適宜、コミュニティセンター化の改善等を提案できる組織の設置が必要と考えます。

## ⑭ 職員の育成

### 【まとめ】

- センター職員のスキルアップや不安解消に向けて、計画的な研修の開催や研修参加機会の拡充に取り組むこと。
- センター職員が、社会教育主事講習を含む各種研修を積極的に受講できるようにするため、職務の調整や予算の確保に努めること。また、社会教育主事等の有資格者に対する優遇措置を検討すること。

### 【考え方】

コミュニティセンター化に伴い、新たな事業の企画や業務等が発生することに対する不安の声や、スキルアップをしたくても現在の公民館の人員体制では積極的に研修に参加することが難しいとの意見があります。

そのため、センター職員が求める研修やセンター職員に必要なスキルアップを目的とした研修を、計画的に開催したり、受講機会を拡充したりする必要があります。

また、センター職員には、社会教育やまちづくりの専門性が求められることから、各センターに社会教育主事や社会教育士の講習終了者を配置できるよう、当該講習を受講しやすい環境づくりに向けた職務調整や予算確保などに力を入れるべきと考えます。

あわせて、社会教育主事や社会教育士の資格等を取得したセンター職員については、習得したスキル等によって一段高いレベルの事業展開が可能になることから、報酬等の優遇措置を検討する必要があると考えます。

## ⑮ 保険

### 【まとめ】

- 公民館総合補償制度への継続加入は、最低限必要である。
- まちづくり活動への積極的な参加を促すためにも、自治会活動保険を含め、保険内容の充実を図る必要がある。

### 【考え方】

コミュニティセンター化に伴い、センターの活動の広がりや参加者の拡大が期待されることから、リスクに対する十分な対応が必要です。

現在の公民館総合補償制度は、自治会活動保険よりも補償対象者の範囲が広く、熱中症にも対応している一方で、補償内容が十分とは言えない部分もあります。

2つの保険の一本化や別の保険への切り替えなどによって、保険内容の充実を図る必要があると考えます。

## 8 アドバイザーからの助言

自治の基盤としての「まちづくりセンター」の活用を

東京大学大学院 教育学研究科  
教授 牧野 篤

### ◆団体・組織としての地域や社会

地域の後継者難だといいます。とくに少子高齢化・定年延長などで、地域の担い手が高齢化し、また減っていて、地域の存続が危ういといわれます。では本来、地域とは一体何なののでしょうか。

日本は明治以降、中央集権国家をつくる過程で、全国に小学校を設置し、学区を画定して、それを行政の基本単位としました。それが、戦前の町内会でした。そこに、相互扶助の隣組などさまざまな地縁組織を重ね、さらに自然村にあった神社を統廃合して氏子区として重ね、今日の地域の基礎がつけられました。

敗戦後、連合国の占領下にあつて、GHQは隣組や町内会を権力的な動員組織とみなして解散命令を出しましたが、その一方で、公民館の設置を奨励し、住民が自らの生活の基盤の上に、地域経営を進める拠点として活用することを促しました。

町内会は、占領の終了にともなつて、自治会として復活しましたが、それは地縁の団体として、「家」を基本とした組織でもあつたといつてよいでしょう。そして、それが地域だと意識されてきたのではないのでしょうか。

### ◆底が抜け始めた社会

ところが、経済発展にともなう生活様式の変容や雇用のあり方の変化、さらに価値観の転換によって、まず「家」が親子を基本とした核家族へと変化し、いわゆる地域との関係が希薄になり、地域の基盤が動揺しました。さらに役員のなり手がいなくなつて、自治会は持続可能性を失い、その上、人々の負担感が増し、誇りを失うことで、自治機能を停止させてしまう事態になっています。

会社も雇用慣行の切り替えによって、家庭維持の機能を削ぎ落とし、人々を孤立させるように変容し、人々は社会的な帰属を失い、会社を基盤とした社会が壊れてきています。

この事態は、いわゆる過疎地と呼ばれる地方において、より深刻化しているのではないのでしょうか。その結果、行政への依存が強まり、行政負担が増え、各地の自治体が喘ぎ始めているのが実情です。

### ◆社会教育ではない社会教育

反面で、このような事態に直面して、社会教育ではない社会教育が社会教育の実態をつくり始めています。たとえば総務省の地域運営組織、厚生労働省の地域共生社会づくり、国土交通省の地域防災システム、まち・ひと・しごと創生会議の小さ

な拠点づくり、そして経済産業省の未来の教室などでは、いわゆる地域コミュニティが焦点化され、住民による社会教育の実践が注目を集め、公民館の活用が重視されています。

たとえば厚生労働省は、増え続ける認知症高齢者の存在を前提にして、地域包括ケアから地域共生社会づくりへと政策を展開させ、その基本的な枠組みを地域コミュニティへの「福祉からのアプローチ」と「まちづくりからのアプローチ」とし、この両者を媒介するものとして「出会いと、学びのプラットフォーム」を形成するとしています。この施策は、「出会いと学び」を住民の中に組織し、住民自らが地域社会をつくり、担うことで、共生社会を福祉とまちづくりの双方から構成しようとするものです。

#### ◆自治の基盤としての公民館と社会教育

社会教育の中心的施設である公民館の歴史をひもとけば、公民館は本来、町村の住民生活のあらゆる側面に対応する中央官庁、つまり当時の官制で内務省（今日の総務省に相当、以下同じ）、大蔵省（財務省）、商工省（経産省）、農林省（農水省）、厚生省（厚労省）の了解のもとで、文部省（当時）が主導する、住民生活のさまざまな側面に対応した行政領域が地域社会で総合化された、中核的な機関として構想されていました。

戦後の社会教育とは本来、一般行政の基盤をつくるものとして構想され、住民自治を生み出しつつ、それに支えられるべきもの、つまりそれ自体が住民によって担われる実践でした。それは、一般行政に優越し、かつ一般行政に浸透していなければならない、住民自身によって担われる自治体の基盤でもあり、その中心施設が公民館だったのです。

#### ◆住民が使いこなすコミュニティセンターへ

いま求められるのは、お互いに顔の見える関係を基本にして、「ちいさな社会」をたくさんつくり、経営することで、自治体の持続可能性を高めることなのではないでしょうか。そのとき、人々を結びつけるものは、それぞれの人々が役割を果たし、希望を実現することの楽しさを我が事とすること、つまり社会の主役となることです。この「ちいさな社会」こそが地域なのです。

その基盤となるのは、住民相互の「学び」です。「学び」とは、人々が互いに認めあい、関係をつくることを通して、社会をつくり、担い、経営する、そうすることで改めて自分が他者とともに生きていることを実感し、うれしさを感じる、こういう一連のプロセスをいいます。それは、「自治」ということです。

是非皆さんには、浜田市の新しいまちづくりセンターを皆さん自身による「小さな社会」の拠点として使いこなし、自治を鍛え、社会の信頼感を高めて、先人たちがつくりあげた素晴らしい社会を次の世代に受け渡していただきたいと思います。

## 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例

(目的及び設置)

**第1条** 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例(以下「まちづくり推進条例」という。)の制定に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) まちづくりのための協働の在り方に関する事項
- (2) まちづくり推進条例の素案の作成に関する事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の代表
- (3) 公共的団体の代表
- (4) 地域協議会の代表
- (5) 地区まちづくり推進委員会の代表
- (6) 公募による市民

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、まちづくり推進条例の制定に関する調査審議に要する間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

**第7条** 委員会に、協働のまちづくりを推進するための地域拠点について調査審議するため、部会を置く。

2 部会は、部会委員12人以内で組織する。

3 部会委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 委員

(2) 公民館の代表

4 第4条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは「部会委員」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

**第9条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)



# 令和3年度 まちづくりセンター活動報告書



浜田市まちづくりセンター合同連絡会  
浜田市地域政策部まちづくり社会教育課

# 目次

## 【浜田地域】 P1~14

浜田まちづくりセンター	・・・P1~2
石見まちづくりセンター	・・・P3~4
長浜まちづくりセンター	・・・P5~6
周布まちづくりセンター	・・・P7~8
大麻まちづくりセンター	・・・P9~10
美川まちづくりセンター	・・・P11~12
国府まちづくりセンター	・・・P13~14



## 【金城地域】 P15~26

久佐まちづくりセンター	・・・P15~16
今福まちづくりセンター	・・・P17~18
美又まちづくりセンター	・・・P19~20
雲城まちづくりセンター	・・・P21~22
波佐まちづくりセンター	・・・P23~24
小国まちづくりセンター	・・・P25~26





## **【旭地域】 P27~36**

今市まちづくりセンター	・・・P27~28
木田まちづくりセンター	・・・P29~30
和田まちづくりセンター	・・・P31~32
都川まちづくりセンター	・・・P33~34
市木まちづくりセンター	・・・P35~36



## **【弥栄地域】 P37~40**

安城まちづくりセンター	・・・P37~38
杵束まちづくりセンター	・・・P39~40



## **【三隅地域】 P41~52**

岡見まちづくりセンター	・・・P41~42
三保まちづくりセンター	・・・P43~44
白砂まちづくりセンター	・・・P45~46
三隅まちづくりセンター	・・・P47~48
黒沢まちづくりセンター	・・・P49~50
井野まちづくりセンター	・・・P51~52



## 浜田地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 8,570人
- (2)世帯数 4,607世帯
- (3)面積 6.64km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 37.34%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他(浜田港)

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

- ①外ノ浦・松原まちづくり推進委員会 令和元年9月28日設立(9町内)
- ②殿町まちづくり委員会 令和元年6月27日設立(8町内)
- ③田町まちづくり推進委員会 平成28年6月10日設立(7町内)
- ④えびす新町まちづくり推進委員会 平成28年6月13日設立(6町内)
- ⑤片庭連合会 令和3年6月5日設立(6町内)

※未設立町内数 85町内

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

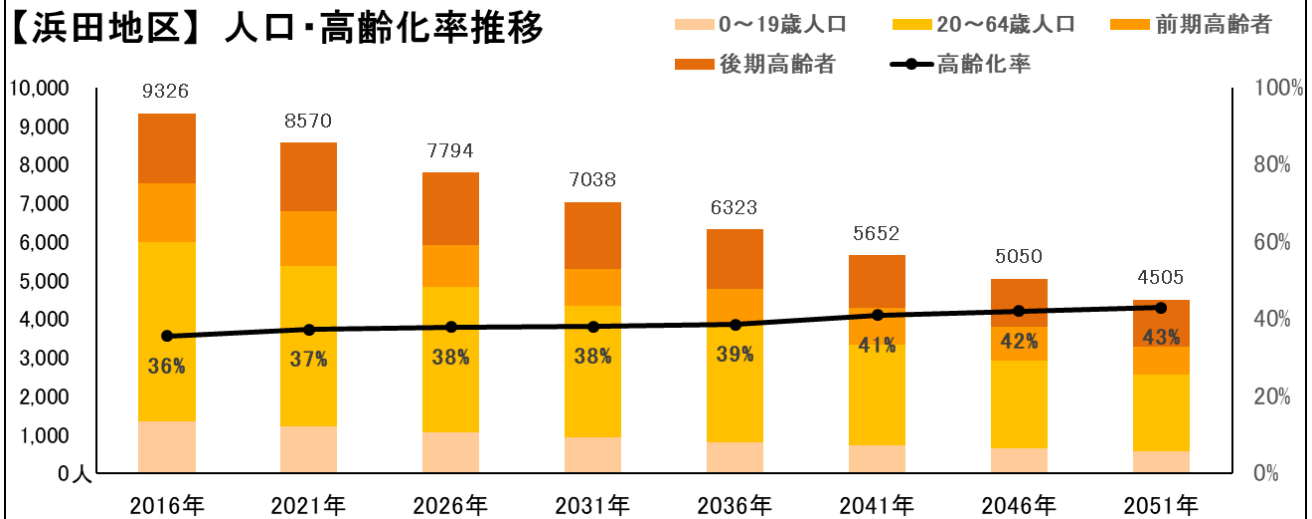
### 浜田地区の強み

- ・地区内に複数の保育所や学校があり、子どもや子育て世代がたくさん生活している。
- ・市の中心部で、病院やスーパーなどの施設も多く、利便性が高いため人が集まりやすい。
- ・城下町のため、歴史文化のある施設もあり、地域資源が豊かである。

### 浜田地区の課題

市内でも人口は多く、施設等も整った地域ではあるが、通勤族や高齢者が多い地区でもある。そうした背景で、住民のまちづくりや防災に対する意識や危機感があまり無く、近所とのつながりも希薄(無関心)な町内が多い。

### 【浜田地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

## 浜田まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### お仕事体験「ハマダニア」

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

○事業の目的

浜田まちづくりセンターのエリアである浜田地区では“地域の繋がりが希薄な現状”があり、集まりなども減少している。その結果、大人と子どもの繋がりが少ないため核家族化が進んでいるのが課題。そこで、地域にいる素敵な大人たちと子どもたちが会うことで、“将来の夢”や“楽しそうな大人の姿”を間近で感じ、人と繋がることの楽しさを感じてもらう。

○見込まれる成果

- ・自分たちの地域の良さ（資源や人材）を職場体験や交流で体験し、愛着が芽生える。
- ・職場体験をすることで将来への選択肢が広がり地域で働く人材が増える（思い出・印象に残る）

D

事業の概要

令和3年11月27日（土）浜田まちづくりセンターで、浜田市内の小学校3・4年生対象に15名限定で行った。職場体験の講師として「TSデザイン」「サーファーズキッチン TERA」「浜田消防署」に協力依頼をした。各体験ブース内容は、家の骨組み体験・郷土料理のイカ飯づくり・消防車、救急車、起震車、簡易消火体験。小学生を3グループに分け、すべての体験が出来るよう順番に回した。他校との交流も兼ねていたので“グループ内の学年が被る工夫”や、ボランティアには仲間に入りづらい子どもへの声かけ、目配りなど“子どもたちの楽しい思い出になるように”を意識して活動を依頼した。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

								○		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

上記評価の理由

課題に対して結果がすぐに出るものではない。1回きりでなく今後継続して行っていくことで良い成果が見られると思い、期待も込めた自己評価とした。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

協力して下さる事業所を広げ、今回より多いブースを提供。企画に賛同、事業として浸透させることで理解者が増え、長期的に見て町全体の活性に繋げたい。

→そのために、情報収集や日々の関係づくり、継続開催の為にPDCAを確実に行う。





## 石見地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人口 12,340人
- (2)世帯数 6,296世帯
- (3)面積 66.44km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 31.69%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他(浜田警察署、石央文化ホール)

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

- ①浜田市長沢町まちづくり推進委員会 平成23年5月21日設立(18町内)
- ②みはし地域まちづくりネットワーク 平成25年8月28日設立(33町内)
- ③後野町まちづくり推進委員会 平成28年4月23日設立(8町内)
- ④佐野・宇津井地区まちづくり推進委員会 平成25年5月1日設立(8町内)

※未設立町内数 31町内

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

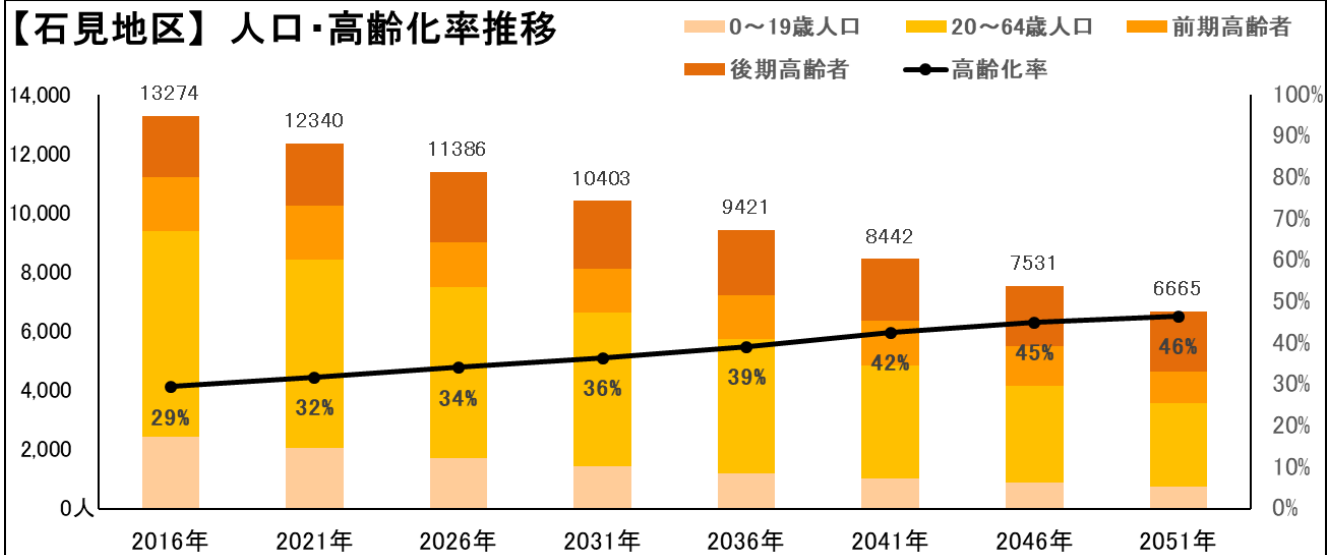
### 石見地区の強み

- ・市の中心部に位置し、利便性が高い。
- ・公共的な施設が多い。
- ・県立大学、高校、小学校2校、幼稚園保育園等子どもに関する施設が多く、子どものいる世帯が多い。
- ・面積が広大であり、中山間地域を含む多様な資源と多彩な人材が多い。
- ・店舗や病院が近く、生活において便利である。

### 石見地区の課題

- ・住民同士の繋がりが希薄である。
- ・地区まちづくり委員会が立ち上がっていない町内がある。
- ・中山間地域については、免許証を返納することで、まちづくりセンターに集えなくなる方が増える。
- ・少子高齢化がさらに進み、地域の活力が失われることが懸念される。

### 【石見地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

# 石見まちづくりセンターの新たな取組

事業名

## 防災 DAY キャンプ

P

### 事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

- 親子で防災について学ぶことで、日頃から防災について話し合うことが出来る。
- 親子で地域の自主防災組織の活動に参加したり、地域活動に興味を持ったりするきっかけとなる。
- センター職員と運営推進委員と一緒に企画運営することで、この地域の課題を共有し解決につながる新たな取組を推進する絆が深まる。

D

### 事業の概要

- 小学生を含む親子（家族）が対象。「防災」を学ぶことで夏休みの自由研究につながることを想定して計画。センター職員と運営推進委員4名が企画・運営を担う。また、消防本部や防災安全課との連携で学ぶ内容を打合せて実施。実際に学んだ内容は以下の通り。
  - ・パーティションの組み立て、段ボールベッドや土のうの作り方、非常持ち出し袋の自慢大会
  - ・防災クイズ、ロケットストーブ、かまどでの火起こし、土のう作り、宿泊可能な車の装備自慢
- 災害にちなんだ絵本の読み聞かせを当センターで活躍中の読み聞かせサークル「クローバーの会」より4人の方に依頼した。当日は、絵本や大型紙芝居、パネルシアターなどで災害の恐ろしさなど伝えた。

C

### 課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

								○		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

### 上記評価の理由

- 事前の打ち合わせをしっかりとしたので、内容は全てスムーズに行えた。夏休みの自由研究として防災を選んだ子どもがいた。
- 企画から事前準備、当日を迎え、充実した取り組みとなり、運営推進委員と絆が深まった。

A

### 事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- 学びの内容が多かった。一つ一つを深く学ぶために内容を精査したい。
- 夏休み中の企画として、日程を考慮する。
- アンケートより防災食を学びたいとの要望があり、実施に結び付けたい。



## 長浜地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 5,098人
- (2)世帯数 2,540世帯
- (3)面積 5.04km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 37.88%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 □専門学校・大学
- 図書館 病院 □スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他(長浜港、JR西浜田駅)

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

- 名称：長浜地区まちづくり推進委員会
- 設立年月日：平成23年4月17日
- 構成団体：熱田町、長浜町の28町内会ほか
- 主な活動：各町内会への支援、地域行事への協力

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

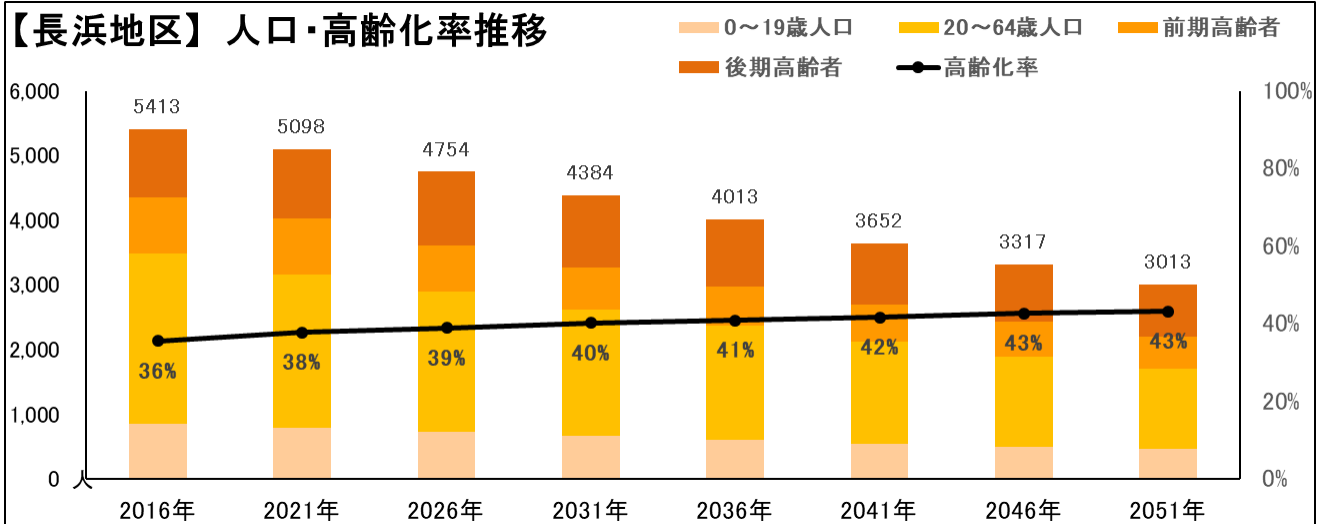
### 長浜地区の強み

- ・長浜港をはじめ、海に関する地域資源が豊富である。
- ・港町としての歴史文化がある。
- ・主要幹線道路沿いに位置し、交通機関へのアクセスに利便性がある。
- ・地区まちづくり推進委員会とまちづくりセンターが1対1の関係のため、連携が取りやすい。

### 長浜地区の課題

- ・各分野での人材育成を進めることで活気あるまちづくりが期待されているが、若い世代を中心に当事者意識が低く、それぞれの団体や町内会などでスムーズな世代交代を如何にして行うかが課題である。
- ・日中、地域外で働く世帯が多く、昼夜間人口を念頭においた防災計画をたてる必要性が感じられる。

### 【長浜地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 長浜まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 馬 島 探 検

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

- ①長浜地区まちづくり計画をもとに、地域住民が海の大切さを再認識し、灯台や島の歴史を学ぶことで更に関心を高める。
- ②馬島周辺の海岸への漂着物を調査して環境問題について考える。
- ③海上から郷土を眺めることで、ふるさとへの愛着を深め郷土に誇りを持つ。
- ④水産高校や浜田海洋少年団などの団体と連携・協力し、地域との関係性を深める。

D

事業の概要

8月8日 9:30~14:00 （参加者：海洋少年団員とその保護者17名）

参加児童は、浜田水産高校の生徒からロープワークの実技指導を受けた後、船で馬島へ向かう。到着後、島周辺の漂着物を調査し、巖島神社を見学。島内を歩いて灯台を目指す。灯台施設を見学しながら昼食をとり、船で水産高校へ戻る。

○子ども達が積極的に活動に取り組む様子から、浜田市が提唱する海洋教育の理念を理解させるための興味付けにはなったと思われる。

○当日は台風と高潮のため安全を最優先と考え、漂着物調査に十分な時間がとれなかったが、あらかじめ天候不良時のメニューを用意していたので、対応することができた。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

							○			
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

上記評価の理由

参加者の学びが深まり、海洋ゴミへの関心が高まったと共に、今回参加出来なかった地域住民の中に事業に興味関心を持つ人が増えた。

また、協力機関である浜田水産高校職員による評価も高かった。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと(評価を10に近づけるために)

○安全面を最優先に、関係機関と十分な打ち合わせを行い、不測の事態を想定しながら取り組む。

○まちづくり推進委員会や他団体とも連携し、定期的実施することで地域住民の学びを深め、事業を協働の場とする。



## 周布地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 4,957人
- (2)世帯数 2,297世帯
- (3)面積 13.34km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 32.31%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 □高等学校 □専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( JR周布駅 )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：周布地区まちづくり委員会

設立年月日：令和3年6月27日

構成団体：各町内会等(10団体)、各種地域団体(21団体)

主な活動：R4事業計画策定及び地区まちづくり計画策定に向け、月1回のペースで会議等を実施。

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

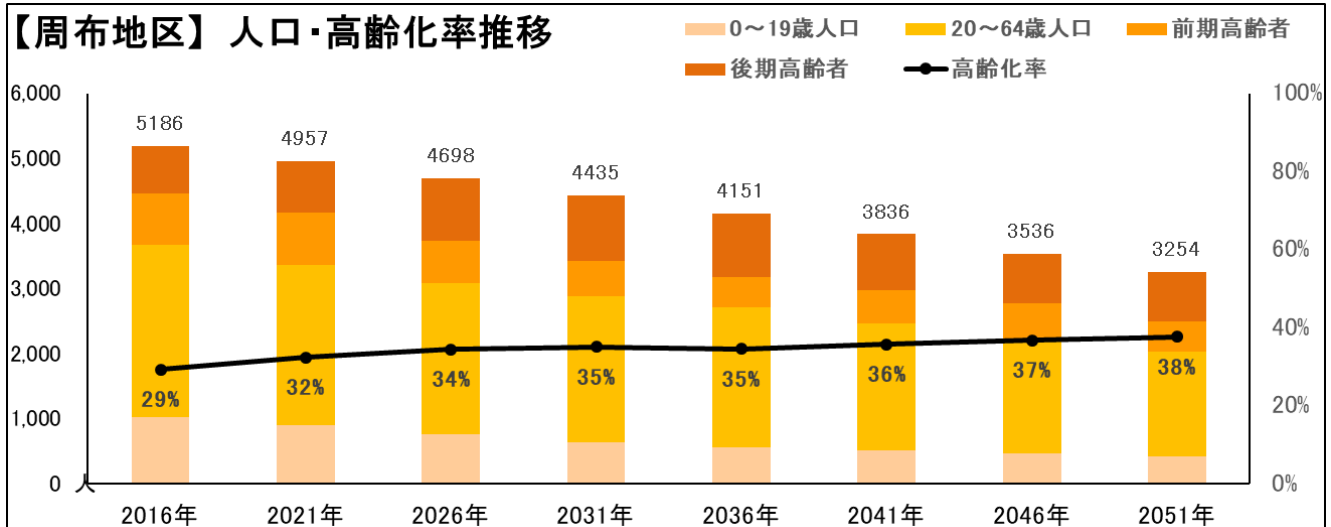
### 周布地区の強み

- ・新興住宅地があり、若い世代が比較的多い地域である。
- ・令和3年度に周布地区全体で「周布地区まちづくり委員会」が立ち上がったことで、新たなまちづくりの動きが生まれる土台ができている。

### 周布地区の課題

- ・地区まちづくり推進委員会が立ち上がったばかりであり、具体的な計画がこれからである。
- ・委員会の役割や活動の周知方法

### 【周布地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

## 周布まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 「周布地区まちづくり委員会」への事業支援及び新事業計画策定への協力

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

- ①周布地区まちづくり委員会が設立（令和3年6月27日）され、今後に向け委員団体として協力していく中で、事業内容の更なる充実と事業への参加者（特に若者）を増やす。
- ②地域全体と周布地区まちづくり委員会との調整役、「活動部会：Ⅲ. 地域活性化」所属団体としての活動支援や協力。（地区民体育大会、グリーンカーペット事業など）

D

事業の概要 センター参画部会：「Ⅲ. 地域活性化」

○人の交流を活性化

既存行事、地区全体イベント「地区民体育大会、グリーンカーペット、地区外との交流（周布川まつり復活）」など継続や中止回避、復活検討へ委員として協力する。

○団体活動活性化支援

新事業の発掘と積極的協力、団体間の交流活発化、若者の事業参加支援協力をする。

○地域環境、歴史、伝統を守る

地域資源の活用（休耕田、空き家活用）、地域草刈り隊創設（人手不足地域への協力）、地域歴史を学ぶ（講演会の支援協力）伝統（神楽についての学習）支援協力をする。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

				○						
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

上記評価の理由

まちづくりセンターが設立準備の事務局を担い、令和3年6月に周布地区全体で「周布地区まちづくり委員会」が立ち上がったことは成果である。

現在、事業計画の策定途中であり、設立及び活動内容の周知徹底が十分にできていないことが課題として残っている。

併せて、既存の地域活動や事業の集約検討、一本化についても大きな課題である。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- 「まちづくり委員会の活動」を各町内会、地域住民への周知徹底に協力していく。
- 既存する地域活動の改善や維持、継続を図る提案など、地域活性化へ協力する。
- センターとして過去関与事業での課題を、周布地区まちづくり委員会へ助言サポート等、新規取組事業立上げの協力をする。



## 大麻地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人口 190人
- (2)世帯数 125世帯
- (3)面積 2.82km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 62.10%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( JR折居駅 )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：大麻地区まちづくり推進委員会

設立年月日：平成21年9月18日

※平成29年3月から活動を休止し、現在に至る。

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( 設立から活動時、事務局を担っていた )

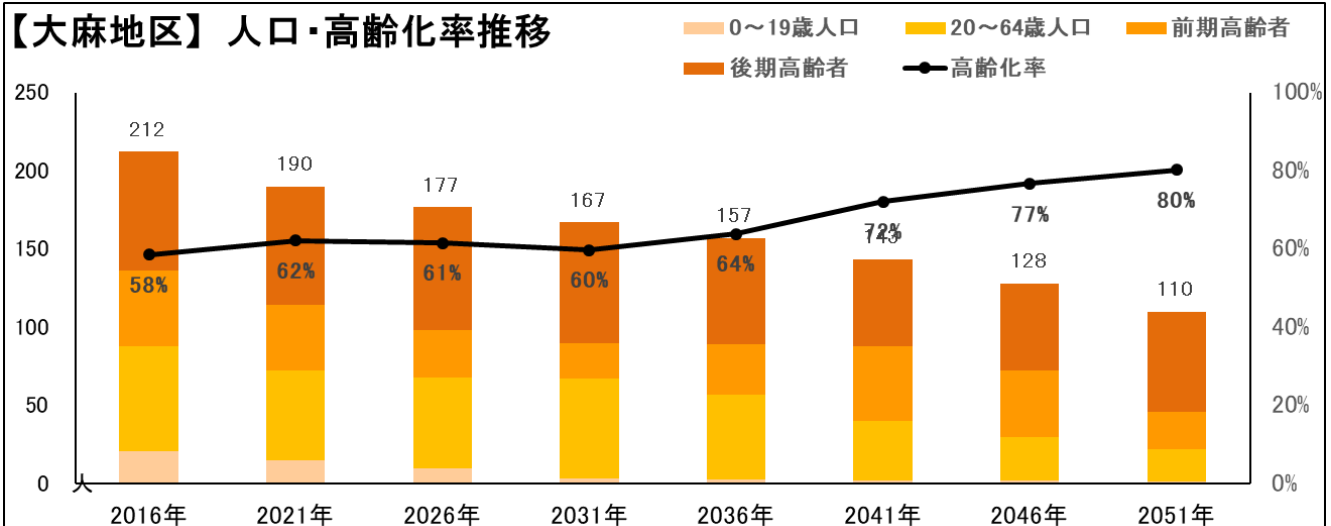
### 大麻地区の強み

- ・美しい海(特に夕日は絶品)と山に囲まれた豊かな自然
- ・夏の折居海岸は穴場スポットであり、県内外から来客がある。
- ・折居駅は島根県立大学生と一緒に駅外観をリニューアルし、テレビで『海から近い駅』と紹介された撮影場所になっている。

### 大麻地区の課題

- ・令和3年4月末現在、人口190人、高齢化率62.10%、生産年齢人口率(15歳~64歳)31.6%、弱年齢層率(5歳~14歳)5.8%と市内でも少子高齢化が進んでいる。
- ・それに伴い、地区の活動も停滞していることが大きな課題となっている。

### 【大麻地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 大麻まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 花のあるまちづくり事業

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

まちづくり委員会が休止となっていることから、大麻地区 3 町内で協力して参画できる事業を展開することにより、まちづくりに対する意識の共有を図ることを目的とし、当委員会再稼働への第一ステップとして位置付けている。

D

事業の概要

9 号線からの車窓・JR からの車窓から見えるロケーションに恵まれた約 300 坪の土地に、コスモスを植え風光明媚な場所造りに取り組む予定。

- |      |             |        |                     |
|------|-------------|--------|---------------------|
| 第一段階 | 草刈り及び草処理    | (作業予定日 | 令和 4 年 2 月 13 日(日)) |
| 第二段階 | 根駆除作業・肥料散布  | (作業予定日 | 令和 4 年 2 月 20 日(日)) |
| 第三段階 | 種まき         | (作業予定日 | 令和 4 年 3 月 13 日(日)) |
| 第四段階 | 草抜き等のその後の管理 |        |                     |

C

課題の解決度合（10 段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

				○					
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

上記評価の理由

- 運営推進委員会(4月16日開催)に当事業提案、運営推進委員会(12月10日開催)に作業日程(案)及び事業継続の取組(案)を協議し、センター職員、委員ともに事業の目的についての認識を共有した。
- 大麻自治会総会(5月21日開催)に当事業の協力を要請し、連携強化を図った。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を 10 に近づけるために）

- 地域住民への協力依頼の取組として、センター職員が各家庭を訪問し、協力チラシを配布するだけでなく、出来るだけ対面で事業趣旨の説明をし、まちづくりに対する意識の共有を図る。
- 体力を要する事業のため、無理な作業工程は避け、楽しみながら作業が出来る仕組みづくりに取り組む。将来的には、一部に芝生を張り、憩いの場所にしたいと考えている。



花を植える場所です。  
令和3年10月時点の写真です。  
令和4年2月からスタート！！

## 美川地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 1,706人
- (2)世帯数 843世帯
- (3)面積 34.13km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 44.20%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：美川地区まちづくりネットワーク

設立年月日：平成22年4月1日

構成団体：美川地域町内会、美川手作りネット、美川野球スポーツ少年団、美川クラブ、美川体協等

主な活動：各町内会のコミュニティ活動、美川地域体育大会、青少年育成促進事業、美川手作りネット事業、美川夏祭り、農村広場管理など

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

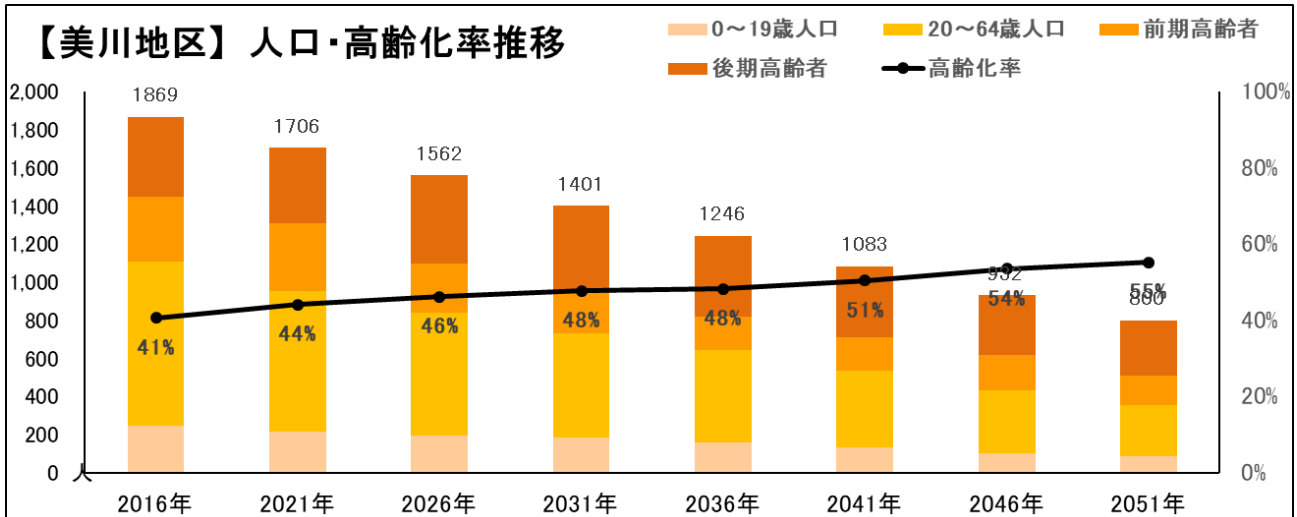
### 美川地区の強み

- ・子どもを地域の宝として、地域ぐるみで見守り育ててきている。
- ・今年度より実施している『美川まちづくり楽市』を通して、地域の方が集まり、コミュニケーションの場となりつつある。
- ・市内中心部から車で10分の距離であり、学校施設等も整っている。

### 美川地区の課題

- ・少子高齢化による地域活動の衰退。
- ・連合自治会が解散したことによる、地域住民の意思疎通の場の減少
- ・まちづくり推進委員会との関係づくり

### 【美川地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

## 美川まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 地域の買い物支援事業『美川まちづくり楽市』

P

#### 事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

- 美川地域の商店空白地帯の解消、公共交通の減便や廃止に加え、運転免許証の返納に伴い、買い物弱者の生活援助の一助となるよう、新鮮、安全、廉価をモットーに朝市を開き、併せて地域生産者と消費者の交流、地域活性化を目指す。
- 買い物の不便、苦勞がしいては食品摂取量の減少、孤食につながり、健康面でも心配。新鮮な食材が安く手に入り、朝市に来る事で会話が生まれ、コミュニケーションの場となる。
- 自分で買い物する事で脳の活性化につながる。
- 生産者は野菜作りや売る方法を考える等意欲が高まり、地域の為にどうしたら良いかを自発的に考える機会に繋がる。

D

#### 事業の概要

- 令和3年8月7日よりスタート・毎月第1, 第3土曜日 朝8時から9時まで
- 美川まちづくりセンター前 雨天時：センターロビー内
- 美川まちづくり楽市実行委員会(代表、実行委員長、事務局長他40代～80代まで計14名)
- 地域の方が育てた野菜、果物、加工品、手作り品、花、干魚などを販売。

#### 事業の実施において工夫した点、成果、課題、改善点等

- 季節に応じた野菜、果物を安価に提供する事で購入しやすい。
- 生産者の意欲向上、自発的思考。○高齢者の健康増進。○毎月チラシを発行。朝市の旗を前日に立てる事で地域へお知らせ。○課題：施設面、天候に左右される。

C

#### 課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

									○	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

#### 上記評価の理由

- 生産者が意欲的に取り組んでいる。
- 地域の方、利用される方に大変好評であることが何よりである。

A

#### 事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- 地域へさらなるアピール
- 他地域の朝市を視察
- 品物の検討(消費者のニーズを把握)
- 節目にイベントを行う。
- 利用者、高齢者の憩いの場を作る。
- 雨天時等安心して運営できる環境整備



## 国府地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 5,679人
- (2)世帯数 2,667世帯
- (3)面積 34.90km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 35.82%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 □専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他(国府海岸、石見海浜公園)

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

- ①上府町まちづくり推進委員会(平成24年4月1日設立)夏祭り、文化祭、イルミネーション事業 自主防災 他
- ②下府町まちづくり推進委員会(平成25年4月1日設立)各団体の事業運営支援(高齢者クラブ・自治会・青年団 他)
- ③宇野町・下有福町・大金町まちづくり推進委員会(平成26年9月27日設立)スポーツ交流会、自主防災 他
- ④久代地区まちづくり推進委員会(平成28年6月4日設立)はまぼうふう・久代川保全活動 他
- ⑤国分の里まちづくりネットワーク(平成29年4月23日設立)運動会、清掃活動、防災講習会 他
- ⑥とうがねまちづくり推進委員会(令和元年6月29日設立)ウォークラリー大会、防災レク 他

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 □関係団体との連絡及び調整役 □特になし
- その他(地域への広報、事業運営協力)

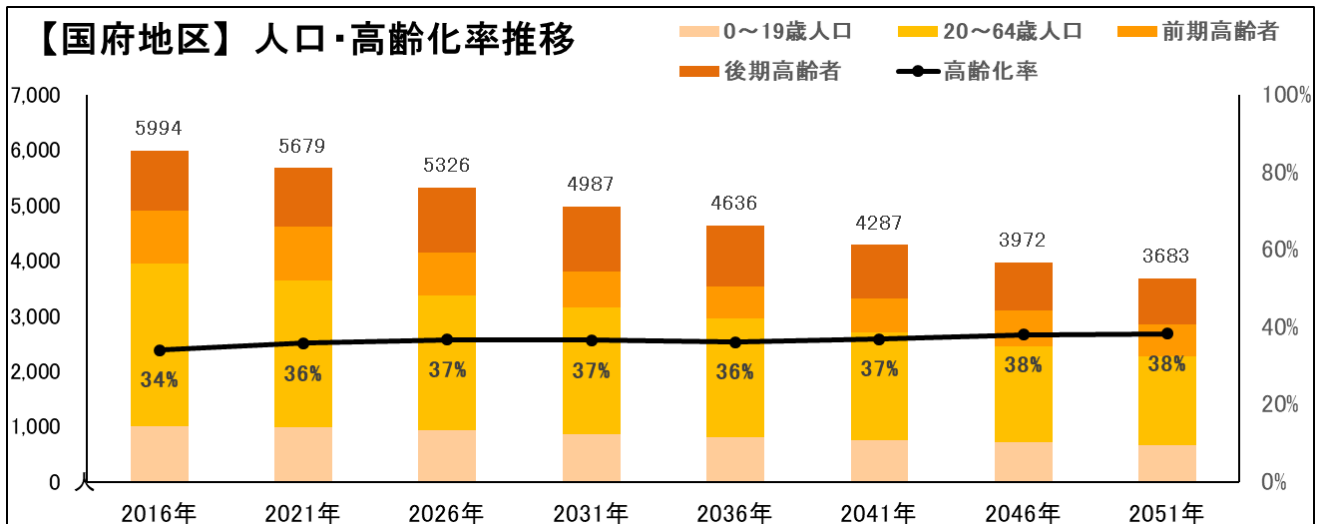
### 国府地区の強み

- ・すべてのエリアで、まちづくり組織が立ち上がっている。現時点で、地区内でまちづくり組織が複数あり、組織率100%は国府地区だけである。
- ・各エリアそれぞれで自治会や自治公民館運営、高齢者クラブや青年団と連携しながら特色のある活動をしている。
- ・夏場は海水浴客も多く、「海」が重要な地域資源である。

### 国府地区の課題

- ・エリア全体でまちづくり組織ができているが、人口の多い地域、少ない地域の差が大きく、少子高齢化の進んだ地域も多くみられる。
- ・子育て世代の地域活動への参画は、昔と比べて減少している。そのため町内会・自治会の役員も高齢化率が高い。
- ・国道から離れた地域は市営バスの運行が年々減少しており、高齢者だけでなく学生の交通手段が無い状況である。

### 【国府地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 国府まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 国府地区まちづくり推進委員会 意見交換会

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

すでに設立されている各まちづくり推進委員会の活動内容を聞き、まちづくりセンターとして連携を図るためにどんなことが出来るか意見交換会を実施。多くの住民が「まちづくり」について知らないことも多いので、センターが広報的な役割を担うことで興味・関心をもってもらえるようにしていきたい。

D

事業の概要

『国府地区まちづくり推進委員会 意見交換会』

日時：令和3年6月7日(月) 19時～20時半

会場：国府まちづくりセンター 研修室

参加者：各まちづくり団体代表者、国府まちづくりセンター職員 計16名

内容：各まちづくり組織の活動状況(関係団体や事業等)や、各地区の課題についての聞き取り。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

						○				
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

上記評価の理由

顔を合わせること自体初めてだったため、集まっただけだけでも成果はあった。それぞれに課題が違うため、個別に聞き取りもしていければと思う。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

自分の住んでいる地区での取組を、もっと知ってもらうことが大事と考える。若い世代の参画を促進するため、情報発信の強化をしていきたい。まずは取組紹介リーフレットを作成し、広く広報をしていく。



現在6つのまちづくり団体の紹介リーフレット作成中。  
年度末には国府地区の全戸に配布予定。

## 久佐地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 口 315人
- (2)世帯数 151世帯
- (3)面積 18.48km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 48.89%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他(かなぎウエスタンライディングパーク)

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：久佐地区まちづくり振興会

設立年月日：平成23年11月1日

構成団体：各町内会、まちづくりセンター、高齢者クラブ、JA女性部、食生活改善推進委員会、山陰久佐松竹座、神楽社中、田ばやし保存会

主な活動：久佐地区慰霊祭・納涼大会・運動会・敬老会・文化祭の開催、各町内への支援、環境整備

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他(事務及び会計補佐)

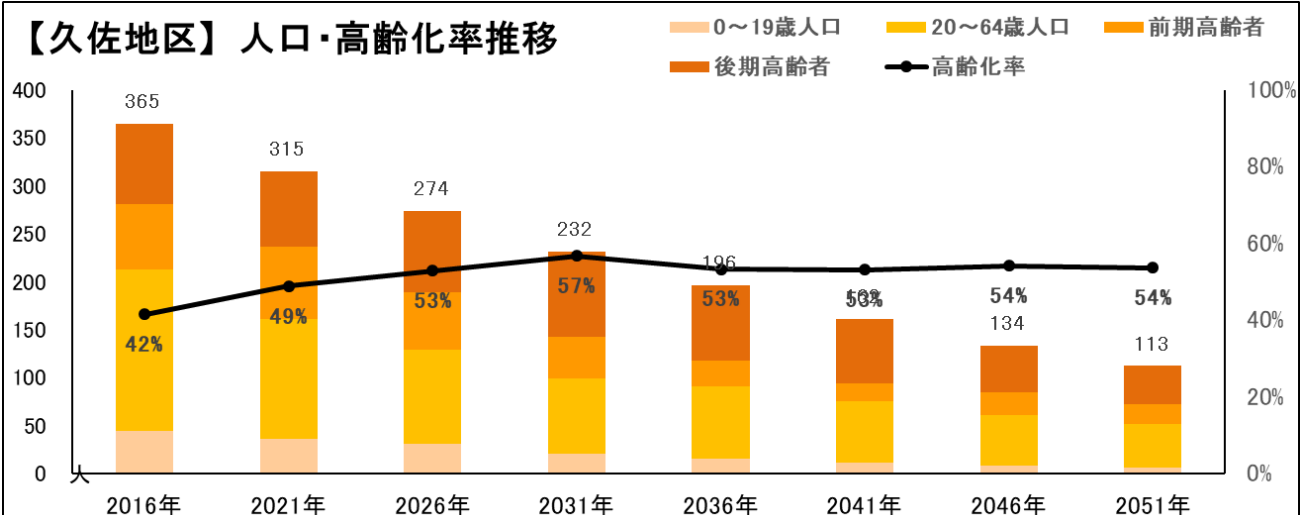
### 久佐地区の強み

- ・豊かな自然
- ・かなぎウエスタンライディングパーク  
(乗馬体験、食事、動物とのふれあい、公園、オートバイ神社)
- ・伝統芸能  
(山陰久佐松竹座、久佐西組神楽社中、久佐東神楽社中、田ばやし保存会)
- ・島村抱月生育の地

### 久佐地区の課題

- ・交通対策  
(買い物や通院等の交通弱者、免許返納後の交通手段、等)
- ・農地の荒廃、担い手後継者の不在
- ・少子高齢化  
(独居、高齢者世帯の増加、等)
- ・地域を引っ張っていくようなリーダー的存在が見つかっていない

### 【久佐地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

## 久佐まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 地域の防災力を高め 命を守ろう！！

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

- 久佐地区まちづくり振興会と共催で行うことにより、防災・減災に対する意識を高める。
- 実際に災害が起きた際にどう対応・行動すればいいかを事前に学び、考えておくことで自分と家族を守る行動がとれる。
- 防災バッグを全戸配布し、非常持ち出し品などの確認・準備をするきっかけとする。

D

事業の概要

開催日時：令和3年11月21日（日）／令和3年12月5日（日）

会場：久佐まちづくりセンター

共催：久佐地区まちづくり振興会防災会・久佐まちづくりセンター

対象：地域住民

内容：第1部 講演：災害派遣から学ぼう！ 演題『災害派遣で思ったこと』  
元陸上自衛官の方を講師に迎え、被災の現状や災害救助等のお話をして頂き、家庭や地域での防災減災意識を高めた。

第2部 我が家の避難行動計画「マイタイムライン」を作ろう！

配布した資料を参考に各自でマイタイムラインを作成し、グループに分かれ意見交換をした。人と話すことで課題やアイデアに気づき、見直すことができる。また、ハザードマップで避難が必要な区域を確認し、正しい避難行動を考えた。

第3部 災害に備え、非常持ち出し品を準備しよう！

全戸に防災バッグと懐中電灯を、5歳以上の住民に1人1つずつ緊急用ホイッスルを配布し、防災・減災意識を高めるきっかけとなった。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

									○	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

上記評価の理由

参加者から

「とてもよかった」

「またやってほしい」

「毎年やってほしい」という声があった。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- 様々な情報を仕入れ、新しい知識を学び発信・共有する。
- 実践／体験プログラムを組み込み、実際に体験することで現実的に考えたり身に着けたりしてもらおう。
- 内容を変えながら定期的に事業を行う。
- 年度始めに計画を役員で話し合い、事業を実行する。



## 今福地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 口 499人
- (2)世帯数 222世帯
- (3)面積 15.82km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 44.29%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：今福地区まちづくり委員会

設立年月日：平成23年7月12日

構成団体：各町内会、今福自治振興会、今福地区社協、今福地区自主防災会、福寿会、今福文化サークル、中山間今福広域協定、今福おてまやさん、ゆるり、わかすけ、もやい市、ほっかほっか会、シャインマスカット栽培PJC

主な活動：今福文化祭、いまふく土曜夜市、他町内会交流(合同いきいきサロン)、買物バスの運行、環境整備・福祉奉仕、毎月第1・3土曜日に“もやい市”を開催、さつま芋栽培及び販売、シャインマスカット栽培及び販売

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

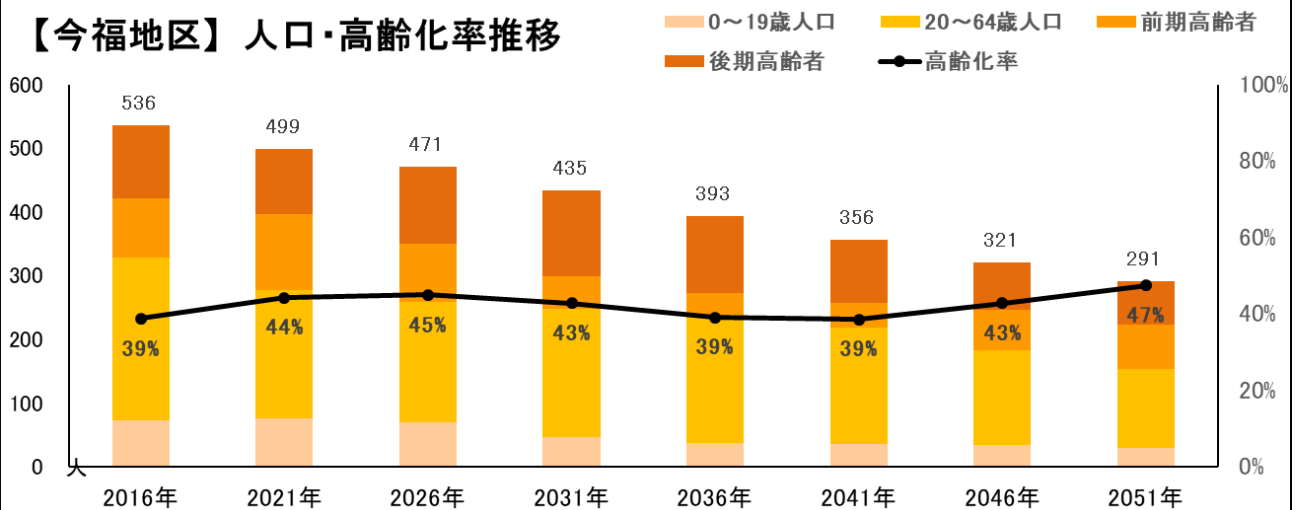
### 今福地区の強み

今福地区まちづくり委員会、今福自治振興会、福寿会、今福まちづくりセンターが、車の四輪のように、お互いに協力して事業を行っており、相乗効果を発揮している。

### 今福地区の課題

- ・数年後には増大すると思われる、交通弱者の皆さんの病院や買い物支援の検討。
- ・独居高齢者を孤独化させないための方策の検討。

### 【今福地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 今福まちづくりセンターの新たな取組

事業名

**今福地区まちづくり委員会「もやい市」×今福まちづくりセンター社会教育部  
もやい市に学びの場(令和3年6月～12月 計7回)**

**P**

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

- ①もやい市の賑わいの創出
- ②親子の地域参画のきっかけ作り
- ③多世代交流（活動人口の増加）

**D**

事業の概要 「もやい市号」の買い物バスの待ち時間を利用した1～2時間程度の学びの場

【6月】保護者世代女性組織「ゆるり」によるフリマ・雑貨販売（販売チャレンジ①）

【7月】ワンコインカフェ 【8月】リアリバさんによるウクレレとうた生演奏

【9月】スマホ教室・ワンコインカフェ「今福良品」

【10月】貸本屋・「スープストックイマフク」

【11月】保護者世代フリマ・スイートポテト販売（販売チャレンジ②）

【12月】ニット小物販売（販売チャレンジ③）・ユニット「FREE」ダンス披露

成果…もやい市の立ち寄りサロンとなり、買い物客の居場所作りになっている。

また、30～70代までの地域の方の販売や学びの場となることで、次のロールモデルとなり地域住民の活動意欲が高まった。

**C**

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

				○					
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

上記評価の理由

①賑わいの創出…もやい市の来場者が前年度より増加。今年度からスタートした買い物バスの運行とそれに併せて行っている学びの場の提供がよい結果を創出していると考えられる。

②親子地域参画、③多世代交流…コロナ禍により2件計画を断念し課題が残っている。

**A**

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- ・50～60代の活動人口を増やす。参画したくなる企画を実現する。
- ・親子世代の活動人口を増やす。広報や宣伝方法を工夫する。



## 美又地区の概要

### 概要(令和2年4月現在)

- (1)人 □ 276人
- (2)世帯数 142世帯
- (3)面積 19.37km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 55.80%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他(美又温泉)

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：美又湯気の里づくり委員会

設立年月日：平成23年6月21日

構成団体：自治振興会、各町内会、地区社協、寿会、湯気の会他

主な活動：美又温泉イベント、盆踊り、地区サロン、地区GG大会  
特産品加工・販売、民具継承他

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

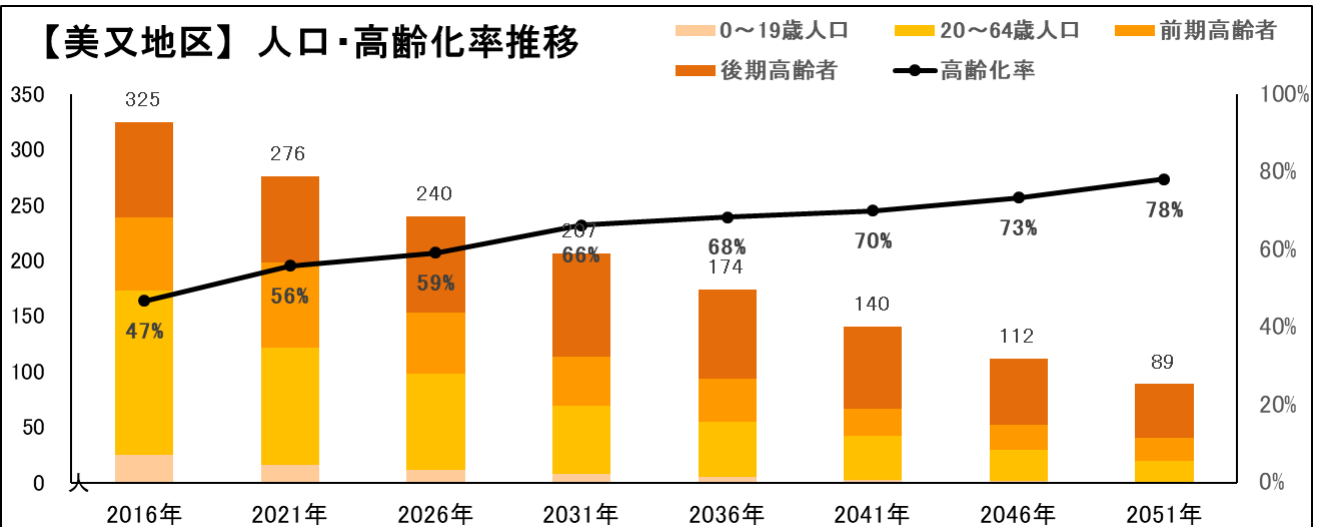
### 美又地区の強み

- ・地区内に、市内の観光施設にもなっている美又温泉があり、外部から一定程度地区への入込客がある。
- ・少数ではあるが、地区へのIターンなどがあり、地域の元気につながっている。

### 美又地区の課題

- ・小学校、保育園が廃止となり一段と少子化が進んでいる。
- ・人口減少及び少子高齢化が進行しており、集落の維持が難しい町内会が増えつつある。
- ・コロナ禍により、美又温泉や地区特産品販売などが大きな影響を受けている。

### 【美又地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

## 美又まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 関係人口の拡大

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

美又地区は、市町村合併後小学校及び保育園が廃止となり、子育て世代の地区外への転出などにより少子化が顕著となってきている。こうした状況からセンター事業でも地区外からの参加を積極的に受け入れ、地域の方との交流を行うことで地域の元気につなげ、併せて地区外の応援者を増やすことで美又地区の活性化につなげることを目指している。

D

事業の概要

センターの単独事業として令和3年度から取組を開始しており、センター事業の地区外参加者等に呼び掛けセンターの応援者として会員登録している。

登録者には、チラシやお知らせの送付、SNSを活用するなどセンター事業への参加募集を行い、子育て世代を始め、県立大学生などの若い世代に活動へ参加してもらうことで、地域との交流により美又地区の元気につながる活動とする。

現段階では、普段からの情報発信までは取り組めていない。

対象：地区外親子、県大生、若い世代 他

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

		○							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

上記評価の理由

コロナ禍の影響もあり、徐々に進めている。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

先々は、まちづくり委員会との連携事業に移行し、「美又応援者」として地域の情報発信に力を入れて、地域の活性化に繋げていくことを検討したい。



8/7 竹灯籠づくり



12/11 干し大根づくり

## 雲城地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人口 □ 2,339人
- (2)世帯数 1,059世帯
- (3)面積 33.39km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 34.59%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：雲城まちづくり委員会

設立年月日：平成23年6月23日

構成団体：各町内、くもぎコミュニティ自治会、高齢者団体、女性・若者団体、教育福祉機関、地域事業者等

主な活動：町内会及び活動団体への支援、ハッチョウトンボを活用した環境活動と交流人口の拡大、タカキビ栽培や加工商品の開発など

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

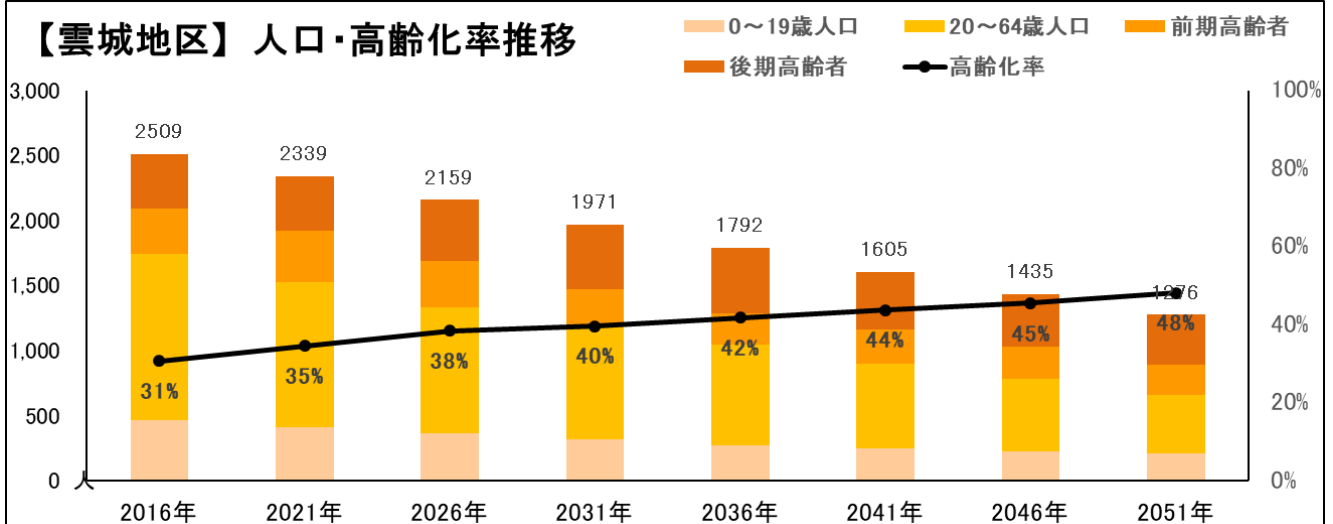
### 雲城地区の強み

- ・浜田市中山間地域において、比較的人口も多く、若者も多い。UIターン者も比較的多い。
- ・豊富な人材と活動団体
- ・金城地域内の主要施設(金城支所、学校関係、保育園、スーパー、医療機関、金融機関等)がそろっている。

### 雲城地区の課題

- ・組織している町内会も多く、人口も多いため、一体感が薄い。
- ・地域が広く地区内の現状を把握しづらい。

### 【雲城地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 雲城まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 独り暮らし高齢者花鉢プレゼント & 高齢者生活実態調査

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

- きっかけ：「買い物や草刈りで困っている高齢者の力になりたい」という雲城地区住民の声
- ねらい：高齢者の生活の現状把握と課題解決、まちづくり活動への参加者拡大
- 予想される成果：高齢者のニーズから生活支援や集い等福祉事業を計画、実施  
他機関と連携し、地域住民を巻き込みながら協働で地域福祉のまちづくり活動を推進

D

事業の概要

#### 高齢者生活実態調査

○事業対象者は、80歳以上の一人暮らし高齢者に絞り、社会福祉協議会が年末実施している「まごころ弁当と安否確認」事業に同行して実施を計画→浜田市社協金城支所及び民協定例会での事業説明、協力依頼→賛同を得て、民生委員に同行し高齢者宅を訪問、花鉢とメッセージを届け、生活実態調査も配布し記入のお願い→高齢者の方と直接会話をし、普段の生活の困りごとを聞くことができた。

○生活実態調査項目について、社協生活支援コーディネーター、浜田市まちづくりコーディネーター（コミュニティナース）に相談、内容やレイアウトについて専門的なアドバイスをもらい調査票を作成した。

○調査票集計→まちづくり役員、社協、浜田市まちづくりコーディネーターとの意見交換会を開催する。

#### 花鉢プレゼント

○まちづくりセンター恒例の「寄せ植え教室」の参加者や講師が花鉢づくりに協力し、40鉢が完成した。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

									○	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

#### 上記評価の理由

調査表の回答率は74%。高齢者対象の調査は回答が難しいと社協から指摘されたが、花鉢のプレゼントに合わせ個別訪問、顔を見て調査依頼をしたことが回答率の高さにつながった。用紙に書ききれない思いや現状など便箋に追記同封された高齢者もあった。未回答者には再度訪問するなど、聞き取りを行う予定。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- 高齢者生活支援調査の対象をサロン参加者に対しても実施、より多くの高齢者の声を集める。  
（独り暮らしだけでなく高齢者世帯の調査実施）
- 調査結果を参考にしながら、具体的な生活支援実施にむけ、活動組織、団体の立ち上げや支援を行う。
- サロンを実施していない地域の高齢者が参加しやすい雲城全体のサロンの開催を検討する。



## 波佐地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 438人
- (2)世帯数 224世帯
- (3)面積 56.66km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 53.42%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：波佐まちづくり委員会

設立年月日：令和3年4月13日

構成団体：波佐自治会・各種団体

主な活動：無償ボランティア移動支援事業・各種団体への支援・地域商品券

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

### 波佐地区の強み

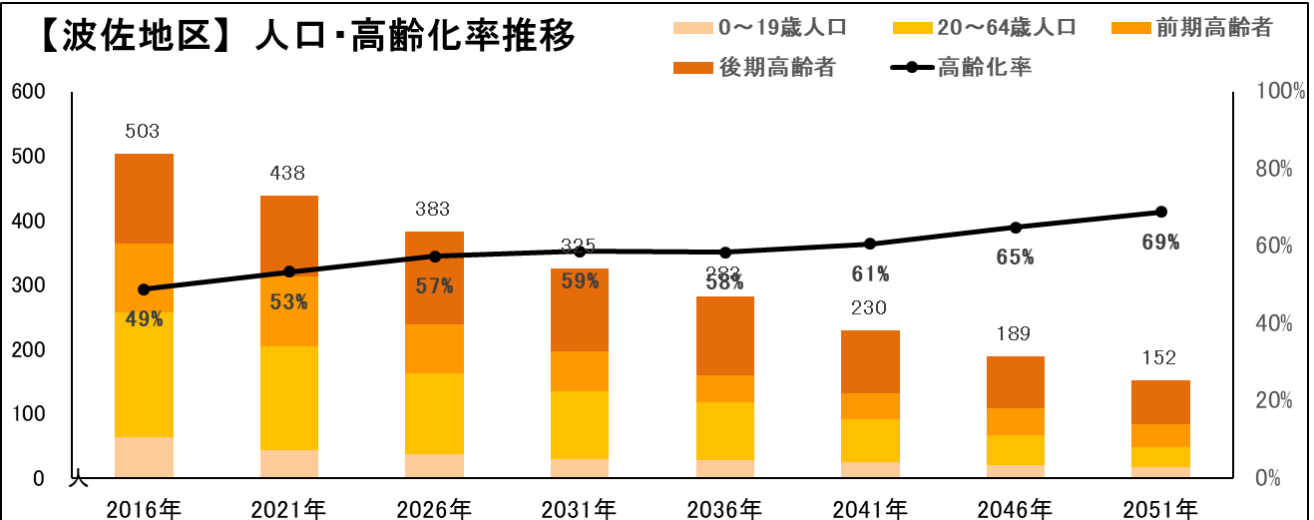
- ・保育園・小学校があることで一緒に活動ができる。
- ・各種商店があるので、地元で最低限の生活用品が揃う。
- ・診療所がある。
- ・課題が山積であり、その分チャレンジする土台がある。

### 波佐地区の課題

#### 【交通対策】

- ・バスの便数の減少。
- ・ボランティアタクシーの制限がある。  
(目的地・曜日など)
- ・年金生活者はタクシー料金が払えない。

### 【波佐地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

## 波佐まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 無償ボランティア移動支援事業

#### P 事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

波佐・小国地区の福祉・医療・介護の課題検討から発足した「波佐・小国地域医療等課題検討協議会」において、高齢者等の交通・移動・外出の不便問題について検討され、従来の公共交通を補完し（波佐地区のみ）、地域の助け合いにより、安心して暮らせる支援体制の構築を図ることを目的として、無償ボランティアでの輸送サービスの提供を開始した。

#### D 事業の概要

- 運行日 : 週3日（火・木・土、ただし診療所の休診日を除く）  
運行範囲 : 波佐地域（利用者の自宅から診療所・金融機関・商店の往復）  
ドライバー : 地域の志願者（65歳から75歳の5名）  
事務局 : 波佐まちづくりセンター職員（3名）  
利用者 : 交通手段を持たない住民  
工夫 : 利便性の拡大をした（目的地の追加）  
当初、波佐診療所を目的地として開始したが、利用者の意見等により金融機関を目的地とすることで利用者が増えた。  
課題 : 高齢化によるドライバーの確保や、積雪がある地域であるため、対応できる車両の確保や安全面が課題となっている。

#### C 課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

								○		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

##### 上記評価の理由

発足当初、目的地は診療所のみであった。  
利用者からの意見を取り入れ、目的地（金融機関・商店）を広げたことで、利便性が向上した。

#### A 事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- 余裕のあるドライバー数の確保
- 積雪が多い時季の安全な運行



## 小国地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 170人
- (2)世帯数 88世帯
- (3)面積 20.68 km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 64.71%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他 ( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：小国まちづくり委員会

設立年月日：令和3年4月25日

構成団体：小国地区6町内会、小国地区社協、小国高齢者クラブ、(農)てこの里おぐに

主な活動：環境美化、安心・安全対策、自然に親しむ会、運動会、敬老会、文化祭、とんど祭り

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他 ( )

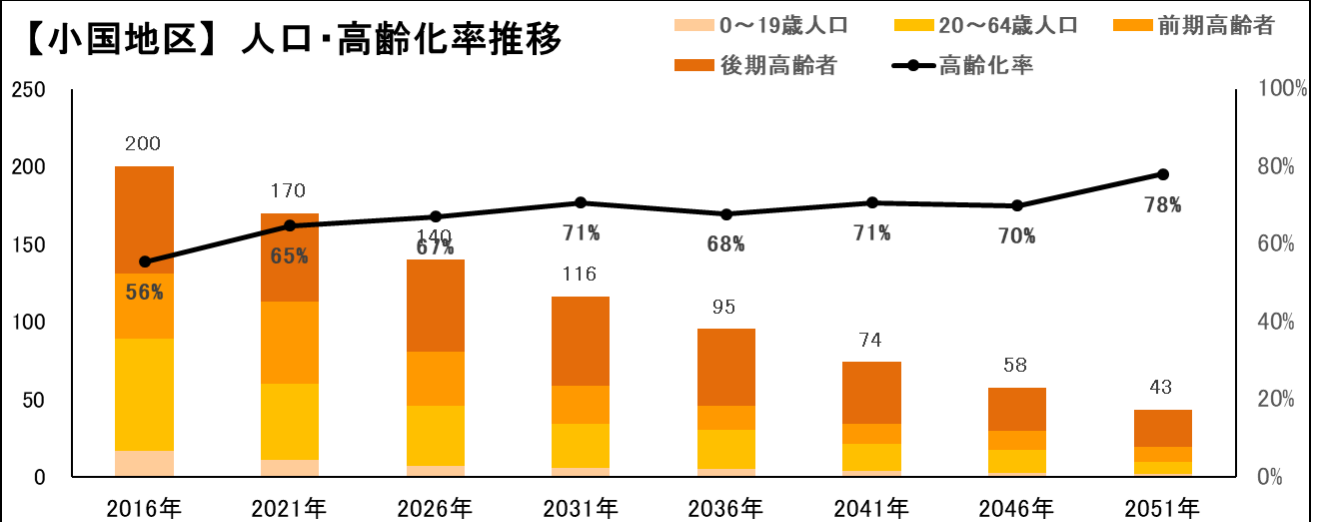
### 小国地区の強み

- ・世帯数(人口)が少ないがゆえに、住民同士の繋がりが深く、お互いに顔を知っていること。

### 小国地区の課題

- ・少子高齢化で地域を担う人材が少ない
- ・高齢者等の生活環境(草刈り、除雪)の確保
- ・環境(農地を含む)保全
- ・交通対策

### 【小国地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 小国まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 買い物タクシーの運行支援

#### P 事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

公共交通が十分でない地域のため、買い物等への移動手段を課題とし、地区内でのアンケート（聞き取り調査）を行ったところ、一人では買い物に行けない、バス停まで行くことも困難であるなど、移動手段や今後への不安をもつ声が多く、自宅まで送迎できるタクシーを利用した移動手段の確保事業を検討した。

地区内高齢者等、交通手段のない方の買い物を支援し、タクシーによる移動手段により外出機会を増やすことで利用者相互のコミュニケーションを図ることを目的としている。

#### D 事業の概要

10人乗りのジャンボタクシーで毎月第2(水)、第4(木)の午前中に運行し、金城地域内スーパーマーケット、コンビニエンスストアまでを往復する。

運行には利用者数によって付添人を1人ないし2人配置し、乗車・降車の確認やスーパー内での買い物支援（荷物持ちなど）を行う。

利用者負担額：500円/回（敬老乗車券利用可）、予約制で「小国まちづくりセンター」が利用受付を行い、前の週の金曜日までに申し込みを行う。

現在、今福地区まちづくり委員会が開催する「もやい市」への運行を試行的に実施中。

#### C 課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

								○		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

##### 上記評価の理由

○付添人を配置し、利用者の乗降車の支援が確保されている。

○利用者からの口コミ等によって継続的に利用があり運行されている。

#### A 事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

現在は買い物支援として運行しているが、今後は地域内移動（例えば地区内行事、日帰り入浴など）も検討のうえ運行する。



## 今市地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 1,465人
- (2)世帯数 728世帯
- (3)面積 25.43km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 30.17%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：今市地区まちづくり推進委員会

設立年月日：平成21年7月3日

構成団体：各自治会、高齢者クラブ、今市地区まごころ福祉協議会 等

主な活動：各自治会への支援、市子桜保全活動、敬老事業、地区運動会、健康ウォーキング、子ども部会事業（ハッピーハロウィン）

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

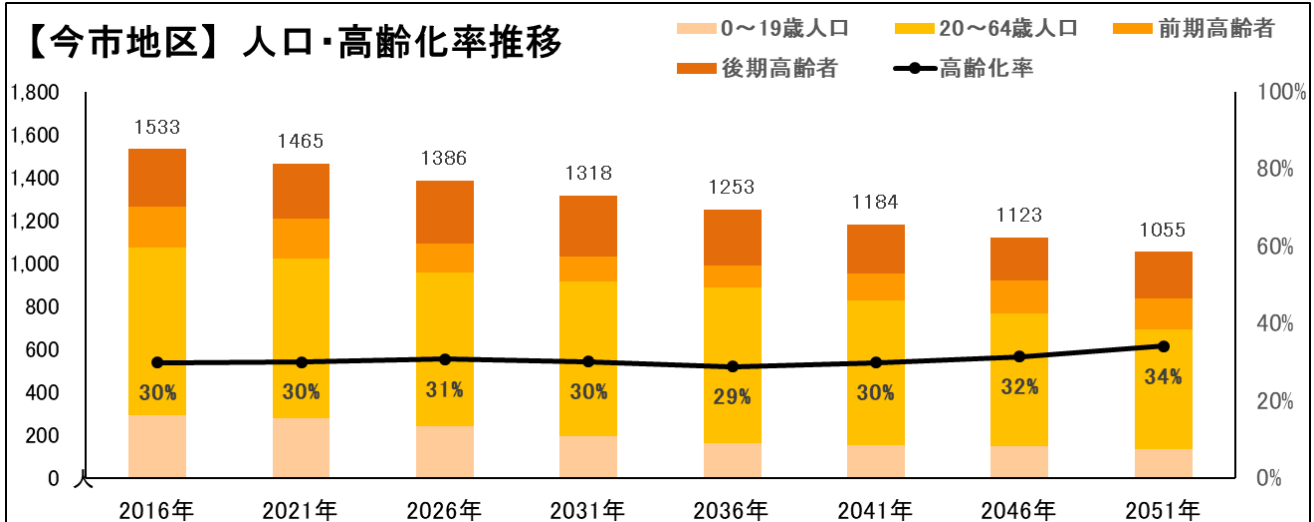
### 今市地区の強み

- ・市役所の支所、JAや信金の支店、子ども園、小中学校を有する旭地域の中心地である。また、浜田道旭ICを有し広島市街へ1時間余りという利便性も備えている。
- ・平成20年には「島根あさひ社会復帰促進センター」が開所し、若い世代を中心に人口は一気に300人増え自治会も1つ増えた。今市を構成する3つの自治会（今市、坂本、丸原）が4つとなった。

### 今市地区の課題

- ・社会復帰促進エリアの新しい自治会と、もとの自治会（今市エリア、坂本エリア、丸原エリア）との差（環境、人口、世代など）が激しく、地域活動を通じて育まれる「地域人材」の育ちが乏しい。
- ・就労、子育て世代の多くが社会復帰促進センター職員家族であり、高齢世代（60代以上）は、もとの住民が占めるという世代構成により継がれ培われた技や知恵の継承維持が困難。

### 【今市地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

# 今市まちづくりセンターの新たな取組

事業名  
関係機関協働事業

## 今市の魅力再発見 ～イマフル～

「イマフル」県立大学生が命名！  
・今市はパワフルに女性が活躍していることや、  
パワフルに今市のまちづくりを活性化していきたい  
という思いが込められています。

パワフル

カラフル

ワンダフル

ピースフル

今(イマ)と古(フル)

P

### 事業の目的（解決を目指す課題）

地域に住居している住民の暮らしへの満足度が高まる地域  
希薄化しがちな住民同士の繋がり感を取り戻し地縁が深まる地域  
住職が地域に関心を持ち先人から継いだ知恵を後世に繋げる地域  
「大学×企業×地域×県×民」協働事業による元気な地域

### 見込まれる成果

シビックプライドの醸成によるウェルビーイングの高まり  
高齢者や子育て中の孤立感への歯止め  
地域資源と人財の掘起こし  
多様な世代の地域での活動を応援・情報発信  
住民、企業等に心地よい刺激と活性化

D

### 事業の概要 ※①を達成するためのファクターとして①②③を実施

#### ① グループトーク

～地域が抱える問題を大学生と共有～

■県立大学教授、大学生、県職員、四つ葉振興会正副会長会、センター職員



6月～1月 5回 / 実施総人数 70人

#### ② フィールドワーク

～地域を探索し、聞き取りから問題点・課題を探る～



7月3日(土) 坂本・今市地区



7月6日 丸原・南高台地区

■島根県立大学教授、大学生  
県職員、四つ葉振興会正副会長会、  
地域の企業、センター職員他 40人



撮影の様子

#### ③ 動画撮影・発信

～地域の魅力を YouTube 撮影・発信～

■撮影日：10/11(月)、10/18(月)、10/20(水)

■撮影場所：今市まちづくりセンター・地域の企業

■島根県立大学教授、大学生、県職員、旭地域企業、センター職員他 25人

C

### 課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

	○									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

#### 上記評価の理由

○現状差が大きく異なる4つの地区を跨いでいる  
ことに加え、課題が複合的・重層的であり、一緒  
に目標に向かう関係人口が少ないと考えられる  
ため

A

### 事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと （評価を10に近づけるために）

- 課題にトライする県大生のパワーを継続的に取り  
入れ、将来のありたい姿を起点とした発想を共有  
する仕組み
- 大学生の活動を通して受けた刺激が、住民の我が  
事と意識を育み、積極的な地域活動への参画を増  
やす取組

### YouTubeの検索は↓

企業紹介編



商品紹介編



大学生によるYouTube動画撮影



調理紹介編





## 木田地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 246人
- (2)世帯数 123世帯
- (3)面積 11.43km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 51.63%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) □幼・保育園 □小学校
- 中学校 □高等学校 □専門学校・大学
- 図書館 □病院 □スーパー □コンビニ
- ☑ガソリンスタンド □公園 ☑広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：木田まち自治会

設立年月日：平成22年8月26日(平成30年統合及び名称変更)

概要：旧木田自治会・旧木田まちづくり推進委員会がひとつになり、それぞれの機能を活かす組織として設立。地域の伝統行事の他、環境保全にも努め、各団体と連携し住民の生活向上・充実した暮らしの為に持続的なまちづくりを行う。

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- ☑事務局機能 □関係団体との連絡及び調整役 □特になし
- その他( )

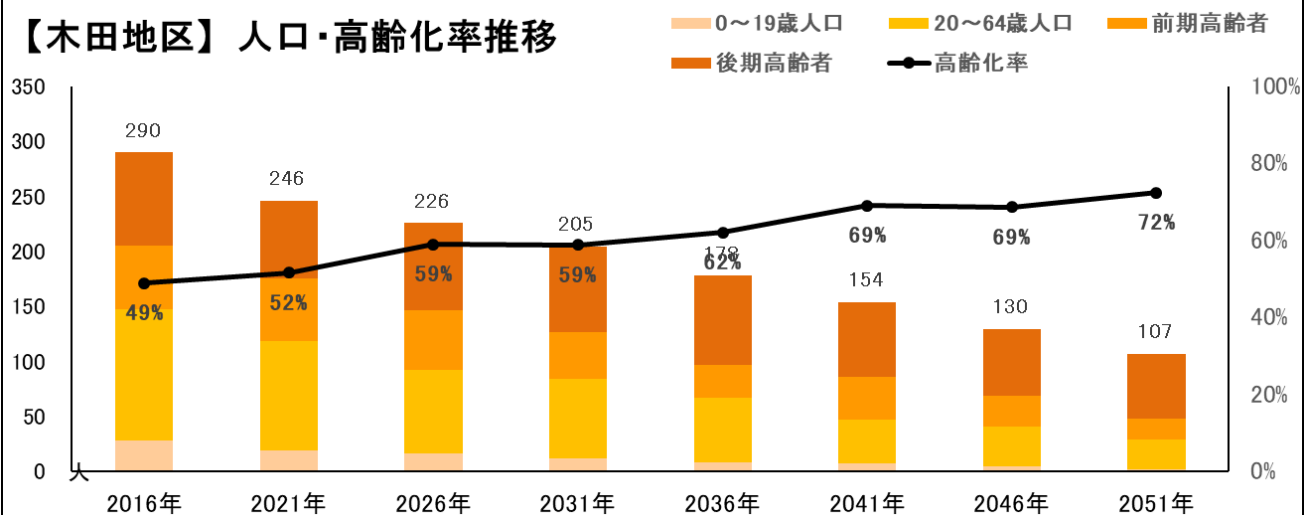
### 木田地区の強み

- ・昔から自治会が中心となり、地域での様々な活動に対して役割分担がされている。
- ・奉仕作業などは多くの住民が積極的に参加する。
- ・地域愛のある人が多い。
- ・住民のまとまりがある。
- ・他人と積極的に関わろうとする人が多い。

### 木田地区の課題

- ・継続していく事業の中で深刻な人手不足がおこる。一部の人負担を抱える事のないように、団体や若い世代と現状や課題を共有する必要がある。
- ・住民がやりがいを感じることでできる心も体も健康な地域づくりを行う。
- ・地域に対するプライドを育み、伝統の継承を行っていく。

### 【木田地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 木田まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 住民の参画による地域づくり 『包丁研ぎ講習』

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

- 地域住民の「やりたい」「やって欲しい」の声を聞き、ニーズに合った事業を行う。
- 活動に興味とやりがいを感じ、継続できる事業を行う。
- 「助け合う」住民同士の新たな繋がりをつくる。

D

事業の概要

- 開催日：令和3年8月24日（火）
- 場 所：木田生活改善センター
- 参加者：6名
- 講 師：2名（センター運営推進委員）
- 内 容：猟師と大工職人による講習会。  
砥石の見分け方や研ぎ方の基本を教えてください。  
包丁を研ぐ人、研いで欲しい人が集まった。



C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

	○									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記評価の理由

- 参加者が、期待していた人数より少なかったため。
- まだ一度しか行ってない事業のため、その成果がどれだけ課題解決に反映されているか検証できないため。  
すぐに結果はでないが、今後、様々な取組を行っていくことによって、10に近づいていくことを期待している。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- しっかり住民の声を聞きながら、住民が興味を持てる事業を行う。また、多くの人が参加しやすい日程を設定する。
- 「包丁研ぎ」に限らず、住民の要望を取り入れた事業を行う。講師についても各団体などの協力を仰ぎ、「できる人」を増やす・育てる。併せて、若い世代の助け合う心を育み、30年以上前から行っているとんど焼きのように住民が主となり継続できる事業を展開する。



## 和田地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 476人
- (2)世帯数 243世帯
- (3)面積 21.78km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 54.20%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：和田まちづくり推進委員会

設立年月日：平成22年4月25日

構成団体：各地区団体(自治会、地区社協、若者会、神楽社中)、行政連絡員等

主な活動：毎月定例総務企画部会議、情報発信(広報誌・HP・インスタ)、奉仕作業(年3回)、地域親睦グランドゴルフ大会、和田地区民運動会、敬老事業、健康ウォーキング等

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

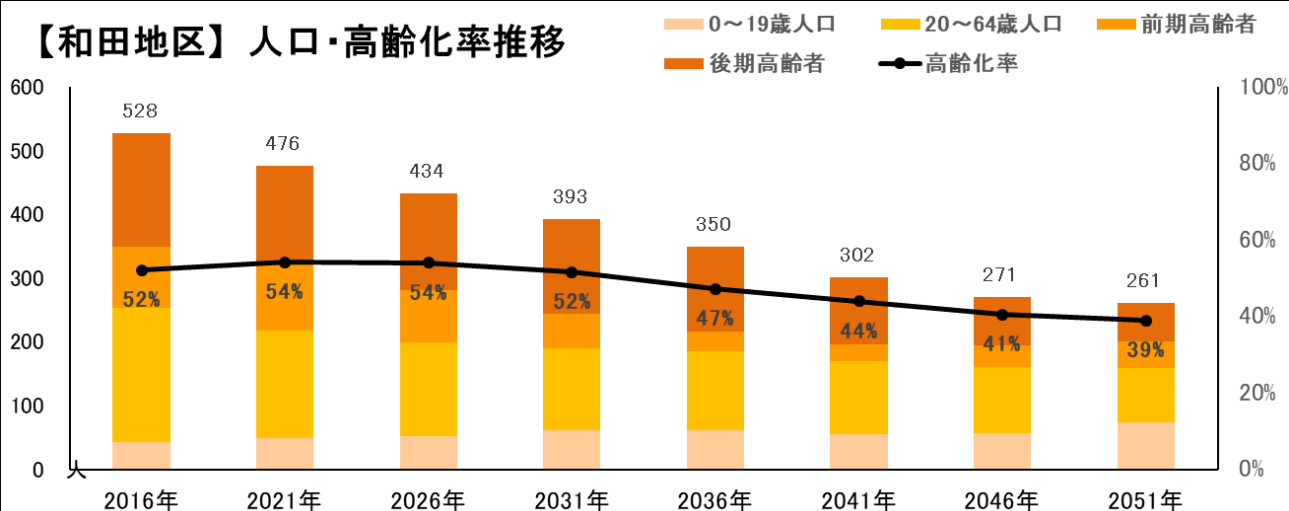
### 和田地区の強み

- ・自治会制度が確立しているため、まちづくり推進委員会の活動が地域の協力を得やすい。
- ・自治会が4つの地域に分かれているため、小規模単位での話し合いや活動がしやすい。
- ・行政OBが地域活動に参画している。

### 和田地区の課題

- ・いつも同じ人が役員をしている状況になっている。
- ・高齢者の独居生活者が増えている
- ・農業や環境保全など後継者不足のため、荒れてくる。

### 【和田地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

## 和田まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 耕作放棄地対策事業

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

- 公民館時代に、県のプラットフォーム事業を活用し、和田地区の有志の地域住民を対象にワークショップを行った。その際、「和田地区で気になっていることは何か」という質問したところ、地域住民から「農地の荒廃が課題である」という意見が多く出たため、耕作放棄地を少なくする事に取り組むこととした。
- 地域に増えてきた耕作放棄地を減らすことで、環境保全、環境美化に繋がることが見込まれる。

D

事業の概要

- 平成 30 年に地域の課題を考える「和田の未来を考える会（通称和の会）」を設立
- 今年度は「和田まちづくり推進委員会」と、地域の課題を共有し、連携しながら耕作放棄地対策に取り組むこととした。
- 毎月定例の総務企画部会において、和田地区の農地に関する状況等を把握するためにアンケートを実施することとした。農家・非農家に拘わらず地域住民全体を対象に、所有する農地の現状や農地に関する意識等を尋ねる内容のアンケートを作成し、7月に地区全域に配布した。
- 11月にアンケート結果を地区全域に配布、報告した。（今後は、まちづくり推進委員会とアンケート結果をふまえて活動計画を協議し、協働していきたい。）

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

上記評価の理由

- アンケート回収率 30.7%（60/195）と関心度の低さを感じる。
- 地域全体で耕作放棄地が増えている状況を認識し、当事者意識を高めていく必要がある。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を 10 に近づけるために）

- アンケート結果を、総務企画部会で協議し、短期・中期・長期計画目標を立てて、すぐ取り組めるものから活動する。



## 都川地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人口 218人
- (2)世帯数 121戸
- (3)面積 36.25km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 71.56%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：都川地区まちづくり推進委員会

設立年月日：平成23年5月30日

構成団体：自治会、まごころ福祉協議会、その他各種団体

主な活動：交流神楽 in 都川、盆踊り、地区民運動会、敬老会、防災講習会  
ふれあいやまびこ祭り

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

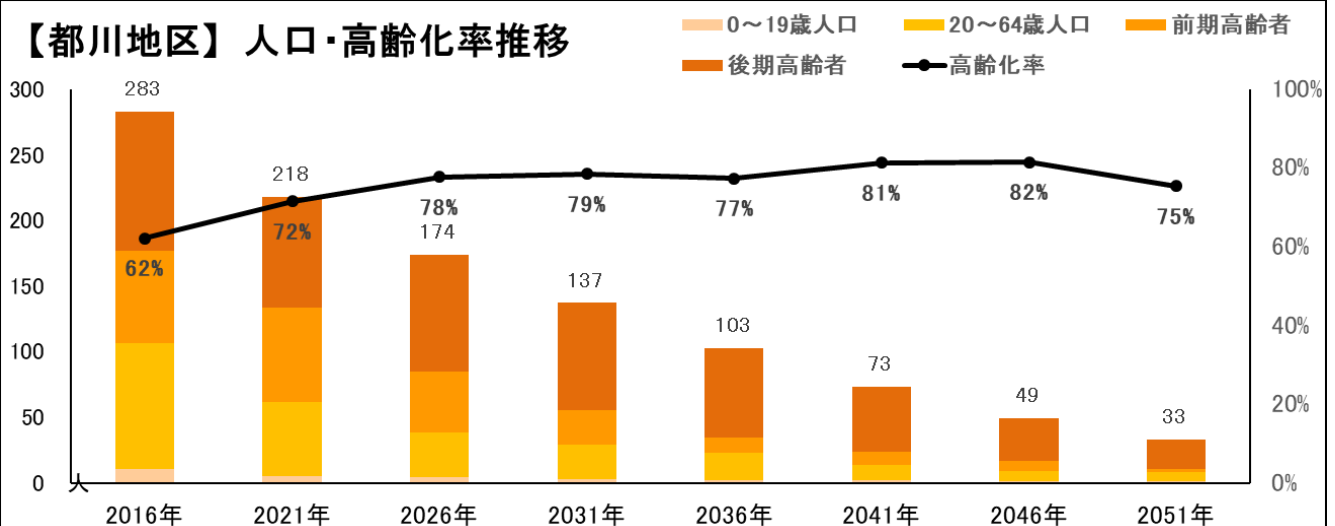
### 都川地区の強み

- ・高齢化率が高いにもかかわらず、毎年河川清掃(ヨシ刈り)や市道の草刈りに協力していただいている。
- ・各地区で実施しているサロンへの参加率が高い。

### 都川地区の課題

- ・市内で最も高齢化率の高い地区である。
- ・高齢化が進む中、農業の後継者がおらず、その対策を摸索中。
- ・店舗の無い地区となり、日常生活に必要な食料などの買い出しや、娯楽を含めた「買い物ツアー」などの充実が不可欠。

### 【都川地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



# 都川まちづくりセンターの新たな取組

事業名

## 広報誌の紙面拡大と内容の拡充

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

- 都川の行事やまちづくり団体活動、センターサークル活動・地区の出来事等の様子を広報誌にたくさん載せることにより、地域に興味を持ってもらい、行事への参加者を増やし、地域の活性化を図る。
- 地域への要望や意見を募集し掲載することにより、地域の課題、解決の一助を担う。

D

事業の概要

- A4用紙から、A3用紙に変更し、情報掲載量を増やす。
- 1か月の行事予定表を掲載し、センターの活動を知ってもらうと共に利用の促進を図る。
- 都川の出来事や、行事、お知らせなどを紹介する。
- 写真やイラスト掲載を増やし、様子が分かりやすく伝わるようにする。
- 「読んでみようかな」と思える記事づくり、見出しにする。
- 両面印刷のため、裏の印刷が表に映り、記事が見えにくくなるので、紙の厚さを変える。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記評価の理由

「広報誌読んだよ!」と、声をかけてもらい、行事予定を見て行ってみようかな、やってみようかなと思う気持ちを持ってもらえ、行事への参加者が増えた。しめ飾り教室は昨年5人から今年度は10人に増えた。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- 地域の方の声をより多く聴き、広報誌に反映する。
- 活動に参加し、意見を直接聞くことにより、具体的な記事を書く。
- 同じような記事にならない様、変化を意識し、読みやすい広報誌にしたり、行事終了後の振り返りの内容を掲載し次の活動に活かしたりする。



## 市木地区の概要

### 概要(令和3年12月現在)

- (1)人 □ 233人
- (2)世帯数 126世帯
- (3)面積 33.63km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 58.37%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：市木地区まちづくり推進委員会(令和4年4月1日名称変更予定)

設立年月日 平成23年3月26日

構成団体 市木自治会、地区社協、高齢者クラブ、神楽団、芸能保存会等

主な活動 地域美化作業、ゴミステーション維持管理、防犯灯維持管理

ほたる祭り、川魚を味わう会、敬老会、体育大会、健康ウォーキング

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

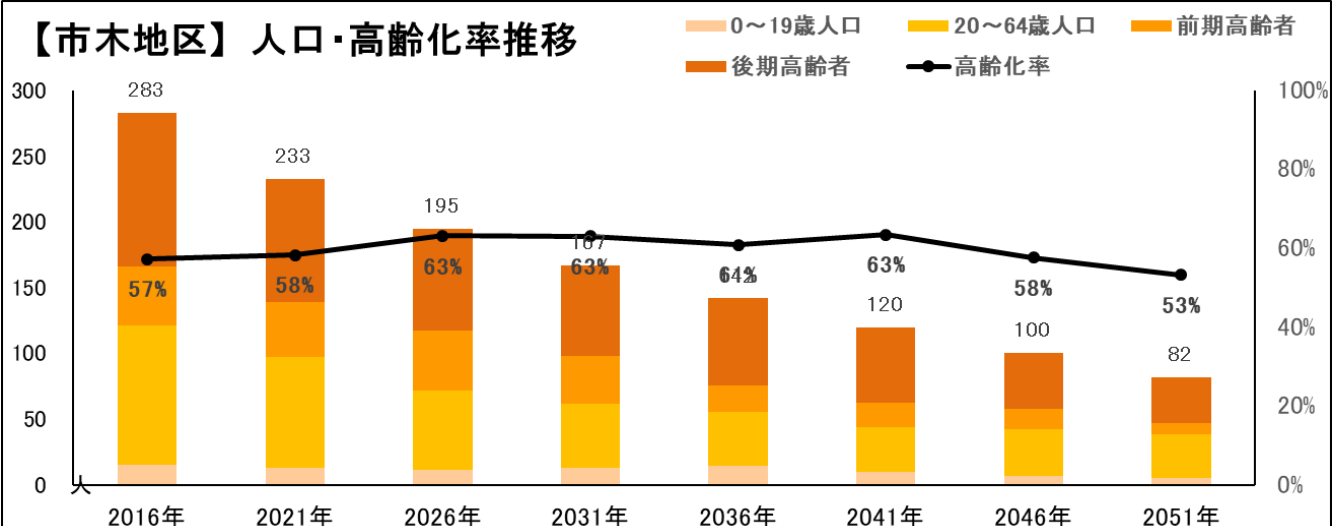
### 市木地区の強み

・高齢者の交通手段の問題、買い物等不便と感じるものは多々あると思えるが、声としては出てこない。「昔と比べれば」の思いが強く、不便という環境を当たり前として捉えているものと思われる。

### 市木地区の課題

- ・集落、地域の維持
  - 極度の高齢化、世帯減により集落維持(地域維持)が困難になりつつある。
  - 協働による維持活動が困難になる中、集落の景観保全、耕作放棄地の管理等解決の難しい課題がある。

### 【市木地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 市木まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### ほたる鑑賞路整備 観光交流事業(ほたる鑑賞)

P

事業の目的(解決を目指す課題)や見込まれる成果

地域の財産である市木川に乱舞する「ほたる」を多くの方に鑑賞していただきたく、まちづくり推進委員会主催で「ほたる祭り」を開催してきたが、新型コロナの影響により2年続けて中止となった。今後も多くの人に見学、鑑賞してほしいという思いから、鑑賞路の整備を実施した。これにより地域の魅力発信と、地域資源の再認識、ふるさとへの愛着醸成を図る。

D

事業の概要

- 鑑賞路300m(河川管理道)と鑑賞スポットの除草作業。
- 桃太郎旗、誘導灯の設置。
- マスメディアを活用してのPR(山陰中央新報、リビエール、いわみケーブルビジョン、浜田市観光協会、広報はまだ 等)
- 実施期間：令和3年6月10日から6月30日まで 参加者：推計約500名。
- ※平成8年にほたる増殖研究会が発足し、地域資源であるほたるの人工孵化に取り組んできた。また、生息環境の整備として河川除草を行うなど、地域全体で事業を展開している。

C

課題の解決度合(10段階の自己評価)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

							○			
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

上記評価の理由

- マスメディアを活用することで広く広報できたことに併せ、参加者数が増加し、事業の活性化につながった。
- ほたるの飛翔も多く、天候にも恵まれ、多くの見学者があった。リピーターが多い。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと(評価を10に近づけるために)

- ほたるの飛翔、乱舞を見学できる場所を提供できることを「おもてなし」と心得、無理はせず長続き出来るように工夫する。
- 長期間、夜間の事業であることから、人員の配置は行わず、マスメディアを最大限活用しての広報。



## 安城地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人口 674人
- (2)世帯数 371世帯
- (3)面積 76.28km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 52.08%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：弥栄のみらい創造会議

設立年月日：令和3年4月16日

構成団体：自治会長会、社協弥栄支所、弥栄町体育協会、弥栄福祉会、弥栄女性の会  
石央商工会弥栄支所、弥栄野菜生産者協議会 等

主な活動：毎月第3日曜日 朝市実施、防災研修会の開催、各自治会への支援 等

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

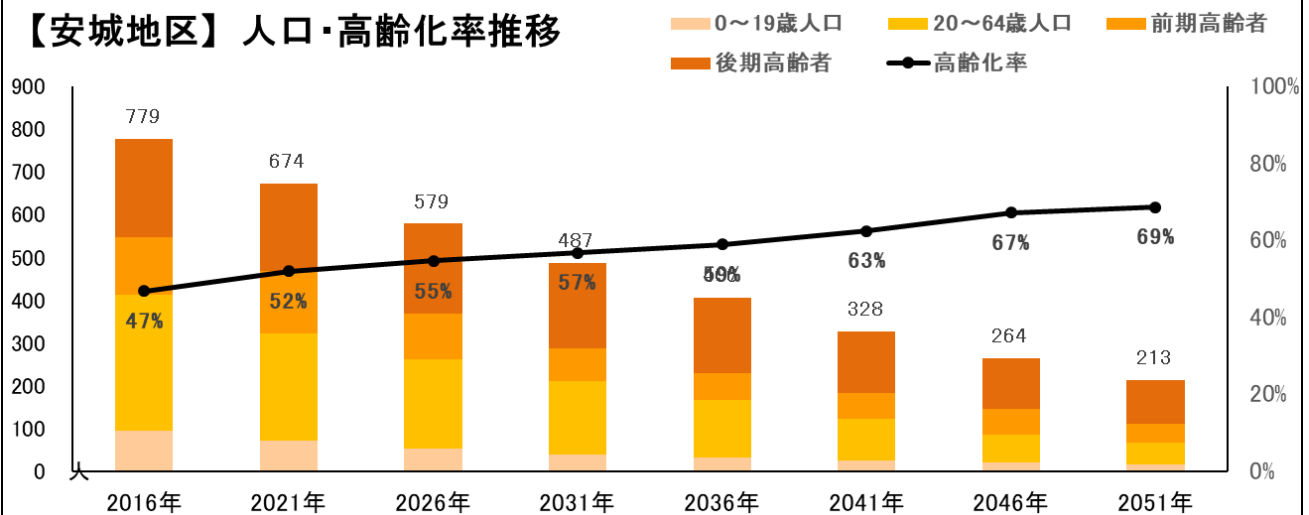
### 安城地区の強み

- ・昔から安城・杵束それぞれの地区ではまとまりが強かったが、近年弥栄地域としてまとまりつつあり、ふるさと祭り・産業まつり等、盛会に行われている。
- ・各種事業を実施するにあたって、人口規模が適当であり、防災無線等で周知しやすい。

### 安城地区の課題

- ・高齢者宅が中心部の施設から離れている家が多く、移動手段が課題。
- ・上記課題により、センター事業などに参加したくてもできないという声を多く聞く。

### 【安城地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

## 安城まちづくりセンターの新たな取組

事業名

**弥栄のみらい創造会議 長期目標・情報発信計画策定事業（課題解決事業）**

**P**

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

令和3年度に従来 2 組織あったまちづくり委員会を統合して「弥栄のみらい創造会議」を設立した。町内の多くの団体から委員を選出しており、住民の大方の総意を得られる組織となった。今後、年度別の事業を計画するうえで、一貫性と継続性を持たせるための基本指針を示すものである。

**D**

事業の概要

令和3年8月より、弥栄のみらい創造会議の4部会から8名の委員、事務局、支所、CN合わせて14名程度で、長期計画、情報発信の2課題について毎月1回プロジェクト会議と称して実施している。プロのデザイナーを講師に委託し、他市の計画や小中学生や全住民を対象に実施したアンケートの意見を参考にして、地域交通、交流、防災、環境、教育、福祉、更に産業、体験村再開等様々な課題について構想を練り、年度末に成案をまとめることにしている。専門の講師が指導することで各委員に目指す将来像がまとまりつつある。

**C**

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

									○	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

上記評価の理由

会議は順調に進み、目標はまとまりつつあるが、一番の課題はまだ多くいる無関心者をどう取り込むかにある。評価はこれからである。

**A**

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

この事業は今年度で完結するが、令和4年度からは各部会において、目標達成のため順次事業計画を立て実施していく。

まちづくりセンターと弥栄のみらい創造会議は一体のものである。今後、地区社協、JA 等地元の企業と協賛できるような取組を進めていきたい。



## 杵束地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 513人
- (2)世帯数 285世帯
- (3)面積 29.48km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 50.49%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他 ( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：弥栄のみらい創造会議

設立年月日：令和3年4月16日

構成団体：自治会長会、社協弥栄支所、弥栄町体育協会、弥栄福祉会、弥栄女性の会  
石央商工会弥栄支所、弥栄野菜生産者協議会 等

主な活動：毎月第3日曜日 朝市実施、防災研修会の開催、各自治会への支援 等

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他 ( )

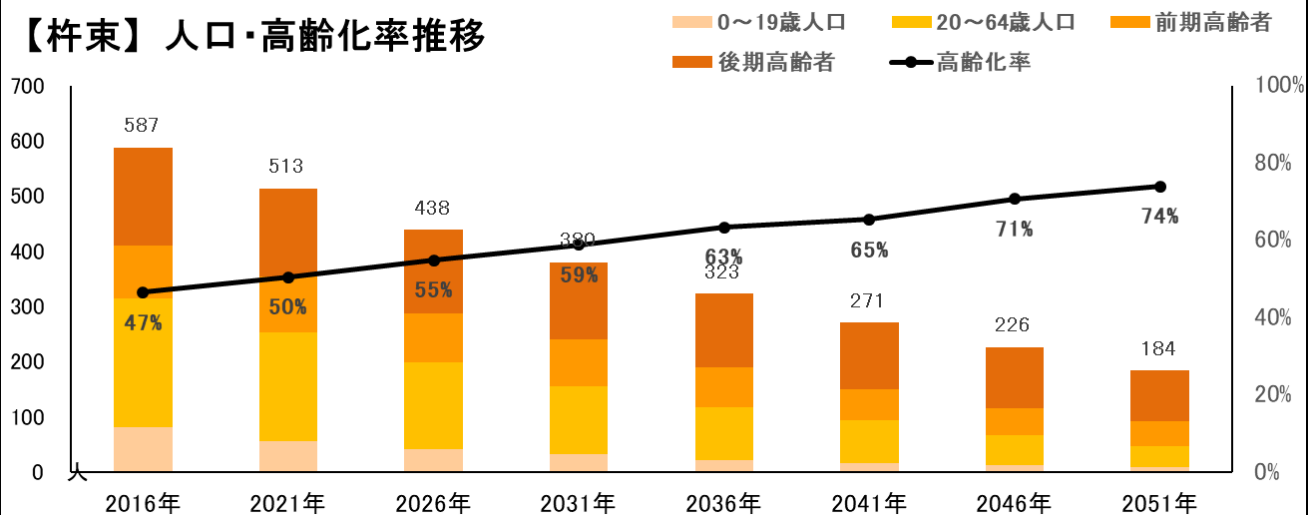
### 杵束地区の強み

- ・杵束地区人口の約9割をカバーするエリアに主な施設が集約されている。
- ・県道浜田美都線が地区の中心を南北に走っており、自家用車及び公共交通機関が利用できる場合は、地区内及び浜田市内との往来が容易。

### 杵束地区の課題

- ・地区の周辺部は、中心部と比較しても、人口減少・高齢化の進行が著しく、交通手段が不足し、地区中心部（診療所、食品店など）や浜田市内等との往来に支障をきたしている。
- ・食品店が今後何年先まで維持できるか不透明。
- ・集落維持が困難である。

### 【杵束】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 杵束まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 放課後子ども教室(マジスクール)

#### P 事業の目的(解決を目指す課題)や見込まれる成果

##### ○事業の目的

杵束地区の子ども達に、地区内に学習スペースや放課後の居場所を設けることで、子ども達が安心して過ごすことができる。

##### ○見込まれる成果

学習意欲の向上、礼儀を学ぶ、多世代・他学年とのコミュニケーションがとれる、保護者の送迎の負担を軽減する。まちづくりセンター施設周辺に活気をもたらす、地域住民(講師・見守りボランティア)と顔見知りになる。

#### D 事業の概要

ターゲット：弥栄小学生・弥栄中学生 ※現時点では弥栄小学生 12名の参加

毎週月曜日15時～17時(放課後) 場所：杵束まちづくりセンター

講師・見守りボランティアは地域住民や杵束まちづくりセンター職員が担う。

宿題を行い、その後、用意したプリント2枚をする。

終わり次第、自由時間。帰宅する子、遊ぶ子や引き続き勉強する子など様々。

##### ○工夫した点、成果、課題、改善点等

・机の配置など試行錯誤しながら、子ども達が集中して勉強に取り組める環境を整えた。

遊ぶ場が少ない為、喧嘩が起こることも多々。しかし、状況を見ながら高学年は優しく声を掛けることもある。

・参加する子どもの人数に対して、講師・見守りボランティアの人数が足りていないため、増やす必要がある。

・課題・改善点について、講師との話し合いの時間をもった。

#### C 課題の解決度合(10段階の自己評価)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

									○	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

##### 上記評価の理由

杵束地区の小学生の学習スペースや居場所づくりになっている。中学生も対象であるが、参加が無い。手探り状態で始めたため、運営についてのルールや講師の確保が不十分。

#### A 事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと(評価を10に近づけるために)

○しっかりとしたルール作り。

(決まり事や時間など)

○夏休みや冬休みの長期休みには学習に楽しい事をプラスする。

○講師、見守りボランティアを増やす。

(弥栄のみらい創造会議委員に担ってもらうことも要検討。)

○地域の協力を得ながら、子ども達の見守りを行う。



## 岡見地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人口 □ 1,181人
- (2)世帯数 603世帯
- (3)面積 13.61km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 41.24%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他(火力発電所)

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：岡見地区まちづくり推進委員会

設立年月日：平成21年3月22日

構成団体：岡見自治振興会、岡見地域福祉推進協議会、  
岡見まちづくりセンター運営推進委員会 等

主な活動：各自治会、各団体への支援、買い物支援事業「わくわくマーケット」実施  
(毎水曜日)、防犯防災活動 他

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

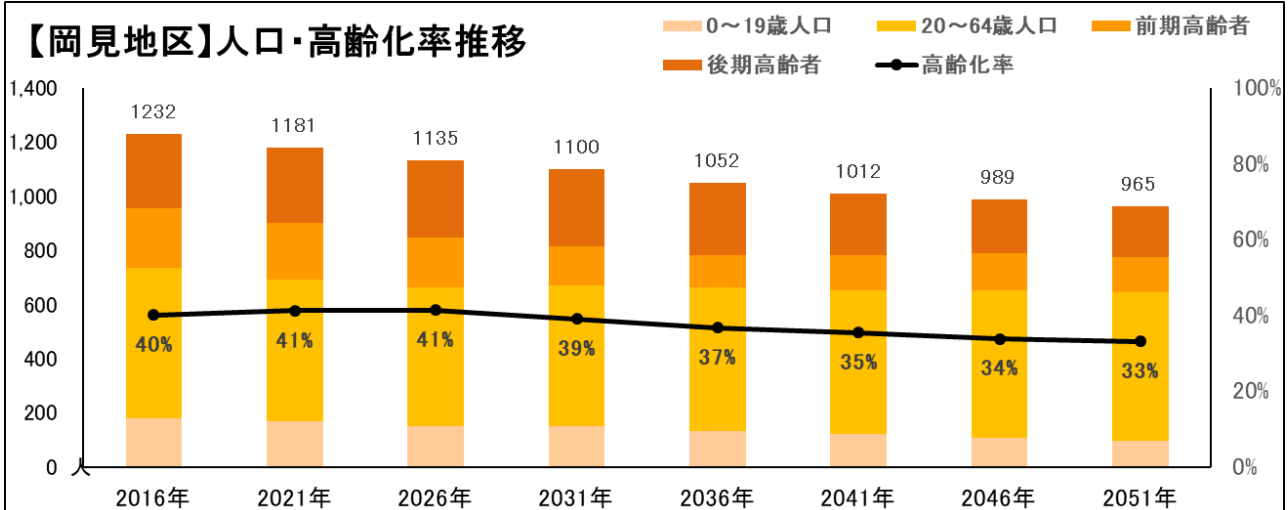
### 岡見地区の強み

- ・地域と小学校が強いつながりを持ち、ふるさと郷育事業など通じて活気ある地域づくりにつなげられる。
- ・高齢者が地域活動を積極的に行い、岡見地区をまとめている。

### 岡見地区の課題

- ・独居高齢者や高齢者世帯の増加に加え、地区内に商店が無いため、日々の買い物等に困り、将来に不安を持つ人が多い。
- ・最近ではイノシシなどが住宅地まで出没し、田畑や庭が荒らされる他、登下校時などに危険を感じるとの声もある。
- ・まちづくり役員等の担い手不足。関心がない？仕事？当事者意識が薄い？

### 【岡見地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 岡見まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 「おかみかるた」を活用した地域づくり

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

「おかみかるた」を通して、岡見の歴史や言伝えなどを次世代に伝えたり、名所、旧跡を再確認したりすることで、ふるさとへの理解と愛着を深め、誇りを持てるようにする。

また、かるた会などを地域や学校で行うことで、大人と子ども、住民同士のコミュニケーションを図り、地域づくりにつなげる。

D

事業の概要

令和2年2月、岡見地域の〈人・物・事〉の素晴らしさや、残しておきたい岡見の風景、伝統、歴史などがたくさん詰まった「おかみかるた」が完成した。平成28年度に公民館事業（生涯学習セミナー）としてかるた作りを計画。地域住民から読み札を募集し、岡見地区生涯学習地域推進委員と共に5年がかりで製作にあたった。

今年度、センター事業として「かるた大会」を開催予定だったが、コロナ禍で実施できなかった。しかし、学校や地域に配布した物で、授業や自治会活動などで活用してもらっている。そして、冬休み中に児童クラブを対象に初めてかるた会を行い好評だった。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

								○		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

上記評価の理由

子どもから大人まで、ふるさとの魅力を改めて知る機会につながった。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

地域を巻き込んだ「かるた大会」や、かるたの場所を巡るウォーキングなどを、まちづくり委員会と連携して実施していきたい。



## 三保地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 1,642人
- (2)世帯数 804世帯
- (3)面積 6.86km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 43.79%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 □高等学校 専門学校・大学
- 図書館 □病院 スーパー □コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他(和紙会館、美術館、キャンプ場)

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：三保地区まちづくり推進委員会

設立年月日：平成22年2月24日

構成団体：自治会等

主な活動：三保地区海岸一斉清掃、石州和紙灯ろうまつり、各自治会への支援

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能
- 関係団体との連絡及び調整役
- 特になし
- その他( )

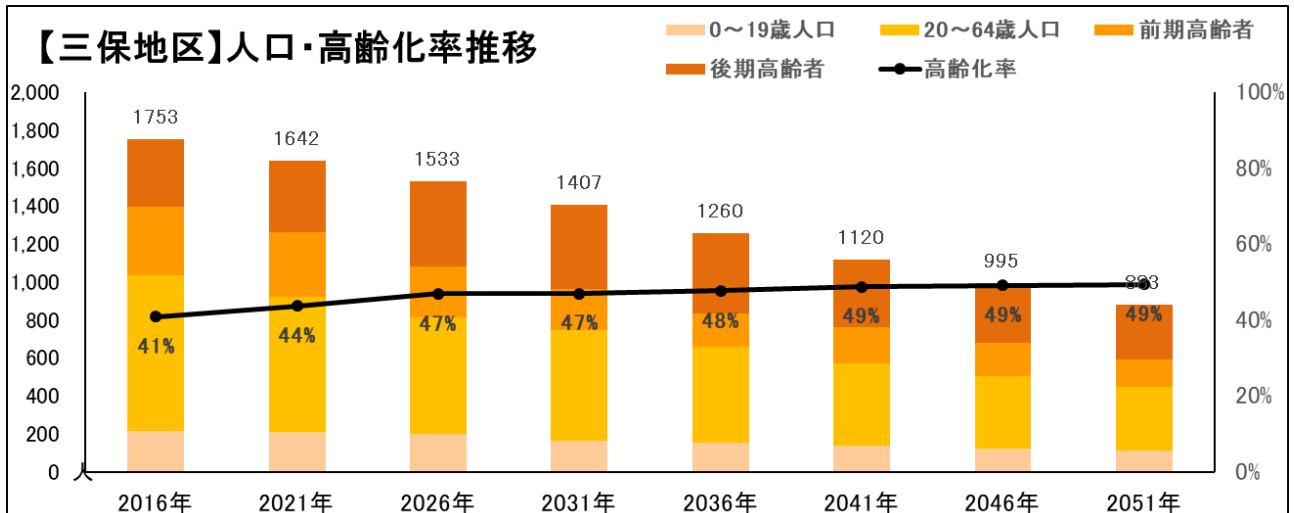
### 三保地区の強み

三保地区は平成21年にユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙、平成元年に経済産業大臣指定の「伝統的工芸品」の石州和紙の工房がある唯一の地区である。また、小中専門学校等の教育文化施設もあり、海、山、川の自然も豊かな調和の取れたエリアである。住民の心も豊かで、各種イベントへも積極的な参加をしており、活動中は笑顔が絶えない。

### 三保地区の課題

他地区同様、少子高齢化に歯止めがかからず、耕作放棄地や空き家も増加している。また、交通網が十分ではない上に、高齢化による足腰の衰えにより買い物や病院への移動にタクシーを利用する場合があります。さらに、独居世帯も増加しているため、住民相互の協力が欠かせなくなっている。

### 【三保地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

## 三保まちづくりセンターの新たな取組

事業名 **三保の豊かな自然で 防災デイキャンプ！ 子どもも大人もつながろう！**

### P 事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

以前、三隅地域には子ども会連絡協議会主催のジュニアリーダー研修で小学校高学年はキャンプを通して、自立、協調性、自然への敬意、リーダー性等を学んでいた。協議会が解散したのちは子供会単独事業が難しくなった。そこで、まちづくり委員会等と連携し近年多発している自然の脅威に備えるため防災を意識したデイキャンプを計画。キャンプを通し、三保地区の豊かな自然に愛着を深めるとともに、生きる力の向上につなげ、防災を意識した取組により、子どもも大人も含めた地域住民同士の交流、絆が深まり、有事の時の助け合い、つながりのある持続可能な地域づくりへの機運の醸成を期待する。

### D 事業の概要

日時：令和3年7月22日（木）（祝：海の日） 8:30～16:00 参加人数：77名  
 会場：田ノ浦海岸、B&G 海洋センター体育館・研修室、田ノ浦公園オートキャンプ場  
 共催：三保地区まちづくり推進委員会、浜田市社会福祉協議会三隅支所  
 協力：浜田市消防本部西部消防署、B&G 海洋センター、浜田市三隅支所防災自治課  
 内容：午前①カヌー体験、水難事故防止講習（B&G 海洋センター）

②防災グッズ制作（まちづくりCD、委員会）炊出し訓練（社協）火起こし（委員会）  
 午後③応急処置講習（消防）④ロープワーク（消防）⑤避難所体験（防災自治課）

対象：小学生及び親子を中心とした三保地区住民（委員会スタッフは役割を担いつつ参加者）

☆コロナ過での開催ということで午前の事業①②は選択制にし、午後の③④⑤は参加者を3グループに分けて密にならないようにローテーション制にして全て体験できるようにした。成果として、災害時の動きなどイメージ出来た。しかし保護者世代の参加が少なかったことが今後の課題。

### C 課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

									○	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

#### 上記評価の理由

コロナ禍で感染対策を十分に行い約80名の事業が出来た。事業後のアンケートから災害時自分が何をしたらいいか、何が出来るか考えることができた。今後もこの事業を継続する必要がある。子どもだけでなく大人もいい体験ができた。次回も参加したいとの意見が多かった。ケガや熱中症等の体調不良者が無く終了した。

### A 事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

中・高生、大学生等、保護者世代の参加を促す必要がある。多世代の交流が必要。多様な家族構成から親子参加を前提にすることは難しいので親世代、また、若者世代に計画段階から参画できる仕組みづくりが必要である。



## 白砂地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 263人
- (2)世帯数 118世帯
- (3)面積 9.30km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 40.68%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) □幼・保育園 □小学校
- 中学校 □高等学校 □専門学校・大学
- 図書館 □病院 □スーパー □コンビニ
- ガソリンスタンド □公園 □広場・体育館
- ☑その他(道の駅ゆうひパーク三隅)

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：白砂まちづくり委員会

設立年月日：平成22年4月4日

構成団体：地区内4集落、地区人権同和推進委員会、地域福祉推進協議会、交通安全白砂分会、保健委員会、しらすなっ子倶楽部、消防団白砂分団等

主な活動：体育祭、敬老会、人づくり、元気な地域づくり、口腔ケア、各集落支援等

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- ☑事務局機能 □関係団体との連絡及び調整役 □特になし
- その他( )

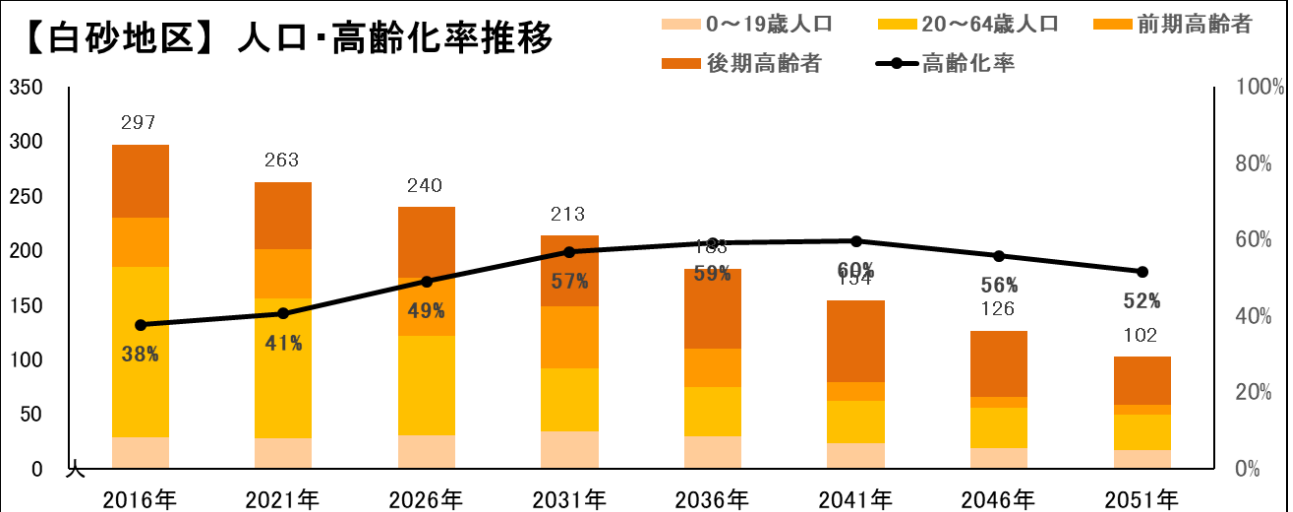
### 白砂地区の強み

- ・特産品西条柿を通じた事業展開  
特産品を活用したふるさと郷育推進事業を展開することにより、地域の子どもに地域産品の魅力を伝えることができる。
- ・スピード感のある事業展開  
自治会が無く4集落と地区内の各種団体でまちづくり委員会を構成し、スピーディーでまとまりのある事業が展開できる

### 白砂地区の課題

- ・有害鳥獣対策  
地域内には、イノシシ、熊、ヌートリア、サル等の有害鳥獣が多発する。狩猟免許取得者はわずか2名で対応できていない。特産品の西条柿は保護のためワイヤーメッシュで保護するものの根本的な鳥獣対策が必要。

### 【白砂地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 白砂まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 地域の子どもが地域を知る・学ぶ事業 2021年度「キラキラ☆白砂の海」

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

○事業の目的

地域の子どもたちが地域の大人と一緒に学ぶことで、自分たちの地域を知り、誇りを持つことができる。大人も、地域の子どもを知ることができる。

○見込まれる成果

- ・郷土愛を持つ子どもに育つ。
- ・地域との繋がりを持つことで連帯感が生まれる。

D

事業の概要

実施日時：7/31（土） 対象：白砂地域子供会 白砂っこ倶楽部 親子 23人

白砂地域の海「吉浦海岸」での事業。海岸清掃、海ヨガ、生き物探し、海遊びを行った。

海岸清掃では、砂浜に打ち上がったペットボトルやマイクロチップなどの海洋ゴミを拾い、ゴミ袋3袋分にもなった。子どもたちが現状を知ることにより、環境問題について考える機会となった。

海に入る前の準備体操として海ヨガを行った。二人一組で行い、親子や兄弟、友達と触れ合いながら楽しんで行うことができた。

生き物探しでは、しまね海洋館アクアスの職員3名と海に潜って、カワハギやタコ、ヒトデ、ウニなどを見つけた。箱眼鏡や網を使って捕まえることができた。実際に生き物を捕まえたり、説明を聞いたりすることはなかなかできないので、子どもも保護者もいい勉強の機会となった。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

							○			
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

上記評価の理由

白砂地域は人口も少なく、子育てが終わると、地域の子ども達と接する機会が少なくなる。事業の中で交流することで、顔見知りが増え、子ども達が「親だけでなく、地域の大人たちに見守られて育つ安心感」を感じてくれるよう期待し、今後も継続していきたい。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

ふるさと郷育推進事業として行ったが、まちづくり委員会にも共催をお願いし、会長、教育振興部会長の協力を経て実施することができた。

今後は保護者や役員だけでなく、地域の様々な方と交流を持てるよう、広く声がけをして参加を呼び掛けたい。



## 三隅地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 1,775人
- (2)世帯数 850世帯
- (3)面積 19.86km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 38.14%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：三隅地区まちづくり推進協議会

設立年月日：平成22年3月29日

構成団体：自治会、集落、消防団、地区福推協、生涯学習、地域協議会、食改子供会、民生児童委員、高齢者クラブ、地域担当職員、その他有志

主な活動：部門別に5つの部会にわかれて事業を企画、開催している。

ふれあいスポーツ交流会、つつじの郷事業、課題解決事業など全体で行っているものもある。

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

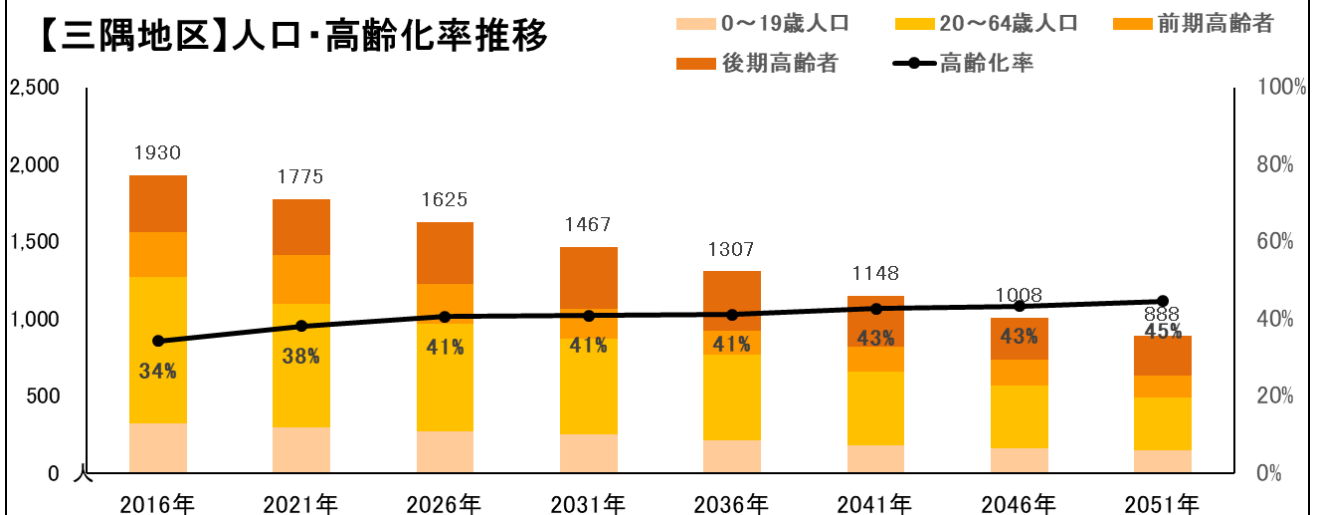
### 三隅地区の強み

- ・病院、スーパーなど生活に必要な施設が存在する。交通環境もある。
- ・自治会が機能しているので各自治会で自主防災組織も設立しており、敬老会など集落行事も行われている。

### 三隅地区の課題

- ・人材不足や次世代交代が上手くいかない状況から、自治会の役員決めや集落行事の開催が難しいと相談に来られることが増えた。高齢者クラブなど団体も減る傾向にある。また、まちづくり事業の参加者も固定化している。

### 【三隅地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 三隅まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### マナビィみすみ

P

#### 事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

三隅地区まちづくり推進計画の中の「夢を持ち三隅を愛する人を育むまちづくりの実現」を推進するため、三隅地区まちづくり推進協議会が主体となって事業を行う。

地域との関わりを通して三隅中学校生徒が郷土愛（ふるさと愛）と向上心（集中力、持続力、主体性、探究心、情熱）を身につける。また、家庭学習支援を行うことで学力アップを図る。

D

#### 事業の概要

開催日：11/18・22、12/22

1/14・20・28

2/1・8・16・17・22・25

1/14～2/25

新型コロナウイルス感染拡大のため、中止

3/1（感染状況をみながら、実施の可否を判断）

時 間：16：00～17：30 又は 16：20～18：50

場 所：三隅中学校・三隅図書館

講 師：リハビリテーションカレッジ島根の学生（以下「リハカレ生」とする。）

対 象：三隅中学校生徒

内 容：リハカレ生を講師に三隅中学校生徒の家庭学習を支援する。

成 果：アンケートの感想から中学生もリハカレ生も人との関わりと学習に向き合えた時間になっていた。

課 題：事業の良さを保護者に知ってもらおう。回数を増やす。参加者を増やす。

C

#### 課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

								○		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

#### 上記評価の理由

アンケート調査を講師と参加生徒に行った。結果は全般的に好評だったが、中には、回数を増やして欲しいことやもっと周知をして欲しいとの意見があった。

A

#### 事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

○広報の仕方を工夫する

○参加しやすい環境をつくる

（送迎や予算の確保、開催場所）



## 黒沢地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 240人
- (2)世帯数 120世帯
- (3)面積 40.23km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 57.5%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) □幼・保育園 □小学校
- 中学校 □高等学校 □専門学校・大学
- 図書館 □病院 □スーパー □コンビニ
- ガソリンスタンド □公園 □広場・体育館
- ☑その他(コワ温泉)

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：黒沢まちづくり委員会

設立年月日：平成21年2月15日

構成団体：自治会、消防団、体育協会、PTA、民生児童委員、地元企業、保健委員等

主な活動：黒沢地域の機能を「総務企画」、「安全安心」、「健康福祉」、「産業振興」、「生涯学習」の5部会に分け、それぞれ活動をしている。役員会(会長および副会長、5部会の正副部会長、事務局)が、まちづくり運営の総括決定を行うほか、令和3年4月、公民館から行政移管した黒沢まちづくりセンターの社会教育の役割について運営審議を兼務し、社会教育とまちづくりの協働を推進する。

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- ☑事務局機能 □関係団体との連絡及び調整役 □特になし
- その他( )

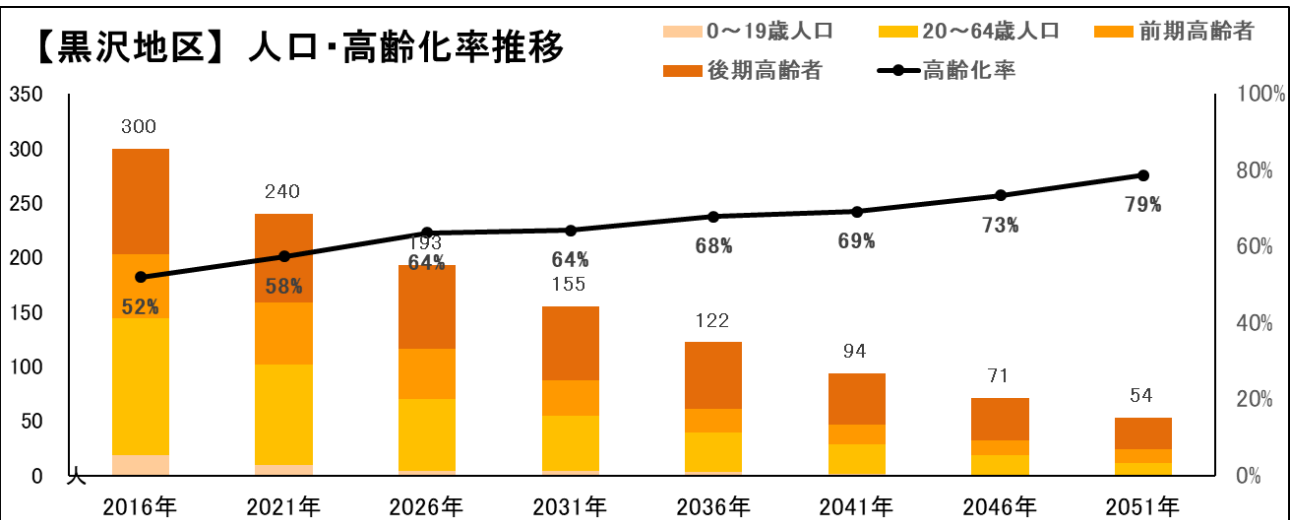
### 黒沢地区の強み

- ・地縁のつながりが現存し、協力的であること。古くからの行事等を重んじ、大切にしていること。
- ・中山間地域の強みを生かした事業を展開し、関係人口・交流人口の創出に努めている。
- ・食事作りが上手な人が多い。

### 黒沢地区の課題

- ・高齢化が進む中で既存の事業内容ができなくなっていて、内容の見直しが課題。
- ・子育て世代が少ないため、成人の事業に招待する事業内容が多い。家庭教育支援や地域に愛着を持つ事業を展開していくことが課題。
- ・配食サービス継続には作り手と配食担当の確保と後継者育成が課題。

### 【黒沢地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより

## 黒沢まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### つながる関係人口づくり事業

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

○事業の目的

黒沢地域の人たち。そして市外に暮らしながらここに思いを寄せたり関心を持ったりする人たちが一緒になって黒沢地区で生きること、黒沢地区に関わることを楽しく元気にしていくためにそれぞれのかかわり方を考えること。

○見込まれる成果

旧黒沢中学校・旧三隅南小学校拡大同窓会で得た、出身者のふる里への深い思いを更なるステップへとつなぎ、SNSによる関係人口づくり・交流人口づくりの波及が地域に活力を促すこと。

D

事業の概要

- ① オンラインで全国にいる出身者や興味を持つ人との交流を図る。  
会場には黒沢で活躍している人、出身者、応援団が集まり、全国にいる出身者や黒沢地域に興味を持つ人たちがオンラインで会話をを行う。
- ② 『黒沢 BOX』ピックアップと発送  
オンラインの前に出身者の方に地元の野菜や直産物を盛り込んだ『黒沢 BOX』を送り、ふる里の魅力を広めるキーマンになってもらう。
- ③ 黒沢地域の『生発信！』  
黒沢のひと・もの・ことをブチロケ風にインタビューしながらオンラインで地域を紹介。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

				○					
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

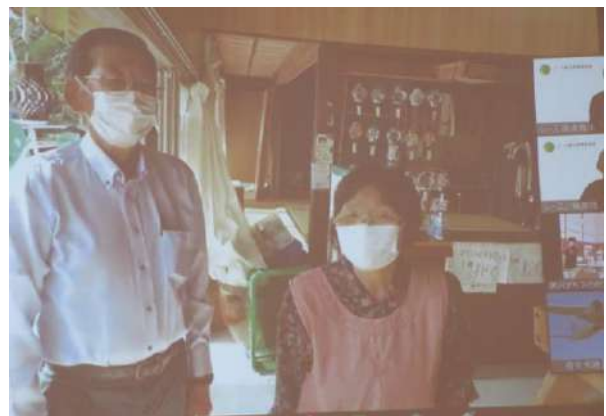
上記評価の理由

- ① 令和3年度内閣府「関係人口創出モデル事業」の採択事業への協力だったため、センターおよびまちづくり委員会の純粋な企画運営力は半分とみなしている。
- ② だが、『黒沢 BOX』は、黒沢の地域住民の力で企画実施し、次への関係交流人口づくりにつながる反響を得るといった成果を感じた。
- ③ 黒沢地域全般に本事業の事前広報ができていれば、もっと協力が得られていた。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- ① 出身者や地域外からは、故郷を懐かしく思い守ってほしい気持ちを話されるが、今この地で生活している地域住民の苦悩は大きい。双方の貴重な意見を理解しあうオンライン交流会を継続すること。
- ② 『黒沢 BOX』をまちづくり委員会の産業振興部会につなぎ、生産者・地域住民の協力体制を作る。
- ③ 高齢者の知恵や若者の考え方も視野に入れながら交流を増やし、『黒沢 BOX』の中身をさらに濃くしていく。



## 井野地区の概要

### 概要(令和3年4月現在)

- (1)人 □ 636人
- (2)世帯数 332世帯
- (3)面積 38.53km<sup>2</sup>
- (4)高齢化率 59.91%

### 主な施設

- 市役所(支所含む) 幼・保育園 小学校
- 中学校 高等学校 専門学校・大学
- 図書館 病院 スーパー コンビニ
- ガソリンスタンド 公園 広場・体育館
- その他( )

### エリア内の地区まちづくり推進委員会の名称及び概要

名称：まちづくり推進委員会 INO

設立年月日：平成21年4月28日

構成団体：各自治会，井野地区福祉推進協議会，各活動団体（任意団体），  
井野地区高齢者クラブ，各集落協定，営農組合，伝統芸能団体(2団体)，  
民生児童委員，消防団井野分団 等

### 地区まちづくり推進委員会におけるまちづくりセンターの位置づけ

- 事務局機能 関係団体との連絡及び調整役 特になし
- その他( )

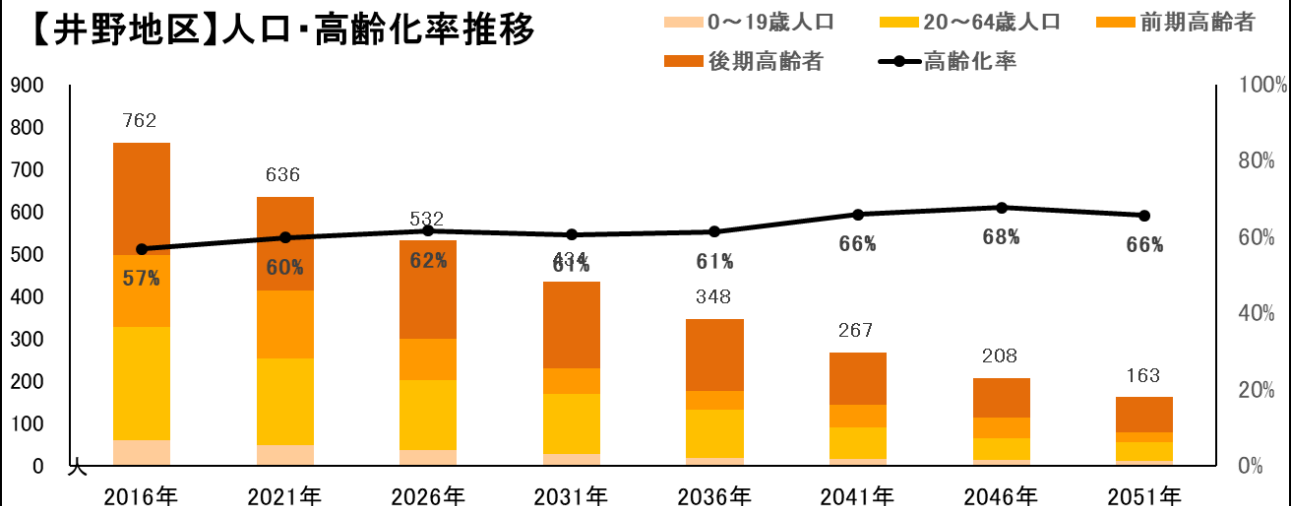
### 井野地区の強み

- ・地域住民同士の結びつきが強い。  
(団結力，連携，協働事業がやり易い)
- ・地域活性化への熱量が多い。  
(地域課題を解決しようとする意識の高さ)
- ・人が温かい。

### 井野地区の課題

- ・人口減少および少子高齢化。
- ・若者の地域事業への参画不足。

### 【井野地区】人口・高齢化率推移



島根県中山間地域研究センター人口推計シートより



## 井野まちづくりセンターの新たな取組

事業名

### 井野地区生活支援事業「いのまる広場」

P

事業の目的（解決を目指す課題）や見込まれる成果

○事業の目的

小売店に限られる地区に移動販売車が出向き、安定した食の提供機会を確保すると共に、地区住民の交流の場や見守り体制を整備することで地域ケアシステムの構築を図る。

○見込まれる成果

身近な場所で買い物を楽しむことができ、食の提供機会を安定的に設けることで高齢者の低栄養リスクを防ぎ、バランスの取れた食生活につなげることが出来る。また、交流の場を持つことで生きがいを感じたり孤立を防いだりすることができ、見守りや安否確認を容易に行うことができる。

D

事業の概要

- ①プレ事業を4/27(火)に開催。その後、浜田市社会福祉協議会、まちづくりコーディネーター、クローバー(移動販売車)との協議により、毎月第一火曜日(年始を除く)に「いのまるマーケット」(令和3年11月より「いのまる広場」に改名)を開催する運びとなった。
- ②クローバー(移動販売車)の都合により、12月の開催をもって移動販売車は休止。地元商店の協力を得て、現在買い物支援を行っている。
- ③サロン要素や生涯学習教室の発表の場を設けるなど、工夫しながら継続している。

C

課題の解決度合（10段階の自己評価）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

		○								
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

上記評価の理由

新規事業のため試行錯誤しながら運営したが、地域住民への周知不足による参加者不足および固定化が早くも課題となっている。

A

事業の継続、発展に向けて今後取り組むこと（評価を10に近づけるために）

- ①目的に向けての連携・協働団体との綿密な協議
- ②地域住民への周知方法の検討
- ③運営ボランティアの人材育成
- ④井野っ地号の利用促進(買い物支援のための無料送迎等の検討)



看護師資格者による血圧チェック  
および健康相談



地元商店出店による買い物支援



回想法によるサロン活動